

令和元年度

区政概要

福岡市

目 次

1. 市勢概況	1
1-1 市 域 図	1
1-2 市域拡張の変遷	2
1-3 各区の面積・世帯数・人口	3
1-4 各区の特色	5
2. 区役所の機構及び庁舎等の現況	19
2-1 区役所・出張所及び保健所庁舎一覧	19
2-2 市民センター等施設一覧	23
2-3 区役所の機構	26
2-4 区役所課別職員数	35
2-5 区関係諸統計	36
2-5-1 各区分人口の推移（住民基本台帳）	36
2-5-2 年齢別人口	36
2-5-3 国籍等別外国人数（住民基本台帳）	37
2-5-4 選挙人名簿登録者数・議員定数・投票区数	38
2-5-5 各区選挙人名簿登録者数の推移（定時登録）	38
2-5-6 市立学校数、学級数、児童生徒数	39
2-5-7 指定学校変更及び区域外就学人数（小中学校合計）	39
2-5-8 小学校区・公民館数	39
2-5-9 戸籍関係届出件数	40
2-5-10 印鑑関係処理件数	40
2-5-11 中長期在留者住居地届出等事務処理件数	40
2-5-12 戸籍・住民基本台帳関係諸証明等発行件数	41
2-5-13 住民基本台帳関係処理件数	41
2-5-14 住居表示実施状況	42
2-6 各区町名一覧表	47
3. 区行政推進の歩み	49
4. 区関係諸規程	61
4-1 福岡市区の設置等に関する条例	61
4-2 区長委任事務に関する規則等	
4-2-1 福岡市区長事務委任規則	63
4-2-2 福岡市事務分掌規則（一部抜粋）	66
4-2-3 福岡市市税条例施行規則（一部抜粋）	67
4-2-4 協議に基づく委任及び補助執行（教育委員会）（一部抜粋）	68
4-2-5 福岡市区における総合行政の推進に関する規則	69
4-2-6 区政推進会議要綱	75
4-2-7 自治協議会共創補助金交付要綱	76
5. 政令指定都市所在地・各担当課	82
5-1 政令指定都市の概要・区役所所在地等	82
5-2 政令指定都市市区政担当課	88

1. 市勢概況

1-1 市域図(平成31年4月1日現在)



1-2 市域拡張の変遷



市域のうつりかわり

順位	編入年月日	編入町村名	面積km ²	世帯数	人口
1	(市制施行時)	旧福岡市	5.09	9,440	50,847
2	大正元. 10. 1	筑紫郡警固村	1.08	937	4,932
3	8. 11. 1	早良郡鳥飼村	2.47	661	3,509
4	11. 4. 1	早良郡西新町	4.75	1,200	6,588
5	11. 6. 1	筑紫郡住吉町		3,973	22,311
6	15. 4. 1	筑紫郡八幡村	5.40	678	3,514
7	昭和 3. 4. 1	筑紫郡堅粕町	8.31	4,875	23,466
8	3. 5. 1	筑紫郡千代町		2,020	10,337
9	4. 4. 1	早良郡原村	9.46	701	3,927
10	4. 4. 1	早良郡樋井川村	23.26	623	3,708
11	8. 4. 1	早良郡姪浜町	4.32	2,899	14,155
12	8. 4. 1	筑紫郡席田村	12.49	829	4,823
13	8. 4. 5	筑紫郡三宅村	6.48	839	4,486
14	15. 12. 26	粕屋郡箱崎町	5.57	3,077	16,893
15	16. 10. 15	早良郡老岐村	10.94	630	3,341
16	16. 10. 15	早良郡残島村	3.93	197	931
17	16. 10. 15	糸島郡今宿村	11.34	529	2,620
18	17. 4. 1	糸島郡今津村	6.99	375	2,172
19	29. 10. 1	筑紫郡日佐村	5.63	1,361	7,013
20	29. 10. 1	早良郡田隈村	9.92	1,085	6,043
21	30. 2. 1	粕屋郡多々良町	14.39	2,520	11,418
22	30. 2. 1	粕屋郡香椎町	12.39	2,563	10,944
23	30. 4. 5	筑紫郡那珂町	7.80	6,065	26,129
24	35. 8. 27	粕屋郡和白町	12.50	1,751	8,370
25	35. 8. 27	早良郡金武村	14.73	428	2,561
26	36. 4. 1	糸島郡周船寺村	6.40	842	4,433
27	36. 4. 1	糸島郡元岡村	11.79	662	3,907
28	36. 4. 1	糸島郡北崎村	14.20	1,132	6,459
29	46. 4. 5	粕屋郡志賀町	11.87	2,299	8,951
30	50. 3. 1	早良郡早良町	76.73	2,779	11,411

(注)人口等は編入時の数値である。

1-3 各区の面積・世帯数・人口

平成31年4月1日現在

区・出張所	面積 (km ²)	世帯数 (参考)	人 口			1世帯 当り 人員	人口密度 (km ² 当たり)
			総 数	男	女		
全 市	343.46	811,224	1,582,695	746,131	836,564	2.0	4,608
東 区	69.45	151,560	316,405	153,749	162,656	2.1	4,556
博 多 区	31.62	150,723	240,802	114,636	126,166	1.6	7,615
中 央 区	15.39	122,904	200,310	89,316	110,994	1.6	13,016
南 区	30.98	126,998	262,444	121,891	140,553	2.1	8,471
城 南 区	15.99	66,910	132,104	62,032	70,072	2.0	8,262
早 良 区	95.87	98,575	219,129	103,269	115,860	2.2	2,286
うち 入 部 出 張 所	75.81	8,949	23,198	11,055	12,143	2.6	306
西 区	84.15	93,554	211,501	101,238	110,263	2.3	2,513
うち 西 部 出 張 所	48.22	30,807	69,785	34,819	34,966	2.3	1,447

(注) 1. 人口は平成27年国勢調査結果を基礎として、住民基本台帳の異動状況等から算出した推計人口。

2. 世帯数は人口と同じ方法で算出しているが、世帯の定義が国勢調査と住民基本台帳とで若干の相違があるため参考として掲載する。

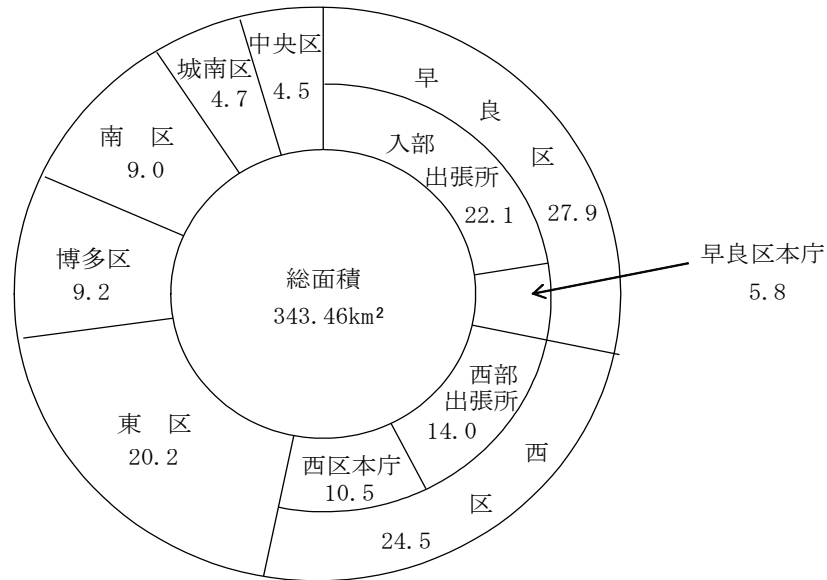
3. 面積は平成30年10月1日現在（国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」）

* 出張所面積は、総務企画局企画調整部統計調査課で独自に測定

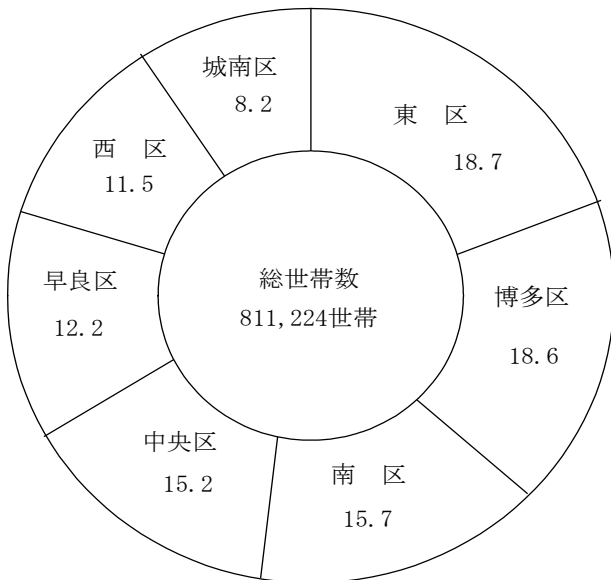
面積・世帯数・人口の区別構成（平成31年4月1日現在）

(単位：%)

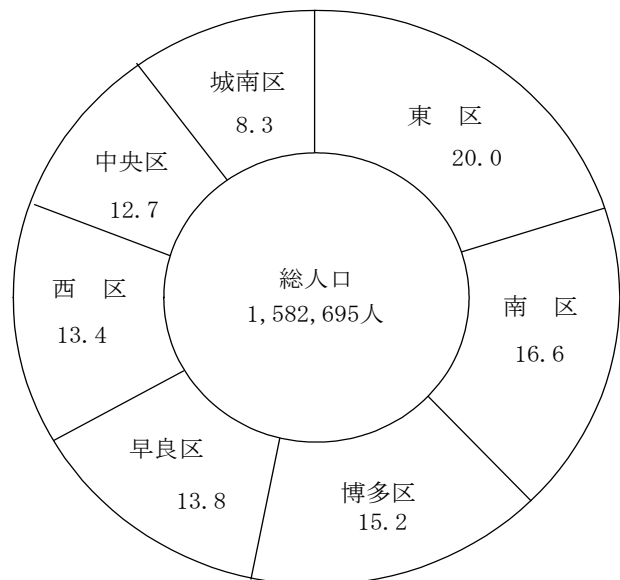
面積
(平成30年10月1日)



世帯数



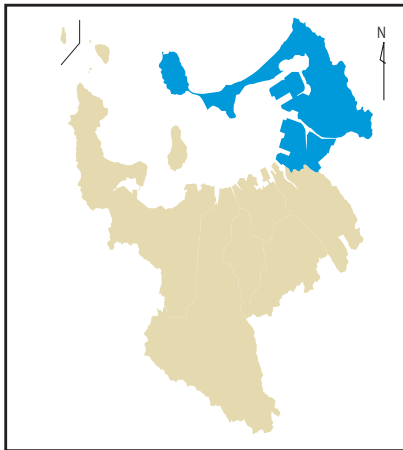
人口



(注) 単位未満を四捨五入しているため合計が100%とならない場合がある。

1-4 各区の特色

東区の特色



シンボルマーク



東区の「地形」をデザインしたもので、九州における物流の拠点、交通の大動脈のイメージと21世紀への躍進を表しました。色は海の中道とそれを取りまく空と海をイメージしたスカイブルーです。

(H31.4.1現在)

世帯数 151,560世帯

人口 316,405人

人口密度 4,556人/km²

(H30.10.1現在)

面積 69.45km²



東区は市の東部に位置し、北は糟屋郡新宮町に、東は糟屋郡久山町及び粕屋町に、南は福岡市博多区に隣接しており、西には博多湾及び玄界灘の海が広がっている。

区域を南北に二分する多々良川の河口付近には、福岡都市高速道路香椎線・粕屋線、国道3号線、博多バイパス（別府香椎線）、JR鹿児島本線及び西鉄貝塚線が結集し、交通の大動脈を形成している。

このような主要幹線交通網と九州縦貫自動車道との結節機能を背景に、九州における物流拠点として、陸上輸送を主体とする福岡流通センターやJR福岡貨物ターミナル駅、海上輸送を主体とする箱崎ふ頭・香椎パークポート、「ベジフルスタジアム」（福岡市中央卸売市場青果市場）など大規模流通施設が集積している。

七区最多の人口を擁する東区は、様々なまちづくりが同時に進行している区でもある。臨海部では、アイランドシティで自動車専用道路の整備が進んでいる。また、平成30年12月に総合体育館がオープンし、平成31年4月には照葉北小学校が新たに開校した。一方内陸部では、香椎駅周辺土地区画整理事業が進行中であり、千早地域とともに、市東部広域拠点として、都市機能の強化が期待されている。さらに、九州大学の移転に伴い、グランドデザイン（平成30年7月策定）に基づき箱崎周辺地区のまちづくりの検討が進められている。また、平成28年6月の市街化調整区域土地利用規制緩和によって、志賀島でも新たなまちづくりが動き出している。

文化・スポーツ・レクリエーション施設としては、芸術文化を感じるまちづくりの核となる複合施設「なみきスクエア」（市民センター、図書館、音楽・演劇練習場、証明サービスコーナー）をはじめ、和白地域交流センター、東体育館、東市民プール、雁の巣レクリエーションセンターがあり、多くの市民が利用している。

また、総面積約540haを擁する大規模な国営公園である「海の中道海浜公園」や、「アイランドシティ中央公園」・香椎パークポートの「みなと100年公園」などの、自然環境を活かした雄大かつ魅力ある公園が整備されている。

そのほか、玄海国定公園に指定されている志賀島・海の中道や立花山・三日月山など海と山の豊かな自然に囲まれており、シギ類・チドリ類・カモ類などの渡り鳥の飛来地として有名な和白干潟、市民の憩いの場となっている多々良川緑地など自然の魅力にあふれている。

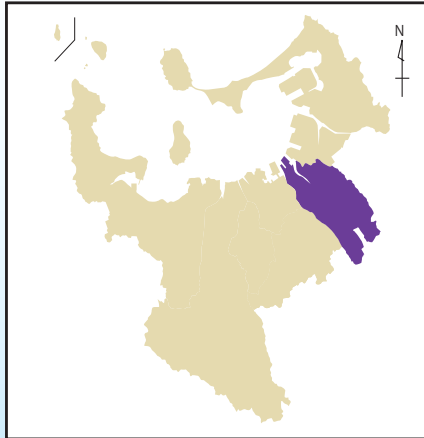
また、東区には、九州産業大学、福岡工業大学、福岡女子大学をはじめとして、大学・高等学校などの教育施設が充実しているほか、「漢委奴国王の金印」が発見され、万葉集にも歌われている志賀島、舞松原・宮前などの古墳、蒙古塚、名島城址・立花城址など歴史的にも貴重な史跡や筥崎宮・香椎宮・志賀海神社をはじめとする福岡市を代表する神社・仏閣が多く残されている。

東区では、「歴史と自然の魅力あふれ、人が活躍し、活力を創造するまち」を将来像に掲げ、区の特性を活かしたまちづくりを住民と行政が共働しながら取り組んでいるところである。


平成31年度東区区政運営方針

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/higashiku/k-shinko/keikaku/h31.html>

博多区の特徴



シンボルマーク



博多区の「ハ」に港湾の波頭とどんたくの躍動感をデザインし、区勢と区民の輝かしい未来に向かって伸びゆく様を表したものです。色は紫で伝統ある寺社や山笠等の祭りをイメージしたものです。

(H31.4.1現在)
 世帯数 150,723世帯
 人口 240,802人
 人口密度 7,615人/km²

(H30.10.1現在)
 面積 31.62km²



博多区は市の中心部から南東部に位置し、区の北部は、陸・海・空の玄関口を擁し、九州の人・物・情報の交流拠点となっており、南部には、住宅地域が広がっている。

陸の玄関口であるJR博多駅は、鉄道利用者に加え、駅ビル来館者により大きなにぎわいを見せている。また、その周辺地区には、金融機関、商工会議所、国の合同庁舎、企業の支店等の都市機能が集積するとともに、全市の5割以上が博多区に集中する卸売業も集積している。

海の玄関口である博多港は、国際拠点港湾として年間約3,423万トン(30年速報値)の海上輸送貨物が取り扱われているほか、クルーズ船の寄港も増加しており、外国航路船舶乗降人員数は年間約197万人(30年速報値)で26年連続日本一(見込み)となっている。特に、中央ふ頭から博多ふ頭にかけての「ウォーターフロント地区」は、港湾旅客施設などの海のゲートウェイ機能のほか、マリンメッセ福岡や福岡国際会議場などのMICE施設が集積しており、現在、これらの機能強化や、海辺を活かした賑わいの創出など、「MICE」「クルーズ」「賑わい」が融合した一体的なまちづくりに取り組んでいる。空の玄関口である福岡空港は、地下鉄により都心部と直結した世界有数の便利な空港であり、年間約2,464万人(30年)の利用者がある。国内はもとより、東南アジアを中心にアメリカやヨーロッパ路線など、豊富な国際路線を有しており、国際空港としての重要性がますます高まっている。これら陸・海・空の玄関口の機能充実は、アジアの拠点都市をめざす本市の大きな発展の原動力となっている。

博多区には、博多駅周辺の商業施設のほか、「福岡アジア美術館」や劇場「博多座」、市民の社会教育・文化活動の場である山王の「博多市民センター」、音楽や演劇などの練習ができる千代の「パピオピールーム」や小劇場としても利用される祇園の「ぽんプラザホール」などがあり、文化・芸術に彩られたまちとして発展している。美野島、竹下地区の「りぼんシティオ那珂川」は、周辺の景観と一体になって整備された水辺空間として憩いをもたらし、西鉄雑餉隈駅に近接する「さざんびあ博多」は、コミュニティ、福祉、文化機能が一体となった施設で、区南部を中心に活用されている。


また、東平尾公園の博多の森陸上競技場、球技場、プール等をはじめ、総合的な機能をもつ東公園の市民体育館、山王公園の野球場や博多体育館などスポーツ施設も充実し、立花寺には立花寺緑地リフレッシュ農園が整備され多くの市民に親しまれている。

歴史や伝統の息吹を伝えるものも多く、博多の総鎮守の櫛(※注)田神社、商売繁盛などを祈って参詣者の多い十日恵比須神社、航海の神として崇敬されている住吉神社、日本最初の禅寺といわれる聖福寺、さらには、承天寺、崇福寺、東長寺など高名な神社、仏閣が点在し、承天寺通りに設置された「博多千年門」は、博多の寺社町エリアへのウエルカムゲートとなっている。さかのぼれば、日本最古の稲作集落跡のひとつである板付遺跡をはじめ、金隈遺跡、古墳時代の那珂八幡古墳や剣塚古墳など、多くの遺跡が見られるのも博多区の特徴である。井相田には、これらの埋蔵文化財の展示・保存をする埋蔵文化財センターがある。(※注)木へんに節


令和元年度博多区運営方針

http://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/68738/1/R1_hakata.pdf

中央区の特色



シンボルマーク



中央区の『中』を、人と人とのふれあいや交流を中心に表し、文化、経済の発展の輪が周辺に好影響している様子を表現。色は、福岡市の中心としての情熱をイメージした赤です。

(H31.4.1現在)

世帯数 122,904世帯

人口 200,310人

人口密度 13,016人/km²

(H30.10.1現在)

面積 15.39km²



市の中心部に位置する中央区は、古代には迎賓館「鴻臚館」がおかれ、江戸時代には福岡藩の城下町として栄えたところである。

明治の廃藩置県以後も西日本における行政・経済・文化の中核拠点として発展を続け、近年は、商業施設・金融機関・商社等の商業・業務機能の集積が進んでいる。

福岡の顔ともいえる天神は、鉄道やバス網の起点となる交通の要衝であり、アジアの交流拠点都市をめざす福岡市の中心として、多くの都市機能を有する国際化に対応した街へと発展している。

ウォーターフロント地区は、各地から新鮮な魚が集まる鮮魚市場が立地するほか、地行浜地区は、ヤフオクドームなどがあり、プロ野球をはじめスポーツ・音楽などのイベントが開催される、スポーツ・エンターテインメントゾーンを形成している。

都心周辺部には、西公園から大濠公園・舞鶴公園、動植物園のある南公園、鴻巣山と、水と緑に親しめる空間がつながり、公園面積は区の面積の10%を超えている。

スポーツに親しめる場所として、平和台陸上競技場や球技場、中央体育館、中央市民プールなどがあり、多くの市民に利用されている。

また、福岡城を中心に城下町の面影を残す^{かき}鉤型路地、江戸時代の儒学者貝原益軒ゆかりの金龍寺、幕末の歌人野村望東尼の平尾山荘、国の重要文化財となっている文学館（赤煉瓦文化館）など歴史にふれあえる場所も多い。さらに、福岡市科学館、市立美術館、県立美術館や市民会館、アクロス福岡などの文化施設も点在。外国の公館、新聞社、放送局なども区内に集中し、数多くの情報が発信されている。


保健福祉関係では、国立病院機構九州医療センターや健康づくりサポートセンター（あいれふ）、保健環境研究所（まもるーむ）、市民福祉プラザ（ふくふくプラザ）、こども総合相談センター（えがお館）、中央児童会館（あいくる）がある。

中央区では、[人が集い、人が輝き、人がやさしいまち「中央区」]をまちづくりの目標として掲げ、その実現のために、「自然、歴史、地域の魅力を生かした、にぎわいのあるまち」「思いやりの心で人がつながり、元気に暮らせるまち」「誰もが安心して暮らせるまち」「市民から信頼される区役所づくり」の4つの取組みの方向性に沿って、区の特色や課題を踏まえた魅力あるまちづくりに取り組んでいる。


令和元年度中央区区政運営方針

http://www.city.fukuoka.lg.jp/chuoku/kikaku/torikumi/004_2_2_2_2.html

南区の特色



シンボルマーク



南区の「m」で3つの盛り上がりによる躍動感を表現し、全体の円は区民の調和ある団結と発展を表しています。
色はエンジで中央部に隣接する南部都市圏を表しました。

(H31.4.1現在)
世帯数 126,998世帯
人口 262,444人
人口密度 8,471人/km²

(H30.10.1現在)
面積 30.98km²



市の南部に位置する南区は、東区に次いで人口が多く、自然環境に恵まれた住宅・文教地区で、閑静な戸建住宅や大規模団地が区内全域に広がる「くらしのまち」である。

油山市民の森、も〜も〜らんど油山牧場、花畑園芸公園、桧原運動公園などの魅力的な公園、那珂川や市内で最大の野多目大池をはじめとする56のため池など、身近な自然環境にも恵まれている。また、道路拡張で伐採されそうになった桜の木が、住民と行政の心のキャッチボールにより守られたエピソードで知られる桧原桜公園や、市内ではめずらしい高温の湯を湧出する博多温泉なども、多くの市民に親しまれている。

第9次福岡市基本計画（平成24年12月策定）で南部広域拠点に位置づけている西鉄大橋駅から高宮駅の周辺には、行政、医療、教育等の公共公益施設や商業サービス施設など多様な機能が充実し、大学や短大、男女共同参画推進センター（アミカス）、南市民センター、大橋音楽・演劇練習場などの文教施設も多く立地している。また、地域拠点に位置づけている長住・花畑地域には、日常生活に必要な商業機能やサービス機能などが集積しており、周辺的生活圏域の中心となっている。

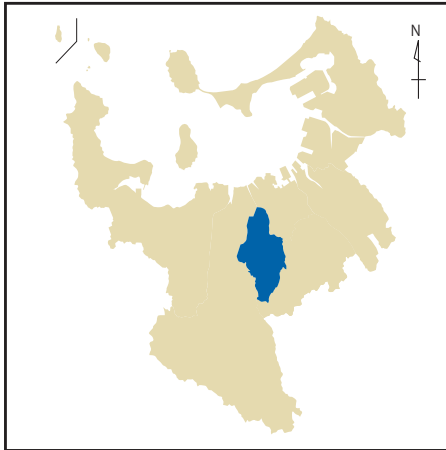
道路交通網については、高宮通りや日赤通り・みやけ通り、後野福岡線などの一部で交通渋滞の解消が課題であるが、平成外環通りの供用開始、さらに薬院太宰府線や御供所井尻線の開通などにより、幹線道路のネットワーク強化が図られつつある。また、歩行者の視点に立った「人にやさしいみちづくり」を推進しており、通学路の歩車分離や歩道の新設、段差解消などのバリアフリー化、渋滞緩和と歩行者の安全確保のための交差点の改良などに取り組んでいる。

第9次福岡市基本計画では、今後10年間に取り組んでいく「南区のまちづくりの目標」を「いきいき南区 くらしのまち～身近な自然とふれあい みんながつながり支え合う～」と定めている。この実現に向けて、①「人のつながりや交流が大切にされ、地域で支え合い・助け合うくらしやすいまち(自治・共働)」、②「みんなにやさしい、安全で安心して住み続けられるまち(安全・安心)」、③「那珂川やため池、油山などの自然がさらに身近に感じられるうるおいとやすらぎのあるまち(自然・共生)」、④「大学や隣接地域との連携・交流や文化活動などが盛んで、活気あふれるまち(文化・交流)」の4つの方向性を掲げ、地域、大学、企業、NPOなどと連携しながら取り組みを進めている。


2019年度南区運営方針

http://www.city.fukuoka.lg.jp/minamiku/k-shinko/shisei/minamiuneihoushin_2019.html

城南区の特徴



シンボルマーク



城南区の「J」をシンボル化し区民相互の連帯感と未来に伸びゆく様を表しました。
濃紺は油山を源とする樋井川と文教地区をイメージしたものです。

(H31.4.1現在)

世帯数 66,910世帯

人口 132,104人

人口密度 8,262人/km²

(H30.10.1現在)

面積 15.99km²



城南区は、市域のほぼ中央部に位置し、区域の大半が住宅地であり、中央区・南区に次いで人口密度が高く、大規模な住宅団地が区の全域に点在している。一方、南部に広がる油山や区内を南北に流れる樋井川、多くのため池など、豊かな自然環境が市街地のすぐ近くにある。また、福岡大学・中村学園大学という2つの大学があり、大学の機能や学生の活力を活かしたまちづくりに取り組んでいる。

北部地域は、城南区の中でもいち早く都市化が進んだ地域で、区役所、城南保健所、水道局城南営業所、城南体育館などの行政サービス機能や医療施設、厚生施設、福祉施設などが集まり、区の拠点となっている。また、この地域には中村学園大学をはじめとする学校施設が多く、七隈川沿いには小・中・高等学校や音楽用ホールを備えた末永文化センター、私立美術館ミュージゼ・オダが立地し、文教地区として知られている。都市化が進む一方、田島神社では「田島神楽」が地域の伝統として受け継がれており、市の無形民俗文化財に指定されている。また、樋井川の水を利用したといわれる池泉回遊式純日本庭園として名高い友泉亭公園は、筑前黒田藩第6代藩主継高公の別邸を公園として整備したもので、四季を通じて訪れる市民の心を和ませている。

西南部地域には、城南市民センターやスポーツ施設を有する西南杜の湖畔公園があり、市民の文化活動や健康づくりに寄与している。また、城南市民センター東側にある西の堤池は、西南杜の湖畔公園とともに季節を楽しむことができる湖と緑豊かな憩いの空間となっている。地域のほぼ中心には西日本有数の学生数を誇る福岡大学が立地しており、七隈交差点を中心に、城南区シンボルロード「城南学園通り」と「福大通り」沿いには商店街や沿道型サービス施設が並び、学生や住民の利便に供されている。梅林古墳や菊池神社などの歴史的な地域資源にも恵まれている。

東南部地域は、城南市民プールや城南消防署の公共施設があり、樋井川水系と油山などの水と緑に恵まれた住宅地である。油山には、明治百年を記念して1969年に市民の森が開設され、多くの市民に親しまれている。また、中腹に位置する片江展望台は、秋に東南アジア方面へ向けて飛翔する渡り鳥「ハチクマ」の観測地点として知られている。こうした自然豊かで静かな環境の中に福祉施設が多く立地し、高齢者や障がい者のケアや自立に向けた支援が行われている。

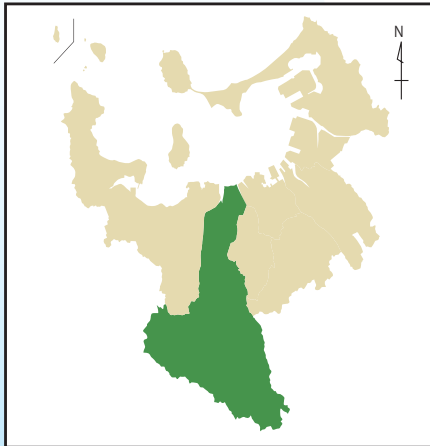
城南区は急速に市街化が進んだため、交通体系の整備が区の急務とされてきたが、平成17年2月の地下鉄七隈線開通により、住民の通勤・通学の利便性が大きく向上した。また、平成18年3月には、堤地区で福岡都市高速環状線と平成外環通りが連結し、都市圏を循環する道路ネットワークが完成した。平成外環通りは平成23年4月に4車線で全線開通した。

城南区では、平成24年12月に策定された第9次福岡市基本計画において、「豊かな暮らしがあるまち・城南区～大学・自然と共生し、地域で支え合う安全で安心なまちづくり～」をまちづくりの目標に掲げ、「安全で安心して暮らせるまち」「地域で支え合う、ぬくもりのあるまち」「地域と大学が共生するまち」「自然環境を大切にするまち」「市民に身近な区役所づくり」の5つを区の実践の方向性に掲げ、区の特性を活かしたまちづくりに取り組んでいるところである。

令和元年度城南区運営方針

http://www.city.fukuoka.lg.jp/jonanku/kikaku_ks/kusei-shisetsu/zyounannkuurineihousinn30.html

早良区の特徴



シンボルマーク



早良区の「さ」を鳥のイメージでシンボル化し、区民の融和と平和ある団結で明日へ飛躍発展していく様子を表しています。
色は緑で、緑豊かな清新なまちをイメージしています。

(H31.4.1現在)

世帯数 98,575世帯

人口 219,129人

人口密度 2,286人/km²

(H30.10.1現在)

面積 95.87km²



早良区は、南北に長く広がる地形になっており、北部は博多湾に面するとともに、西部には室見川が流れ、そして南部は緑豊かな脊振山系にいだかれる、豊かな自然環境に恵まれた区である。

早良区は、昭和47年の政令指定都市昇格に伴い設置されていた西区が、昭和50年の旧早良町との合併を経て、西、城南、早良の3区に分区され、昭和57年に誕生した。面積は7区のなかで最も広く、人口は、東区、南区、博多区に次いで4番目に多い区である。

早良区は、弥生時代の遺跡が多く分布することからも分かるように、古代から農業地帯として長い歴史を有している。

西新周辺は、古くから紅葉八幡宮の門前町として繁栄してきた。路面電車が走っていた明治通りの沿道を中心に、戦前から市街地が形成されていたが、戦後、高度経済成長とともに、国道263号や西新に近い地域から開発が進み、特に昭和40年代以降、住宅を中心に市街地が急速に拡大した。

早良区には、戦前（昭和初期）から路面電車や旧国鉄筑肥線があったが、昭和56年に地下鉄（天神～室見）と藤崎バスターミナルが開業し、続いて平成17年に地下鉄七隈線が開通し、交通利便性が飛躍的に向上した。また、平成元年に、シーサイドももち地区でアジア太平洋博覧会が開催され、その跡地に、新たに福岡タワーや福岡市博物館、総合図書館などを擁した近代的な街が形成され、さらに、区の中部に平成外環通りや、都市高速道路環状線が整備された。

早良区では、北部、中部、南部が、異なる特性を持っており、それぞれの地域性や特性を生かしたまちづくりが進んでいる。

<北部地域>

北部地域は、地下鉄沿線に文教・行政・商業・交通機能を有する藤崎・西新と観光・情報技術関連施設や文化・教育施設を有するシーサイドももち地区からなる西部の広域拠点を形成しており、福岡市でも最も交通・生活利便性の高い地域のひとつとなっている。商業・業務施設と集合住宅が集まり、単身者や若い世帯が多くなっている。

また、平成24年に西新から百道浜までの市道約1.6kmが全国で2番目の「サザエさん通り」と命名され、「サザエさん通り」を生かしたまちづくりに取り組んでいる。

<中部地域>

中部地域は、国道202号沿線から旧早良町周辺まで、主に昭和40、50年代に整備された住宅地を中心とする地域である。北に集合住宅、南に戸建て住宅地が多く、国道263号や幹線道路沿いには商店街、サービス・業務施設が立地している。

また、地下鉄七隈線や平成外環通りをはじめとする都市基盤の整備が進み、新しい街並みが形成されている。

<南部地域>

南部地域は、旧早良町を中心にした地域で、広い面積を有している。広大な脊振山系を有し、福岡市内でも貴重な農業地域でもある。国道263号沿道や内野地区など部分的に市街化が進んでいる一方、山間地にかけては集落が点在している。


早良区は、脊振山系の「みどり」と室見川水系の「みず」という豊かな自然環境に恵まれる一方で、近代的な街並みを有する多様な魅力にあふれる区である。

まちづくりを進めるにあたり、共働を担うそれぞれの「ひと」が、「みず」や「みどり」の豊かな自然と「ふれあい」、人と人が「交流」しながら、潤いある地域コミュニティを形成し、市民がずっと住み続けたいと思う魅力あふれる「光り輝く」早良区をめざしている。


令和元年度早良区区政運営方針

http://www.city.fukuoka.lg.jp/sawaraku/c-shinko/shisei/sawarakureiwagannendounei_housin.html

西区の特色



シンボルマーク



西区の「西」を威勢のよい稲妻型にデザインし、飛躍する西区を表しています。
色はオレンジで飛躍する若い町と夕陽の美しさをイメージしました。

(H31.4.1現在)

世帯数 93,554世帯

人口 211,501人

人口密度 2,513人/km²

(H30.10.1現在)

面積 84.15km²



西区は、玄海国定公園の景勝である生の松原から西浦に至る美しい海岸線と玄界灘に浮かぶ小呂、玄界、能古の島々、脊振山系から糸島半島に連なる飯盛山や叶岳などの緑の山並みを持つ豊かな自然環境に恵まれている。また、国指定史跡の元寇防塁をはじめ丸隈山古墳、吉武高木遺跡などの史跡や今津人形芝居、元岡・宇田川原・今宿青木の獅子舞などの伝統芸能も数多く伝え残されており、歴史的資産にも恵まれている地域である。一方、市内で最も農地が多く、生鮮食料品供給地として農漁業が盛んであるが、近年では、宅地開発が進み年々人口が増加している。平成17年2月に地下鉄七隈線が開業し、橋本駅周辺では土地区画整理事業も行われ、大規模商業施設が進出したことや、元岡・桑原地区への九州大学の移転及びJR筑肥線の九大学研都市駅の開業、伊都土地区画整理事業などの大規模プロジェクトの推進により、今後、より一層の人口集積が予想されている。

東部地域の北部には、西区役所をはじめ西区保健福祉センター（西保健所）、西市民センター、西図書館、水道サービス公社西営業所、家庭動物啓発センター、西部療育センター、西障がい者フレンドホーム、ハローワーク福岡西、西福岡年金事務所等の行政機関が集中している。また、市営地下鉄とJR筑肥線の結節点である姪浜駅には、バス路線も集中しており、交通の拠点となっている。さらに、駅南側では、土地区画整理事業により美しい街並みが形成されている。臨海部は、ヨットハーバーやマリナー、海浜公園などが整備され、市民の海洋系スポーツ・レクリエーションの拠点となり、大型商業施設などが立地し、親水性を活かした賑わいのある地区となっている。

東部地域の中部・南部は、人口の増加が著しい新興住宅地域と、本市の農業生産を担い市民に新鮮な食料を提供する都市型農業地域とに大別される。また、西体育館、西部運動公園、総合西市民プール等のスポーツ施設や、室見川河畔公園、飯盛山を軸とした散策ルートが整備され、市民の健康増進やレクリエーションの場として活用されている。弥生時代の集落跡で史跡公園として整備された野方遺跡や吉武高木遺跡等の貴重な古代遺跡も地区内に位置している。平成29年4月には、「甕棺ロード」など展示・解説コーナーや芝生広場をそなえた、吉武高木遺跡「やよいの風公園」がオープンした。

長垂山以西の西部地域には、西部出張所を設け、地域住民の利便を図るとともに、西消防署、西警察署が配置され市民の生命、財産の保護に努めている。同地域は農漁業の盛んな地域であり、生鮮食料供給地としての役割を担っている。一方、JR筑肥線の今宿、九大学研都市両駅周辺において、土地区画整理事業等による宅地供給が行われ市街化が進んでいる。区画整理地内に、西部地域の区レベルの施設を補完する「さいとびあ（西部地域交流センター・西部図書館・西部出張所）」が平成22年7月に開館し、新たな地域のコミュニティ拠点となっている。今津地区にはその恵まれた自然環境を生かして、特別養護老人ホーム（大寿園）、国立福岡視力障害センター、障がい者支援施設（第一野の花学園）、市立今津特別支援学校、今津赤十字病院等が立地し、昭和45年には、これら福祉施設と地域住民とが一体となった「今津福祉村」が全国で初めて組織され、現在に至っている。文化財としては、全国的に著名な今津の元寇防塁、元岡瓜尾貝塚、今宿古墳群（大塚古墳、丸隈山古墳、山ノ鼻1号墳等）、弥生時代の石斧製造所跡である今山遺跡などが点在しており、史跡の宝庫となっている。また、スポーツ・レクリエーション施設としては、今宿野外活動センター、海づり公園、今津運動公園、今津リフレッシュ農園、玄海自転車道、高祖山・叶岳・灘山などのハイキングコースや柑子岳の自然歩道等、多様な施設が整備され、市民の憩いの場として親しまれている。

令和元年度西区区政運営方針

http://www.city.fukuoka.lg.jp/nishiku/c-shinko/kusei/R1_nishikuuneihoushin.html

2. 区役所の機構及び庁舎等の現況

2-1 区役所・出張所及び保健所庁舎一覧

〈建築方式〉

UR市街地住宅との併用方式（東・博多・南・早良・西）

※博多区のUR市街地住宅については、H30年10月に市へ無償譲渡

交通局との合同庁舎（中央）

水道局との合同庁舎（城南）

西部地域交流センター、西部図書館との併用方式（西部出張所）

民間ビル賃借（博多区保健福祉センター）

福岡市健康づくりサポートセンター等複合施設（中央区保健福祉センター）

〈所在地、構造及び規模〉

平成31年4月1日現在

庁舎名・所在地・電話番号	建物構造	竣工年月	庁舎部分 延床面積	敷地面積
◆東区役所 〒812-8653 東区箱崎2丁目54番1号 TEL 631-2131（代表） FAX 645-1127 ◆東区役所別館 〒812-0053 東区箱崎2丁目54番27号 TEL 631-2131（代表）	鉄筋コンクリート造 地下1階・地上10階 うち庁舎部分 地下1階・地上2階	S46. 9	6,209m ²	6,127m ²
	鉄骨造（増築） 地上3階	S63. 1		
	鉄筋コンクリート造 地下1階・地上2階（保健所）	S50. 3	2,523m ²	2,580m ²
	鉄筋コンクリート造 地上3階（水道局東営業所内） うち庁舎部分 地上3階の一部	H8. 3	292.89 m ² （借用面積）	99.31 m ² （借用面積）
地下鉄 箱崎宮前駅下車 徒歩3分 バス 箱崎浜下車 徒歩すぐ				
◆博多区役所 〒812-8512 博多区博多駅前2丁目9番3号 TEL 441-2131（代表） FAX 452-6735	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階・地上11階 うち庁舎部分 地下1階・地上3階	S46. 4	6,010m ²	2,480m ²
JR九州 博多駅下車 徒歩7分 地下鉄 祇園駅下車 P2出口から 徒歩5分 バス 駅前1丁目下車徒歩5分				
◆博多区保健福祉センター （博多保健所） 〒812-8514 博多区博多駅前2丁目 19番24号 （大博センタービル内） TEL 441-2131（代表） FAX 441-1455 TEL 419-1089（保健所・代表） FAX 441-0057	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階・地上11階 うち庁舎部分 地上3階	H14. 2	2,337m ²	1,723m ²
JR九州 博多駅下車 徒歩5分 地下鉄 祇園駅下車 P2出口から 徒歩2分 P4出口からすぐ バス 駅前1丁目下車徒歩すぐ				

<p>◆中央区役所 〒810-8622 中央区大名2丁目5番31号 TEL 714-2131 (代表) FAX 714-2141</p> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>地下鉄 赤坂駅下車 (5番出口)徒歩すぐ バ ス 大名2丁目下車徒歩すぐ</p> </div>	<p>鉄骨鉄筋コンクリート造 地下2階・地上8階 うち庁舎部分 地上3階</p>	<p>S55. 6</p>	<p>7,769m² (専用面積)</p>	<p>3,825m² (合同庁舎全体の面積)</p>
<p>◆中央区保健福祉センター (中央保健所) 〒810-0073 中央区舞鶴2丁目5番1号 あいれふ5・6F TEL 761-7361 (保健所・代表) FAX 734-1690</p> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>地下鉄 赤坂駅下車(3番出口) 徒歩4分 バ ス 法務局前下車 徒歩3分</p> </div>	<p>鉄骨鉄筋コンクリート造 地下2階・地上10階 うち5、6階部分</p>	<p>H 6.11</p>	<p>2,752m²</p>	<p>3,455m²</p>
<p>◆南区役所 〒815-8501 南区塩原3丁目25番1号 TEL 561-2131 (代表) FAX 561-2130</p>	<p>鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階・地上10階 うち庁舎部分 地下1階・地上2階</p>	<p>S46. 1</p>	<p>4,701m²</p>	<p>6,796m²</p>
<p>◆南区保健福祉センター (南保健所) 〒815-0032 南区塩原3丁目25番3号 TEL 559-5114 FAX 541-9914</p> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>西鉄電車 大橋駅下車 徒歩5分 バ ス 南区役所前下車 徒歩すぐ</p> </div>	<p>(別館) 鉄筋コンクリート造 平屋建 (屋上駐車場)</p>	<p>H 4. 3</p>	<p>819m²</p>	<p>1,521m²</p>
<p>◆南区保健福祉センター (南保健所) 〒815-0032 南区塩原3丁目25番3号 TEL 559-5114 FAX 541-9914</p>	<p>鉄筋コンクリート造 地上2階</p>	<p>S47. 3</p>	<p>2,072m²</p>	<p>1,521m²</p>

<p>◆城南区役所 〒814-0192 城南区鳥飼6丁目1番1号 TEL 822-2131 (代表) FAX 822-2142</p>	<p>鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階・地上3階</p>	<p>S62. 2</p>	<p>6,453m² (専用面積)</p>	<p>6,049m² (合同庁舎全体の面積)</p>
<p>◆城南区保健福祉センター (城南保健所) 〒814-0103 城南区鳥飼5丁目2番25号 TEL 831-4207 FAX 822-5844</p> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>地下鉄 別府駅下車 (3番出口) 徒歩1分 バス 城南区役所前下車 徒歩すぐ " 城南区役所北口下車 徒歩2分 " 別府駅前下車 徒歩3分</p> </div>	<p>鉄筋コンクリート造 地上2階</p>	<p>S62. 2</p>	<p>2,840m²</p>	<p>3,179m²</p>
<p>◆早良区役所 〒814-8501 早良区百道2丁目1番1号 TEL 841-2131 (代表) FAX 846-2864</p> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>地下鉄 藤崎駅下車 徒歩すぐ バス 藤崎バスターミナル下車 徒歩すぐ</p> </div>	<p>鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階・地上10階 うち庁舎部分 地下1階・地上2階</p>	<p>S46. 1</p>	<p>5,451m²</p>	<p>6,315m²</p>
<p>◆早良区保健福祉センター (早良保健所) 〒814-0006 早良区百道1丁目18番18号 TEL 851-6659 FAX 822-5733</p> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>地下鉄 藤崎駅下車 徒歩7分 バス 百道下車 徒歩すぐ</p> </div>	<p>鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階 一部鉄骨平屋建</p>	<p>S54. 3</p>	<p>2,566m²</p>	<p>2,323m²</p>
<p>◆早良区役所 別館 (保護課) 〒814-0006 早良区百道2丁目1番36号 TEL 833-4366 FAX 831-5744</p> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>地下鉄 藤崎駅下車 徒歩2分 バス 藤崎バスターミナル下車 徒歩2分</p> </div>	<p>鉄骨造 地上2階</p>	<p>H29. 3</p>	<p>763.16m²</p>	<p>1,017.60 m²</p>

<p>◆早良区役所入部出張所 〒811-1102 早良区東入部2丁目14番8号 TEL 804-2011 FAX 803-0924</p> <p>バス 東入部下車 徒歩すぐ</p>	<p>鉄筋コンクリート造 地上2階</p>	<p>H 3. 3</p>	<p>1, 129m²</p>	<p>2, 212m²</p>
<p>◆西区役所 〒819-8501 西区内浜1丁目4番1号 TEL 881-2131 (代表) FAX 882-2137</p>	<p>鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階・地上10階 うち庁舎部分 地下1階・地上3階・西区保健 福祉センターへの連絡通路 (2 階部分に増築)</p>	<p>S59. 4</p>	<p>6, 667m²</p>	<p>6, 277m²</p>
<p>◆西区保健福祉センター (西保健所) 〒819-0005 西区内浜1丁目4番7号 TEL 895-7071 FAX 891-9894</p> <p>地下鉄 姪浜駅下車 徒歩1分 バス 内浜下車 徒歩すぐ</p>	<p>鉄筋コンクリート造 地上3階 一部鉄骨平屋建</p>	<p>S59. 4</p>	<p>2, 221m²</p>	<p>2, 439m²</p>
<p>◆西区役所西部出張所 〒819-0367 西区西都2丁目1番1号 TEL 806-0004 FAX 806-6811</p> <p>バス 九大学研都市駅下車 徒歩3分 JR九州 九大学研都市駅下車 徒歩2分</p>	<p>鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 地上3階 うち庁舎部分 地上2階</p>	<p>H22. 3</p>	<p>1, 527m² (専用面積)</p>	<p>7, 243m² (さいとびあ 全体の面積)</p>

*平成13年4月に保健・医療・福祉の連携を強化するため保健所と福祉事務所を統合した保健福祉センター（部相当）を各区に設置している。

2-2 市民センター等施設一覧

名称・所在地・電話番号	建物構造	敷地面積	延床面積	設置年月日	主要施設
<p>◆東市民センター (なみきスクエア) 〒813-0044 東区千早4丁目21番45号 TEL 674-3981 (代) FAX 674-3972</p> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>バス 千早駅下車 徒歩1分 JR九州 千早駅下車 徒歩1分 西鉄貝塚線 千早駅下車 徒歩1分</p> </div>	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 地上2階建 (一部4階)	9,343m ²	11,566m ²	H28.6.4	<p>ホール(800人固定席), 会議室(大・中・小), 実習室(2室), 和室(2室), 視聴覚室, フリースペース等</p> <p>*東図書館, 音楽演劇練習場, 証明サービスコーナーとの複合施設</p>
<p>◆和白地域交流センター (コミセンわじろ) 〒811-0213 東区和白丘1丁目22番27号 TEL 608-8480 FAX 608-8485</p> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>JR九州 福工大前駅下車 徒歩すぐ バス 福工大前駅入口下車 徒歩3分</p> </div>	鉄骨鉄筋コンクリート造 一部鉄筋コンクリート造 地上6階建	—	4,923m ²	H15.8.9	<p>多目的ホール(280人), 会議室, 和室, トレーニングルーム, 体育館, チャイルドルーム</p> <p>*和白図書館との複合施設 *駅舎・店舗との合築, センター部分を賃借</p>
<p>◆博多市民センター 〒812-0015 博多区山王1丁目13番10号 TEL 472-5991 (代) FAX 472-5952</p> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>バス 山王公園前下車 徒歩3分 山王1丁目下車 徒歩3分 上傘田下車 徒歩10分 地下鉄 東比恵駅下車 徒歩15分</p> </div>	鉄筋コンクリート造 地下1階 地上5階建	3,043m ²	4,725m ² (うち1階 屋内駐車場627m ²)	S58.8.26	<p>ホール(500人固定席), 視聴覚室, 音楽室, 実習室, 会議室, 和室, 託児室, 博多図書館</p> <p>*子どもプラザ併設 *博多体育館隣接</p>

<p>◆博多南地域交流センター (さざんびあ博多) 〒812-0883 博多区南本町2丁目3番1号 TEL 502-8570 (代) FAX 502-8571</p> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> <p>JR九州 南福岡駅下車 徒歩9分 西鉄電車 雑餉隈駅下車 徒歩1分 バス 南本町下車 徒歩1分</p> </div>	<p>鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 地下1階 地上11階 うちさざんびあ博多部分 地下1階 地上2階</p>	<p>5,290m²</p>	<p>8,577m²</p>	<p>H12. 1. 30</p>	<p>多目的ホール(280人), 会議室, 和室, 市民ロビー, トレーニングルーム, 体育館, チャイルドルーム *博多南デザインサービスセンター, 博多南図書館との複合施設</p>
<p>◆中央市民センター 〒810-0042 中央区赤坂2丁目5番8号 TEL 714-5521 (代) FAX 714-5502</p> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> <p>地下鉄 赤坂駅下車(2番出口) 徒歩5分 バス 赤坂門下車 徒歩5分 警固町下車 徒歩3分</p> </div>	<p>鉄筋コンクリート造 地下1階 地上3階建 (一部4階建)</p>	<p>4,382m²</p>	<p>3,888m²</p>	<p>S55. 3. 23</p>	<p>ホール(500人固定席), 視聴覚室, 音楽室, 実習室, 会議室, 和室, 託児室, 授乳室, 中央図書館 *中央体育館隣接</p>
<p>◆南市民センター 〒815-0032 南区塩原2丁目8番2号 TEL 561-2981 (代) FAX 511-9721</p> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> <p>西鉄電車 大橋駅下車 徒歩15分 バス 南警察署入口下車 徒歩すぐ バス 清水4丁目下車 徒歩7分</p> </div>	<p>鉄筋コンクリート造 地下1階 地上2階建 (一部3階)</p>	<p>8,632m²</p>	<p>5,218m² うち 文化ホール棟 2,736m² 社会教育棟 1,927m²</p>	<p>S53. 7. 22</p>	<p>ホール(800人固定席), 視聴覚室, 音楽室, 実習室, 会議室, 研修室, 和室, 託児室, 南図書館 *南体育館隣接</p>
<p>◆城南市民センター 〒814-0142 城南区片江5丁目3番25号 TEL 862-2141 (代) FAX 862-2801</p> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> <p>地下鉄 七隈駅下車 徒歩10分 バス 東七隈下車 徒歩すぐ " 七隈四角下車 徒歩10分</p> </div>	<p>鉄筋コンクリート造 地下1階 地上4階建</p>	<p>7,437m²</p>	<p>4,043m²</p>	<p>S59. 8. 1</p>	<p>ホール(500人固定席), 視聴覚室, 音楽室, 実習室, 会議室, 和室, 託児室, 城南図書館</p>

<p>◆早良市民センター 〒814-0006 早良区百道2丁目2番1号 TEL 831-2321 (代) FAX 831-2355</p> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>地下鉄 藤崎駅下車 徒歩すぐ バス 藤崎バスターミナル下車 徒歩すぐ</p> </div>	<p>鉄筋コンクリート造 地下1階 地上4階建 (一部5階建)</p>	<p>4,381m²</p>	<p>4,094m²</p>	<p>S57.2.14</p>	<p>ホール(500人固定席), 視聴覚室, 音楽室, 実習室, 会議室, 和 室, 託児室, 授乳室 , 早良図書館</p>
<p>◆西市民センター 〒819-0005 西区内浜1丁目4番39号 TEL 891-7021 (代) FAX 891-0503</p> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>地下鉄 姪浜駅下車 徒歩5分 バス 内浜西区役所前下車 徒歩すぐ</p> </div>	<p>鉄筋コンクリート造 地下1階 地上4階建 (一部5階建)</p>	<p>4,338m²</p>	<p>5,208m²</p>	<p>S63.3.1</p>	<p>ホール(800人固定席, 客室に親子室を設 置), 視聴覚室, 音 楽室, 実習室, 会議 室, 和室, 託児室, 西図書館, 児童図書 館</p>
<p>◆西部地域交流センター (さいとぴあ) 〒819-0367 西区西都2丁目1番1号 TEL 807-8900 (代) FAX 807-8895</p> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>JR九州 九大学研都市駅下車 徒歩1分 バス 九大学研都市駅下車 徒歩2分</p> </div>	<p>鉄骨鉄筋コンクリ ート造及び鉄筋コン クリート造(一部鉄 骨造) 地上3階</p>	<p>7,243m²</p>	<p>6,762m²</p>	<p>H22.7.20</p>	<p>多目的ホール(500人), 会議室, 和室, 市民 ロビー, トレーニング ルーム, 体育館, チャイルド ルーム</p> <p>*西部出張所, 西部 図書館との複合 施設</p>

2-3 令和元年度 区役所の機構 (平成31年4月1日現在)

(東区)

区 長	総 務 部	総 務 課	総務係	
			財務・調査係	
			防災・安全安心係	
			企 画 振 興 課	企画係
			振興係	
	広報相談係			
	地 域 支 援 課	管理係		
		事業推進係		
		地域支援係⑥		
		生 涯 学 習 推 進 課	生涯学習推進係(教育委員会東市民センター主任社会教育主事を兼務)	
	(課長は教育委員会東市民センター館長を兼務)	主査※人権教育及び社会教育の推進②(教育委員会東市民センター主任社会教育主事を兼務)		
	市 民 部	課 税 課	管理係	
			市民税第1係	
			市民税第2係	
			市民税第3係	
固定資産税土地第1係				
固定資産税土地第2係				
固定資産税家屋係				
主査※大規模非木造家屋				
主査※証明サービスコーナー				
納 税 課		第1係		
	第2係			
	第3係			
市 民 課	第4係			
	管理係			
	窓口係			
	証明サービスコーナー係			
	戸籍係			
保 險 年 金 課	会計係			
	主査※住民基本台帳審査事務等			
	管理係			
	保険係			
	収納係			
地 域 整 備 部	地 域 整 備 課	滞納整理係		
		国民年金係		
	維 持 管 理 課	庶務係		
		整備第1係		
		整備第2係		
生 活 環 境 課	管理第1係			
	管理第2係			
保 健 福 祉 セ ン タ ー	福 祉 ・ 介 護 保 険 課	道路下水道維持係		
		公園係		
		自転車対策係		
	子 育 て 支 援 課	家庭ごみ係		
		環境衛生係		
	健 康 課	高齢者福祉係		
		障がい者福祉係		
介護サービス係				
子ども家庭福祉第1係				
子ども家庭福祉第2係				
子ども相談係				
保 健 福 祉 セ ン タ ー	健 康 課	企画管理係		
		医業務係		
		健康づくり係		
		母子保健係		
		精神保健福祉係		
主査※放射線(博多区保健福祉センター健康課主査※放射線を兼務)				

(博多区)
区

長

総務部

総務課

課

地域保健福祉課
├ 企画推進係
├ 主査※地域福祉ネットワーク
├ 地域包括ケア推進係
├ 主査※権利擁護等
├ 地域保健福祉第1係
└ 地域保健福祉第2係

保護第1課
├ 管理係
├ 保護第1係
├ 保護第2係
├ 保護第3係
└ 保護第4係

保護第2課
├ 第1係
├ 第2係
├ 第3係
├ 第4係
└ 第5係

衛生課
├ 環境係
├ 食品係
└ 主査※環境及び食品衛生

総務課

課

課

総務係
├ 財務・調査係
├ 広報相談係
└ 防災・安全安心係

企画振興課
├ 企画係
├ 振興係
└ 魅力発信係

地域支援課
├ 管理係
└ 地域支援係⑤

生涯学習推進課
├ 生涯学習推進係(教育委員会博多市民センター主任社会教育主事を兼務)
└ 主査※人権教育及び社会教育の推進③(教育委員会博多市民センター主任社会教育主事を兼務)
(課長は教育委員会博多市民センター館長を兼務)

市民部

課

課

税課
├ 管理係
├ 市民税第1係
├ 市民税第2係
├ 市民税第3係
├ 固定資産税土地第1係
├ 固定資産税土地第2係
├ 固定資産税家屋係
└ 主査※大規模非木造家屋

納税課
├ 第1係
├ 第2係
├ 第3係
├ 第4係
└ 高額滞納・公売係

市民課
├ 管理係
├ 窓口係
├ 証明サービス係
├ 戸籍係
├ 会計係
├ 主査※住民基本台帳審査事務等
└ 主査※窓口対応事務等

保険年金課
├ 管理係
├ 保険係
├ 収納係
├ 滞納整理係
└ 国民年金係

地域整備部

課

課

地域整備課
├ まちづくり推進係
├ 整備第1係
├ 整備第2係
└ 主査※博多旧市街整備

保健福祉センター	維持管理課	管理第1係 管理第2係 道路下水道維持係 公園係
	自転車対策・生活環境課	家庭ごみ係 環境衛生係 自転車対策係
	福祉・介護保険課	高齢者福祉係 障がい者福祉係 介護サービス係
	子育て支援課	こども家庭福祉係 こども相談係
	健康課	企画管理係 医薬務係 健康づくり係 母子保健係 精神保健福祉係 主査※放射線(東区保健福祉センター健康課主査※放射線が兼務)
	地域保健福祉課	企画推進係 主査※地域福祉ネットワーク 地域包括ケア推進係 主査※権利擁護等 地域保健福祉第1係 地域保健福祉第2係
	保護第1課	管理係 保護第1係 保護第2係 保護第3係 保護第4係
	保護第2課	第1係 第2係 第3係 第4係 第5係
	保護第3課	保護係
	衛生課	環境係 食品第1係 食品第2係 主査※環境及び食品衛生

(中央区)

区	長	総務部 (市民部長を兼務)	総務課	総務係 財務・調査係 広報相談係
			企画振興課	企画係 まちづくり推進係 振興係
			地域支援課	管理係 地域支援係③ 防災・安全安心係
			生涯学習推進課 (課長は教育委員会中央市民センター課長を兼務)	生涯学習推進係(教育委員会中央市民センター主任社会教育主事を兼務) 主査※人権教育及び社会教育の推進(教育委員会中央市民センター主任社会教育主事を兼務)
		市民部 (総務部長が兼務)	課税課	管理係 市民税第1係 市民税第2係 市民税第3係 固定資産税土地第1係 固定資産税土地第2係 固定資産税家屋係 主査※都心部評価 主査※大規模非木造家屋

	納 税 課	<ul style="list-style-type: none"> └ 第1係 └ 第2係 └ 第3係 └ 第4係 └ 高額滞納・公売係
	市 民 課	<ul style="list-style-type: none"> └ 管理係 └ 窓口係 └ 証明サービス係(係長は広報課主査※情報プラザを兼務) └ 戸籍係 └ 会計係 └ 主査※住民基本台帳審査事務等
	保 険 年 金 課	<ul style="list-style-type: none"> └ 給付係 └ 保険係 └ 収納係 └ 滞納整理係 └ 国民年金係
地域整備部	地 域 整 備 課	<ul style="list-style-type: none"> └ 事業調整係 └ 整備第1係 └ 整備第2係
	維 持 管 理 課	<ul style="list-style-type: none"> └ 管理係 └ 道路下水道維持係(現場作業監督員及び自動車運転手は城南区維持管理課道路下水道維持係の係員を兼務) └ 公園係
	道 路 適 正 利 用 推 進 課	<ul style="list-style-type: none"> └ 自転車対策係 └ 屋台対策係
	生 活 環 境 課	<ul style="list-style-type: none"> └ 家庭ごみ係 └ 環境衛生係
保健福祉センター	福 祉 ・ 介 護 保 険 課	<ul style="list-style-type: none"> └ 高齢者福祉係 └ 障がい者福祉係 └ 介護サービス係
	子 育 て 支 援 課	<ul style="list-style-type: none"> └ こども家庭福祉係 └ こども相談係
	健 康 課	<ul style="list-style-type: none"> └ 企画管理係 └ 医薬務係 └ 健康づくり係 └ 母子保健係 └ 精神保健福祉係 └ 主査※放射線(南区保健福祉センター健康課主査※放射線が兼務)
	地 域 保 健 福 祉 課	<ul style="list-style-type: none"> └ 企画推進係 └ 主査※地域福祉ネットワーク └ 地域包括ケア推進係 └ 主査※権利擁護等 └ 地域保健福祉係
	保 護 課	<ul style="list-style-type: none"> └ 管理係 └ 保護第1係 └ 保護第2係 └ 保護第3係 └ 保護第4係
	衛 生 課	<ul style="list-style-type: none"> └ 環境係 └ 食品第1係 └ 食品第2係 └ 主査※環境及び食品衛生

(南区)
区

長	総務部	総務課	総務係	
			財務・調査係	
			防災・安全安心係	
			企画振興課	企画係
			振興係	
	市民部	課税課	広報相談係	
			管理係	
			地域支援係⑤	
			生涯学習推進課	生涯学習推進係(教育委員会南市民センター主任社会教育主事を兼務)
	地域整備部	地域整備課	<small>(課長は教育委員会南市民センター副長を兼務)</small> 主査※人権教育及び社会教育の推進①(教育委員会南市民センター主任社会教育主事を兼務)	
			管理係	
			市民税第1係	
			市民税第2係	
			市民税第3係	
			市民税第4係	
固定資産税土地第1係				
固定資産税土地第2係				
固定資産税家屋係				
主査※大規模非木造家屋				
保健福祉センター	福祉・介護保険課	納税課	第1係	
		第2係		
		第3係		
		第4係		
		市民課	管理係	
保健福祉センター	福祉・介護保険課	窓口係		
		戸籍係		
		会計係		
		主査※住民基本台帳審査事務等		
		保険年金課	給付係	
保健福祉センター	福祉・介護保険課	保険係		
		収納係		
		滞納整理係		
		国民年金係		
		地域整備部	地域整備課	整備第1係
保健福祉センター	福祉・介護保険課	整備第2係		
		維持管理課	管理第1係	
		管理第2係		
		道路下水道維持係		
		公園係		
保健福祉センター	福祉・介護保険課	自転車対策係		
		生活環境課	家庭ごみ係	
		環境衛生係		
		子育て支援課	高齢者福祉係	
		健康課	障がい者福祉係	
保健福祉センター	福祉・介護保険課	介護サービス係		
		子育て支援課	子ども家庭福祉係	
		健康課	子ども相談係	
		健康課	企画管理係	
		健康課	医業務係	
保健福祉センター	福祉・介護保険課	健康づくり係		
		母子保健係		
		精神保健福祉係		
		主査※放射線(中央区保健福祉センター健康課主査※放射線を兼務)		
		健康課	健康課主査※放射線を兼務)	

(城南区)
区

長

総務部
(市民部長を兼務)

地域保健福祉課
└ 企画推進係
└ 主査※地域福祉ネットワーク
└ 地域包括ケア推進係
└ 主査※権利擁護等
└ 地域保健福祉第1係
└ 地域保健福祉第2係

保護第1課
└ 管理係
└ 保護第1係
└ 保護第2係
└ 保護第3係
└ 保護第4係

保護第2課
└ 第1係
└ 第2係
└ 第3係
└ 第4係

衛生課
└ 環境係
└ 食品係
└ 主査※環境及び食品衛生

総務課
└ 総務係
└ 財務・調査係
└ 防災・安全安心係

企画共創課
└ 企画係
└ 広報・振興係

地域支援課
└ 管理係
└ 地域支援係③

生涯学習推進課
(課長は教育委員会城南市民センター館長を兼務)
└ 生涯学習推進係(教育委員会城南市民センター主任社会教育主事を兼務)
└ 主査※人権教育及び社会教育の推進(教育委員会城南市民センター主任社会教育主事を兼務)

市民部
(総務部長が兼務)

課税課
└ 管理係
└ 市民税係
└ 固定資産税土地係
└ 固定資産税家屋係

納税課
└ 第1係
└ 第2係
└ 第3係

市民課
└ 管理係
└ 窓口係
└ 戸籍係
└ 会計係
└ 主査※住民基本台帳審査事務等

保険年金課
└ 給付係
└ 保険係
└ 収納係
└ 滞納整理係
└ 国民年金係

地域整備部
└ 地域整備課

└ 道路整備係
└ 維持管理課
└ 庶務係
└ 管理係
└ 道路下水道維持係(現場作業監督員及び自動車運転手は中央区維持管理課道路下水道維持係の係員が兼務)
└ 公園係

生活環境課
└ 家庭ごみ係
└ 環境衛生係
└ 自転車対策係

保健福祉センター	福祉・介護保険課	<ul style="list-style-type: none"> ┣ 高齢者福祉係 ┣ 障がい者福祉係 ┣ 介護サービス係
	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ┣ こども家庭福祉係 ┣ こども相談係
	健康課	<ul style="list-style-type: none"> ┣ 企画管理係 ┣ 医薬務係 ┣ 健康づくり係 ┣ 母子保健係 ┣ 精神保健福祉係 ┣ 主査※放射線(早良区保健福祉センター健康課主査※放射線が兼務)
	地域保健福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ┣ 企画推進係 ┣ 地域包括ケア推進係 ┣ 地域保健福祉係
	保護課	<ul style="list-style-type: none"> ┣ 管理係 ┣ 保護第1係 ┣ 保護第2係 ┣ 保護第3係 ┣ 保護第4係
	衛生課	<ul style="list-style-type: none"> ┣ 環境係 ┣ 食品係 ┣ 主査※環境及び食品衛生

(早良区)
区

区 長	総務部	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ┣ 総務係 ┣ 財務・調査係 ┣ 防災・安全安心係 	
		企画課	<ul style="list-style-type: none"> ┣ 企画係 ┣ 事業推進係 ┣ 広報相談係 	
		地域支援課	<ul style="list-style-type: none"> ┣ 管理係 ┣ 地域支援係⑥ ┣ 振興係 	
		生涯学習推進課	<ul style="list-style-type: none"> ┣ 生涯学習推進係(教育委員会早良市民センター主任社会教育主事を兼務) ┣ 主査※人権教育及び社会教育の推進③(教育委員会早良市民センター主任社会教育主事を兼務) 	
		市民部	課税課	<ul style="list-style-type: none"> ┣ 管理係 ┣ 市民税第1係 ┣ 市民税第2係 ┣ 市民税第3係 ┣ 固定資産税土地第1係 ┣ 固定資産税土地第2係 ┣ 固定資産税家屋係 ┣ 主査※大規模非木造家屋
			納税課	<ul style="list-style-type: none"> ┣ 第1係 ┣ 第2係 ┣ 第3係 ┣ 第4係 ┣ 高額滞納・公売係
	市民課		<ul style="list-style-type: none"> ┣ 管理係 ┣ 窓口係 ┣ 戸籍係 ┣ 会計係 ┣ 主査※住民基本台帳審査事務等 	
	保険年金課		<ul style="list-style-type: none"> ┣ 給付係 ┣ 保険係 ┣ 収納係 ┣ 滞納整理係 ┣ 国民年金係 	

		入 部 出 張 所	<ul style="list-style-type: none"> └ 庶務係 └ 市民係 └ 保険・福祉係
地域整備部	└	地 域 整 備 課	<ul style="list-style-type: none"> └ 庶務係 └ 整備第1係 └ 整備第2係 └ まちづくり推進係
		維 持 管 理 課	<ul style="list-style-type: none"> └ 管理第1係 └ 管理第2係 └ 道路下水道維持第1係 └ 公園係 └ 道路下水道維持第2係
		生 活 環 境 課	<ul style="list-style-type: none"> └ 家庭ごみ係 └ 自転車対策係 └ 環境衛生係
保健福祉センター	└	福 祉 ・ 介 護 保 険 課	<ul style="list-style-type: none"> └ 高齢者福祉係 └ 障がい者福祉係 └ 介護サービス係
		子 育 て 支 援 課	<ul style="list-style-type: none"> └ こども家庭福祉係 └ こども相談係
		健 康 課	<ul style="list-style-type: none"> └ 企画管理係 └ 医薬務係 └ 健康づくり係 └ 母子保健係 └ 精神保健福祉係 └ 主査※放射線(城南区保健福祉センター健康課主査※放射線を兼務)(西区保健福祉センター健康課主査※放射線を兼務)
		地 域 保 健 福 祉 課	<ul style="list-style-type: none"> └ 企画推進係 └ 主査※地域福祉ネットワーク └ 地域包括ケア推進係 └ 主査※権利擁護等 └ 地域保健福祉第1係 └ 地域保健福祉第2係
		保 護 課	<ul style="list-style-type: none"> └ 管理係 └ 保護第1係 └ 保護第2係 └ 保護第3係 └ 保護第4係 └ 保護第5係
		衛 生 課	<ul style="list-style-type: none"> └ 環境係 └ 食品係 └ 主査※環境及び食品衛生

(西区)

区

長	└	総 務 部	<ul style="list-style-type: none"> └ 総 務 課 └ 防 災 ・ 安 全 安 心 室 └ 企 画 振 興 課 └ 地 域 支 援 課 └ 生 涯 学 習 推 進 課 	<ul style="list-style-type: none"> └ 総務係 └ 財務・調査係 └ 防災・安全安心係長② └ 企画係 └ 振興第1係 └ 振興第2係 └ 広報相談係 └ 管理係 └ 地域支援係⑥ └ 生涯学習推進係(教育委員会西市民センター主任社会教育主事を兼務) └ 主査※人権教育及び社会教育の推進②(教育委員会西市民センター主任社会教育主事を兼務) 	
		(市民部長を兼務)	(防災・安全安心室長を兼務)		
			(総務課長が兼務)		
			(課長は教育委員会西市民センター館長を兼務)		

市民部 (総務部長が兼務)	課	税	課	管理係					
				市民税第1係					
					市民税第2係				
					市民税第3係				
					固定資産税土地第1係				
					固定資産税土地第2係				
					固定資産税家屋係				
					主査※大規模非木造家屋				
		納	税	課	第1係				
	第2係								
				第3係					
				高額滞納・公売係					
	市	民	課	管理係					
						窓口係			
				戸籍係					
				会計係					
				主査※住民基本台帳審査事務等					
	保	險	年	金	課	給付係			
									保険係
						収納係			
						滞納整理係			
						国民年金係			
	西	部	出	張	所	庶務係			
									市民相談係
						市民係			
						保険年金係			
						給付係			
						主査※戸籍審査事務			
地域整備部	管	理	調	整	課	管理係			
						調整係			
							公園係		
							自転車対策係		
		土	木	第	1	課	整備第1係		
									整備第2係
						維持係(現場作業監督員及び自動車運転手は土木第2課維持係の係員を兼務)			
		土	木	第	2	課	整備第1係		
									整備第2係
						維持係(現場作業監督員及び自動車運転手は土木第1課維持係の係員を兼務)			
	生	活	環	境	課	家庭ごみ係			
									環境衛生係
保健福祉センター	福	祉	・	介	護	保	険	課	高齢者福祉係
									障がい者福祉係
									介護サービス係
	子	育	て	支	援	課	こども家庭福祉係		
							こども相談係		
	健	康	課	企画管理係					
				医業務係					
				健康づくり係					
				母子保健係					
				精神保健福祉係					
				主査※放射線(早良区保健福祉センター健康課主査※放射線が兼務)					
地	域	保	健	福	祉	課	企画推進係		
							主査※地域福祉ネットワーク		
							地域包括ケア推進係		
							主査※権利擁護等		
							地域保健福祉第1係		
地域保健福祉第2係									
保	護	課	管理係						
			保護第1係						
			保護第2係						
			保護第3係						
			保護第4係						
			保護第5係						
衛	生	課	環境係						
			食品係						
			主査※環境及び食品衛生						

2-4 区役所課別職員数

平成31年4月1日現在

区分	全市	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区
区長	7	1	1	1	1	1	1	1
総務部長	7	1	1	1	1	1	1	1
市民部長	4	1	1	※(1)	1	※(1)	1	※(1)
地域整備部長	7	1	1	1	1	1	1	1
保健福祉センター所長	7	1	1	1	1	1	1	1
総務課	110	14	22	16	15	13	17	13
防災・安全安心室	4	—	—	—	—	—	—	4
企画振興課	53	9	10	10	12	—	—	12
企画共創課	9	—	—	—	—	9	—	—
企画課	10	—	—	—	—	—	10	—
地域支援課	75	14	9	11	10	9	12	10
生涯学習推進課	34	5	6	4	4	4	6	5
課税課	252	45	37	33	40	25	36	36
納税課	128	22	23	20	21	12	16	14
市民課	233	48	36	35	38	23	29	24
保険年金課	206	35	33	29	37	24	27	21
入部出張所	13	—	—	—	—	—	13	—
西部出張所	28	—	—	—	—	—	—	28
地域整備課	88	17	21	11	13	8	18	—
維持管理課	148	28	27	23	27	18	25	—
道路適正利用推進課	7	—	—	7	—	—	—	—
生活環境課	56	10	—	7	9	10	11	9
管理調整課	16	—	—	—	—	—	—	16
土木第1課	21	—	—	—	—	—	—	21
土木第2課	14	—	—	—	—	—	—	14
自転車対策・生活環境課	12	—	12	—	—	—	—	—
福祉・介護保険課	135	24	21	17	21	16	19	17
子育て支援課	92	17	13	11	15	10	13	13
健康課	144	23	22	20	21	19	20	19
地域保健福祉課	133	23	21	15	21	15	19	19
保護(第1)課	275	43	41	35	36	33	45	42
保護第2課	123	45	44	—	34	—	—	—
保護第3課	9	—	9	—	—	—	—	—
衛生課	69	9	17	15	8	6	7	7
区役所計	2,529	436	429	323	387	258	348	348
区選挙管理委員会事務局	21	3	3	3	3	3	3	3
合計	2,550	439	432	326	390	261	351	351

※中央区、城南区及び西区の市民部長は、総務部長が兼務

2-5 区関係諸統計

2-5-1 各区別人口の推移（住民基本台帳）

各年3月31日現在（単位：人）

区名	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		平成31年	
	人口	前年比	人口	前年比	人口	前年比	人口	前年比	人口	前年比
全市	1,487,970	1.009	1,502,647	1.010	1,516,224	1.009	1,528,650	1.008	1,541,250	1.008
東区	297,927	1.009	301,394	1.012	305,126	1.012	307,680	1.008	309,951	1.007
博多区	215,848	1.016	220,145	1.020	224,093	1.018	227,215	1.014	230,495	1.014
中央区	179,566	1.009	181,689	1.012	183,685	1.011	185,904	1.012	188,521	1.014
南区	253,987	1.005	256,035	1.008	257,747	1.007	259,631	1.007	261,749	1.008
城南区	123,261	1.006	123,350	1.001	123,910	1.005	124,238	1.003	124,869	1.005
早良区	215,837	1.006	216,829	1.005	216,709	0.999	217,272	1.003	218,068	1.004
西区	201,544	1.010	203,205	1.008	204,954	1.009	206,710	1.009	207,597	1.004

（注）平成24年7月9日から外国人住民を含む。

（資料：市民局総務部区政課）

2-5-2 年齢別人口

（単位：人，％）

年齢	全市	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	(入部)	西区	(西部)
0～9歳	141,360 (9.17)	30,399 (9.81)	17,951 (7.79)	14,323 (7.60)	24,677 (9.43)	11,237 (9.00)	21,727 (9.96)	2,115 (8.92)	21,046 (10.14)	8,024 (12.20)
10～19歳	137,155 (8.90)	29,352 (9.47)	15,815 (6.86)	12,981 (6.89)	23,648 (9.03)	11,754 (9.41)	22,696 (10.41)	2,193 (9.25)	20,909 (10.07)	6,518 (9.91)
20～29歳	196,321 (12.74)	37,760 (12.18)	42,584 (18.48)	28,403 (15.07)	31,000 (11.84)	13,747 (11.01)	20,951 (9.61)	1,722 (7.26)	21,876 (10.54)	7,870 (11.96)
30～39歳	220,319 (14.29)	42,227 (13.62)	40,507 (17.57)	32,394 (17.18)	35,606 (13.60)	15,461 (12.38)	26,963 (12.36)	2,617 (11.03)	27,161 (13.08)	9,793 (14.88)
40～49歳	242,910 (15.76)	48,410 (15.62)	35,514 (15.41)	31,800 (16.87)	40,935 (15.64)	19,354 (15.50)	34,727 (15.92)	3,203 (13.51)	32,170 (15.50)	9,914 (15.07)
50～59歳	187,914 (12.19)	37,320 (12.04)	25,682 (11.14)	23,964 (12.71)	32,355 (12.36)	15,536 (12.44)	27,504 (12.61)	2,483 (10.47)	25,553 (12.31)	6,981 (10.61)
60～69歳	175,964 (11.42)	35,860 (11.57)	22,582 (9.80)	19,299 (10.24)	30,825 (11.78)	15,797 (12.65)	27,355 (12.54)	3,739 (15.77)	24,246 (11.68)	6,970 (10.59)
70～79歳	142,668 (9.26)	29,339 (9.47)	18,006 (7.81)	14,955 (7.93)	25,191 (9.62)	12,960 (10.38)	21,740 (9.97)	3,516 (14.82)	20,477 (9.86)	5,508 (8.37)
80～89歳	76,622 (4.97)	15,255 (4.92)	9,400 (4.08)	8,209 (4.35)	13,882 (5.30)	7,238 (5.80)	11,486 (5.27)	1,686 (7.11)	11,152 (5.37)	3,202 (4.87)
90～99歳	19,309 (1.25)	3,888 (1.25)	2,362 (1.02)	2,108 (1.12)	3,497 (1.34)	1,737 (1.39)	2,821 (1.29)	424 (1.79)	2,896 (1.40)	971 (1.48)
100歳以上	708 (0.05)	141 (0.05)	92 (0.04)	85 (0.05)	133 (0.05)	48 (0.04)	98 (0.04)	19 (0.08)	111 (0.05)	43 (0.07)
合計	1,541,250 (100.0)	309,951 (100.0)	230,495 (100.0)	188,521 (100.0)	261,749 (100.0)	124,869 (100.0)	218,068 (100.0)	23,717 (100.0)	207,597 (100.0)	65,794 (100.0)

（注）1. 人口は平成31年3月31日現在の住民基本台帳人口である。

（資料：市民局総務部区政課）

2. 下段（ ）内は各区における構成比。

3. (入部)、(西部)は、入部出張所及び西部出張所分の内数である。

2-5-3 国籍等別外国人数(住民基本台帳)

この表は平成31年3月末現在における外国人人口のうち数の多い40ヶ国を国籍別に掲げたものである。

国名	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年							
				総数	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区
総数	29 521	31 748	34 585	36 673	9 918	9 143	4 894	5 800	1 251	2 431	3 236
中国	11 161	11 550	11 808	12 035	3 829	2 739	1 642	1 189	417	830	1 389
韓国又は朝鮮	6 280	6 343	6 519	6 696	1 906	1 708	1 041	677	283	583	498
ベトナム	2 784	3 700	4 785	5 837	1 557	1 711	467	1 501	171	224	206
ネパール	3 184	3 354	3 837	4 173	890	1 297	412	1 416	43	84	31
フィリピン	1 053	1 116	1 162	1 252	234	451	185	131	59	103	89
米国	776	791	854	907	87	107	312	91	40	140	130
スリランカ	259	414	709	622	199	129	56	211	10	8	9
台湾	497	580	674	706	63	234	122	99	55	63	70
インドネシア	355	400	399	392	114	58	30	22	11	39	118
タイ	253	272	292	283	58	75	38	20	9	34	49
英国	255	286	284	293	35	47	87	33	14	35	42
バングラデシュ	147	218	272	264	152	7	6	39	1	2	57
ミャンマー	81	171	264	305	78	124	5	61	5	2	30
インド	179	231	215	249	33	36	29	56	3	39	53
フランス	174	165	186	193	15	41	46	24	17	30	20
オーストラリア	146	152	162	168	35	22	38	16	6	22	29
カナダ	137	146	158	177	18	21	52	17	17	32	20
ドイツ	117	111	127	124	16	9	32	19	16	11	21
モンゴル	83	109	111	130	31	25	20	10	5	2	37
マレーシア	128	105	105	105	26	24	11	9	3	10	22
パキスタン	56	61	104	101	88	5	2	3	1-		2
ロシア	117	110	104	131	16	44	33	10	2	14	12
エジプト	139	124	103	104	47	1-		4-	-		52
ブラジル	89	95	90	95	12	15	30	12	6	8	12
ペルー	81	85	88	85	48	12	4	6	4	3	8
ブータン	-	-	87	79	49	26-		3-	-		1
ニュージーランド	76	72	76	71	19	3	21	6	5	6	11
イタリア	55	61	69	65	16	7	20	5	3	6	8
ルーマニア	58	59	62	58	9	20	13	6	-	7	3
カンボジア	43	54	60	61	19	9	5	2	4	11	11
オランダ	29	35	38	33	3	4	5	5	-	2	14
シンガポール	29	37	38	50	7	7	5	5	1	15	10
ウクライナ	32	36	36	45	3	19	14	4	1	2	2
メキシコ	33	40	35	41	6	13	10	3	2	2	5
アフガニスタン	32	39	34	19	15-	-	-	-	-		4
イラン	34	35	33	35	4	2	4	1	1	1	22
スウェーデン	30	35	32	43	11	11	6	3-	-		12
スペイン	29	31	28	38	3	9	13	4	2	3	4
ベルギー	17	21	22	26	3	2	7	2	2	5	5
スイス	22	22	22	13	3	2	3	1	-	3	1
無国籍	5	3	5	4	3-	-		1-	-	-	
その他	441	456	496	565	158	67	68	73	32	50	117

(資料：市民局総務部政課)

2-5-4 選挙人名簿登録者数・議員定数・投票区数

令和元年6月3日現在

区名	選挙人名簿登録者数(人)			市議会議員 条例定数(人)	投票区数
	総数	男	女		
全市	1,261,978	587,102	674,876	62	242
東区	248,100	118,973	129,127	12	49
博多区	192,539	92,117	100,422	9	30
中央区	159,744	69,274	90,470	7	25
南区	213,571	98,121	115,450	11	38
城南区	103,562	48,160	55,402	6	21
早良区	176,473	81,826	94,647	9	39
西区	167,989	78,631	89,358	8	40

(資料：選挙管理委員会事務局選挙課)

2-5-5 各区選挙人名簿登録者数の推移(定時登録)

(単位：人)

区名	平27.6.2現在 登録者数	平28.6.2現在 登録者数	平29.6.1現在 登録者数	平30.6.1現在 登録者数	令和元.6.3現在	
					登録者数	前年比
全市	1,192,296	1,203,666	1,241,795	1,251,843	1,261,978	1.01
東区	233,176	235,685	244,342	246,219	248,100	1.01
博多区	177,482	180,730	187,467	189,953	192,539	1.01
中央区	149,601	151,642	155,709	157,501	159,744	1.01
南区	203,323	205,068	210,841	212,018	213,571	1.01
城南区	99,636	99,715	102,290	102,912	103,562	1.01
早良区	170,686	171,162	175,663	176,170	176,473	1.00
西区	158,392	159,664	165,483	167,070	167,989	1.01

(資料：選挙管理委員会事務局選挙課)

2-5-6 市立学校・学級・児童生徒数

令和元年5月1日現在

区名	小学校			中学校		
	学校数	学級数	児童数(人)	学校数	学級数	生徒数(人)
全市	145	2,939	82,303	69	1,125	35,478
東区	30	650	18,017	15	254	8,028
博多区	18	326	8,809	10	132	3,846
中央区	12	250	7,307	5	84	2,748
南区	25	525	14,853	12	200	6,326
城南区	11	245	6,897	5	87	2,833
早良区	25	488	13,757	10	191	6,334
西区	24	455	12,663	12	177	5,363

(注) 学校の所在地により分類。早良区の曲淵小学校は休校中。

(資料：教育委員会総務部教育政策課)

2-5-7 指定学校変更・区域外就学人数（小中学校合計）

平成30年度（単位：人）

区名	指定学校変更			区域外就学		
		区役所	教育支援課		区役所	教育支援課
全市	1,430	1,280	150	308	126	182
東区	252	228	24	155	40	115
博多区	193	189	4	36	26	10
中央区	135	122	13	9	4	5
南区	225	205	20	44	23	21
城南区	128	119	9	11	5	6
早良区 (入部出張所を除く)	265	230	35	23	7	16
入部出張所	18	17	1	8	6	2
西区 (西部出張所を除く)	165	125	40	10	7	3
西部出張所	49	45	4	12	8	4

(資料：教育委員会教育支援部教育支援課)

2-5-8 小学校区・公民館数

令和元年5月1日現在

区名	校区数	公民館数
全市	144	147
東区	30	28
博多区	18	22
中央区	12	14
南区	25	25
城南区	11	11
早良区	24	24
西区	24	23

(資料：教育委員会総務部通学区域課・市民局コミュニティ推進部公民館支援課)

2-5-9 戸籍関係届出件数

平成30年度（単位：件）

区名	総数	出生	婚姻	離婚	死亡	養子縁組	その他
全市	51,315	13,519	10,096	2,875	12,401	833	11,591
東区	10,150	2,809	1,599	602	2,500	181	2,459
博多区	8,594	2,191	2,475	457	1,687	143	1,641
中央区	6,874	1,615	2,098	411	1,236	74	1,440
南区	8,605	2,266	1,406	484	2,297	121	2,031
城南区	3,910	1,005	582	205	1,071	62	985
早良区	6,464	1,787	927	354	1,815	116	1,465
西区	6,718	1,846	1,009	362	1,795	136	1,570

(資料：市民局総務部政課)

2-5-10 印鑑関係処理件数

平成30年度（単位：件）

区名	総数	登録	廃止	変更	移管	その他
全市	118,852	47,679	40,056	13,665	16,919	533
東区	22,376	9,322	7,736	3,094	2,103	121
博多区	21,587	9,139	7,532	2,121	2,680	115
中央区	17,104	6,922	5,213	1,955	2,924	90
南区	18,231	7,099	6,253	2,287	2,532	60
城南区	9,081	3,237	2,768	1,182	1,861	33
早良区	15,286	5,691	4,880	2,081	2,574	60
早良区のうち入部出張所	1,497	412	485	252	345	3
西区	15,187	6,269	5,674	945	2,245	54
西区のうち西部出張所	4,959	2,066	1,876	383	616	18

(資料：市民局総務部政課)

2-5-11 中長期在留者住居地届出等事務処理件数

平成30年度（単位：件）

区名	総数	中長期在留者			特別永住者			特別永住者		
		新規上陸後の住居地届出	在留資格変更に伴う住居地届出	住居地変更届出	特別永住者証の交付申請等	住居地以外の記載事項変更届出	住居地変更届出	特別永住者証の有効期間更新	特別永住者証の再交付	特別永住者証の返納
全市	21,136	7,824	408	11,637	6	13	358	502	45	343
東区	5,425	1,831	88	2,962	5	10	124	203	15	187
博多区	5,681	2,058	90	3,305	1	2	63	113	10	39
中央区	2,365	762	67	1,339	0	0	75	54	10	58
南区	3,681	1,274	46	2,233	0	0	39	58	2	29
城南区	731	319	15	336	0	1	20	25	2	13
早良区	1,302	649	43	561	0	0	22	23	4	0
早良区のうち入部出張所	122	64	4	53	0	0	0	1	0	0
西区	1,951	931	59	901	0	0	15	26	2	17
西区のうち西部出張所	1,425	809	26	565	0	0	11	8	0	6

(資料：市民局総務部政課)

2-5-12 戸籍・住民基本台帳関係諸証明等発行件数

平成30年度（単位：件）

区 分	全 市	東 区	博 多 区	中 央 区	南 区	城 南 区	早 良 区	早良区のうち 入部出張所	西 区	西区のうち 西部出張所	コンビニ交付	郵 送 請 求 センター
総 数	2,022,538	305,775	282,943	293,427	223,394	115,908	183,939	33,620	177,825	51,845	64,761	374,566
戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本)	194,107	21,400	18,155	21,183	19,487	9,249	14,575	2,970	15,543	4,653	4,055	70,460
戸籍個人事項証明書 (戸籍抄本)	49,490	7,670	5,402	10,786	5,928	3,540	4,667	952	4,903	1,800	1,346	5,248
除籍全部事項証明書 (除籍謄本)	118,647	6,505	6,057	9,396	6,430	3,489	5,088	1,298	5,220	1,831		76,462
除籍個人事項証明書 (除籍抄本)	1,133	98	86	403	70	36	48	7	65	19		327
戸籍一部事項証明書	558	144	38	40	141	29	81	4	85	3		0
除籍一部事項証明書	3	0	0	1	0	0	0	0	2	0		0
戸籍記載事項証明書	1,413	390	311	147	198	61	88	6	124	29		94
除籍記載事項証明書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
受理証明	5,743	1,101	1,138	1,097	742	348	567	23	586	135		164
受理証明（上質）	234	40	56	47	25	16	18	0	25	5		7
戸籍・除籍閲覧	2,253	0	0	0	0	0	0	0	0	0		2,253
臨時運行許可	5,992	1,426	498	160	1,394	448	1,220	848	846	280		
印鑑証明	455,830	81,881	68,258	78,691	64,934	34,247	54,178	12,054	49,636	15,303	24,005	
身分証明	13,268	1,668	1,879	3,126	1,507	668	1,259	272	990	344		2,171
住民票の写し	942,403	149,002	155,439	145,063	104,079	53,584	82,753	13,631	83,820	23,215	34,749	133,914
戸籍の附票の写し	73,769	1,747	1,644	4,176	1,647	998	1,177	150	1,216	414	606	60,558
住民票記載事項証明	35,855	4,307	4,031	3,844	2,800	1,717	2,472	403	2,776	784		13,908
住民票等の閲覧	54,474	15,440	10,347	4,923	3,262	2,470	7,506	128	4,769	1,416		5,757
戸籍の附票の閲覧	1,057	0	0	0	0	0	0	0	0	0		1,057
その他の証明	7,768	960	522	1,789	644	494	637	53	536	143		2,186
火葬場利用許可	12,342	2,628	1,672	1,142	2,669	1,126	1,836	364	1,269	6		
通知カード（再交付）	16,920	3,230	3,147	2,378	3,194	1,071	1,955	142	1,945	381		
個人番号カード	29,279	6,138	4,263	5,035	4,243	2,317	3,814	315	3,469	1,084		

（資料：市民局総務部政課）

2-5-13 住民基本台帳関係処理件数

平成30年度（単位：件）

区 名	総 数	転 入	転 出	転 居	変 更	出 生	死 亡	職 権 記 載	職 権 消 除	そ の 他
全 市	237,495	98,461	55,501	38,234	15,582	13,792	12,292	32	2,742	859
東 区	45,690	17,274	10,728	8,459	3,047	2,829	2,481	4	686	182
博 多 区	52,645	24,040	12,988	7,928	2,555	2,410	1,805	10	731	178
中 央 区	37,000	17,311	9,098	5,277	1,966	1,582	1,227	7	397	135
南 区	35,473	13,814	7,603	6,440	2,572	2,343	2,139	3	445	114
城 南 区	15,723	6,642	3,470	2,163	1,251	975	1,054	4	111	53
早 良 区	25,286	9,743	5,542	3,977	2,121	1,801	1,847	3	165	87
早良区のうち 入部出張所	1,925	554	343	305	248	167	293	0	12	3
西 区	25,678	9,637	6,072	3,990	2,070	1,852	1,739	1	207	110
西区のうち 西部出張所	9,705	3,712	2,474	1,451	670	742	501	0	124	31

（資料：市民局総務部政課）

2-5-14 住居表示実施状況

平成31年4月1日現在

地区名	面積 (km ²)	世帯数(世帯)	街区数	実施年月日	備考
全市	173.68	382,839	25,536		
東区	48.05	77,727	5,845		
香椎団地	0.07	986	34	S43. 2. 1	
貝塚団地	0.03	528	20	"	
城浜団地	0.29	2,898	81	S45. 4. 20	
奈多団地	0.17	1,100	40	S52. 3. 15	
馬出	1.76	5,520	184	S49. 7. 1	
"	△ 0.02	△ 110	△ 3	S62. 5. 11	博多区吉塚七丁目に編入
箱崎	1.79	5,760	202	S50. 2. 1	
筥松	0.78	2,130	96	"	
東浜二丁目編入	0.08	—	—	S51. 9. 1	
原田	0.55	1,500	72	S53. 2. 1	
美和台	1.04	1,930	234	"	
美和台編入	0.06	—	15	S58. 11. 1	
名島・千早	2.34	6,440	376	S55. 3. 1	
郷口・社領・二又瀬	0.67	820	93	"	
香椎	1.95	4,470	338	S56. 2. 1	
香住ヶ丘	1.38	2,630	222	"	
舞松原・八田	2.12	5,950	383	S57. 2. 1	
香椎浜	0.93	—	19	S57. 4. 1	
御島崎	0.30	980	57	S58. 2. 1	
西戸崎	1.58	1,650	195	S59. 2. 1	
和白	2.57	5,290	439	S59. 2. 11	
若宮	0.86	2,430	141	S59. 3. 1	
松崎・多々良	2.14	2,251	391	S60. 2. 12	
松島	1.17	920	152	S60. 8. 26	
多の津・原田	0.78	1,040	121	"	
多の津	0.65	300	36	S61. 11. 10	
高美台	0.73	1,680	176	S61. 11. 25	
香椎台	0.37	820	76	S62. 5. 25	
名子・土井	0.77	500	94	"	
松田	1.01	468	81	"	
下原	1.54	2,796	234	S62. 11. 2	
唐原・下原	1.50	2,980	119	S63. 5. 16	
箱崎ふ頭	2.98	1,020	76	H元. 2. 27	
青葉	1.86	3,240	331	H元. 10. 2	
和白・奈多	2.79	5,450	403	H3. 8. 26	
高美台一丁目	0.01	25	4	"	編入
香椎台三丁目	0.003	—	1	H4. 1. 27	編入
蒲田	2.77	426	134	H6. 1. 31	編入

地区名	面積 (km ²)	世帯数(世帯)	街区数	実施年月日	備考
香椎台Ⅱ	0.21	3	47	H11. 9. 14	H29. 7. 25香椎台五丁目の一部
青葉Ⅱ	0.18	—	22	H13. 6. 25	
美和台Ⅱ	0.17	414	33	H14. 8. 1	
香椎浜三丁目 (アイランドシティ)	0.97	95	12	H18. 2. 1	
箱崎ふ頭	0.16	—	3	H19. 12. 10	箱崎ふ頭4丁目未実施地区
香椎浜三丁目 (アイランドシティ・香椎パークポート)	3.75	—	23	H21. 8. 3	H31. 3. 25みなど香椎一丁目編入
三苫七丁目	0.19	350	27	H24. 2. 13	
香椎Ⅱ	0.03	47	6	H24. 3. 19	香椎台五丁目・香椎三丁目に編入
香椎照葉	0.99	—	5	H24. 7. 17	H30. 7. 30香椎照葉六丁目実施
博多区	26.70	65,423	3,384		
博多	1.88	8,268	262	S41. 2. 1	
博多駅周辺	2.91	9,533	452	S44. 7. 1	
堅粕	1.01	5,283	206	S45. 7. 1	
山王公園周辺	1.33	2,412	143	S46. 7. 1	
東光	1.13	1,926	157	S47. 4. 1	
千代	1.15	5,390	175	S49. 7. 1	
沖浜	0.37	25	26	〃	
東吉塚	1.37	4,000	102	S52. 2. 1	
〃	0.02	110	3	S62. 5. 11	東区から編入
東那珂・半道橋	1.15	1,580	86	S54. 2. 1	
諸岡	1.09	2,632	178	〃	
板付	1.04	3,190	108	S54. 3. 1	
那珂	1.67	3,080	250	S56. 2. 1	
那珂南	1.35	4,950	220	〃	
麦野	0.75	2,610	166	S56. 3. 1	
井相田	0.55	350	50	S57. 2. 1	
三筑	0.30	720	42	〃	
東月隈	0.81	2,600	158	S63. 5. 16	
榎田・席田	2.62	2,276	185	H2. 2. 26	
板付編入	0.02	25	—	H6. 4. 20	板付二丁目・板付五丁目に編入
東月隈一丁目	0.01	31	2	H6. 11. 28	編入
空港前五丁目	0.07	82	25	〃	
浦田二丁目	0.20	263	40	H7. 11. 27	
月隈	2.84	2,858	260	H10. 2. 23	
西月隈	1.05	1,205	87	〃	
諸岡・南八幡町	0.004	22	—	H10. 7. 13	春日市から編入
立花寺二丁目	0.003	2	1	H21. 8. 3	編入
中央区	15.01	43,762	1,759		
梅光園団地	0.03	552	18	S43. 2. 1	
春吉・高宮	1.56	8,953	314	S37. 8. 16	

地区名	面積 (km ²)	世帯数(世帯)	街区数	実施年月日	備考
草香江・鳥飼	2.32	6,615	189	S38. 6. 15	
平尾	0.98	751	96	S39. 2. 1	
福岡	2.17	7,219	230	S39. 6. 15	
荒戸	0.67	2,298	56	S41. 2. 1	
警固・六本松	1.64	5,564	216	S42. 2. 1	
地行・唐人町	0.58	2,131	110	S43. 2. 1	
別府・田島	0.11	382	29	S46. 7. 1	
小笹・輝国	1.15	1,696	95	S46. 10. 1	
荒津・那の津	1.15	1,120	71	S47. 4. 1	
南公園周辺	0.95	2,956	144	〃	
東田島	0.61	1,390	107	S48. 7. 1	
福浜	0.29	1,200	23	S51. 2. 1	埋立・編入
那の津二・三丁目	0.04	—	2	S62. 11. 2	埋立・編入
地行三・四丁目	0.01	—	—	S63. 7. 18	埋立・編入
福浜一丁目	0.08	—	12	S63. 7. 28	
地行浜一・二丁目	0.40	57	12	H5. 2. 1	
浄水	0.27	878	35	H20. 12. 15	
南区	26.04	63,794	4,797		
大橋団地	0.05	631	25	S43. 2. 1	
若久団地	0.10	1,046	37	〃	
弥永団地	0.13	1,294	41	〃	
春吉・高宮	0.13	661	28	S37. 8. 16	
平尾(平和)	0.80	470	60	S39. 2. 1	
長尾(長住)	1.54	880	241	S40. 2. 1	
高宮	1.03	2,308	172	S43. 2. 1	
大楠	0.64	2,530	86	S45. 4. 1	
多賀	0.07	4	8	S47. 12. 15	
清水	0.58	2,554	91	S50. 7. 1	
寺塚	1.61	3,400	226	S51. 3. 15	
西長住	0.28	515	50	S53. 2. 1	
井尻・五十川	1.35	5,373	252	S54. 3. 1	
高木	0.43	805	78	〃	
野間・若久	2.38	7,120	491	S55. 1. 14	
屋形原	1.71	5,260	470	〃	
三宅	1.44	5,640	296	〃	
横手・臼佐・警弥郷	3.16	7,440	731	S57. 2. 1	
塩原	0.86	2,630	98	S58. 7. 11	
桧原	1.95	3,320	457	S60. 6. 17	
柏原	2.16	2,050	307	S61. 1. 27	
和田・野多目	1.54	2,880	200	S61. 1. 27	
和田	0.37	1,356	73	S62. 11. 2	
老司・鶴田	1.43	2,663	218	S63. 5. 16	

地区名	面積 (km ²)	世帯数(世帯)	街区数	実施年月日	備考	
鶴田・桧原	0.29	947	59	H2. 9. 3	春日市から編入	
井尻三丁目	0.01	17	2	H10. 7. 13		
城南区	12.81	35,939	2,453			
城西団地	0.03	360	16	S43. 2. 1	東油山一～三丁目	
荒江団地	0.08	1,014	33	〃		
別府団地	0.05	726	26	〃		
金山団地	0.14	1,352	57	S43. 8. 1		
堤団地	0.08	838	29	S44. 12. 27		
宝台団地	0.05	590	21	S46. 2. 1		
鳥飼駅北	0.54	2,529	98	S46. 4. 1		
別府・田島	2.33	6,612	408	S46. 7. 1		
樋井川	1.86	3,916	372	S48. 7. 1		
荒江	0.17	558	35	〃		
東油山	0.40	641	71	S50. 4. 1		
田島南	0.56	2,900	114	S51. 3. 15		
飯倉	0.17	610	28	S52. 2. 1		
七隈	0.80	2,060	117	〃		
友泉亭	0.13	600	22	〃		
片江・堤	2.11	4,090	421	S57. 5. 10		
七隈・梅林	2.67	5,970	500	S57. 11. 1		
南片江四丁目編入	0.02	6	2	S61. 1. 27		
東油山編入	0.07	73	18	S61. 11. 25		
東油山	0.55	494	65	S62. 11. 2		
南片江編入	0.001	—	—	H3. 1. 14		
早良区	24.37	53,976	4,134			
原団地	0.17	1,828	63	S42. 6. 30		
室住団地	0.17	2,132	75	S45. 10. 1		
星の原団地	0.20	2,400	72	S48. 7. 1		
四箇田団地	0.25	2,200	56	S51. 9. 1		
有田団地	0.05	420	12	S53. 10. 19		
西新	2.72	8,541	414	S44. 7. 1		
室見	0.61	1,749	94	S46. 2. 1		
荒江	0.38	1,080	61	S48. 7. 1		
飯倉	1.06	3,830	207	S52. 2. 1		
原	1.33	3,300	221	S53. 2. 1		
南庄	0.73	2,200	129	S55. 3. 1		
賀茂・干隈	1.19	2,750	308	S57. 11. 1		
小田部	0.95	1,500	164	S58. 7. 11		
野芥・田隈	2.43	5,240	591	〃		
有田	0.98	2,550	230	S59. 3. 1		
次郎丸	1.10	2,364	146	S63. 5. 16		
西新編入	0.02	—	1	S63. 7. 18		

地区名	面積 (km ²)	世帯数(世帯)	街区数	実施年月日	備考
重留	0.97	1,420	194	H2. 9. 3	
早良	1.24	1,470	198	H3. 1. 14	
百道浜	0.95	445	51	〃	
内野・脇山	1.50	2,300	214	H4. 1. 27	
田村・四箇	2.07	2,500	247	H5. 2. 1	
入部	2.87	952	329	H11. 10. 21	
田村・四箇Ⅱ	0.43	805	57	H11. 11. 1	
西区	20.70	42,218	3,164		
壱岐団地	0.43	2,700	144	S50. 10. 18	
下山門団地	0.20	2,000	79	S51. 2. 1	
大町団地	0.08	550	23	S52. 11. 1	
拾六町団地	0.12	1,031	4	S53. 2. 1	
福重団地	0.04	818	9	S53. 4. 1	
十郎川団地	0.05	437	19	S53. 10. 19	
城の原団地	0.09	895	31	S54. 11. 1	
豊浜	0.32	820	51	S48. 7. 1	
姪の浜	1.71	5,690	256	S51. 2. 1	
小戸	1.08	1,420	139	S59. 2. 1	
壱岐南	2.89	2,924	409	S61. 7. 28	
下山門	2.03	3,335	278	S61. 11. 10	
福重・石丸	1.41	2,505	237	S62. 1. 12	
今宿青木	0.95	1,260	125	S62. 4. 27	
上山門・拾六町	1.67	2,330	278	S62. 6. 15	
横浜	0.64	780	89	S63. 5. 16	
周船寺・田尻	1.19	2,200	162	S63. 7. 18	
愛宕浜・生松台	1.21	—	180	H元. 2. 27	
下山門一丁目	—	—	—	H2. 11. 1	編入
石丸	0.14	140	12	H4. 1. 27	石丸四丁目
今宿	0.32	815	54	H5. 8. 30	
生の松原	0.01	10	2	H6. 11. 28	生の松原三丁目に編入
小戸二丁目	0.43	1	6	〃	埋立地
横浜西	0.17	81	33	H9. 2. 18	横浜三丁目
生の松原三丁目編入	0.01	47	1	H10. 7. 13	
生の松原Ⅱ	0.41	127	66	H12. 11. 17	
姪浜	0.86	4,763	125	H14. 10. 1	
野方四丁目編入	0.04	63	14	H15. 3. 12	
金武・西入部	0.44	411	93	H17. 6. 1	
田尻	0.44	523	70	H18. 10. 23	
徳永・女原・今宿町	1.32	3,542	175	H25. 10. 28	

※1 面積・世帯数・街区数は実施日現在の数値である。

(資料:市民局総務部区政課)

※2 全市及び各区の集計の面積は、小数点3位で四捨五入したもの。

2-6 各区町名一覧表

ワ	ラ	ヤ	マ	ハ	ナ
和宮一〇五丁目 和白一〇六丁目 和白一〇四丁目 和白一〇五丁目			馬出一〇六丁目 舞松原一〇六丁目 松香台一〇二丁目 松島一〇四丁目 松島一〇六丁目 松田一〇三丁目 御島崎一〇二丁目 水谷一〇三丁目 三苦一〇七丁目 三苦八丁目* みなと香椎一〇三丁目 美和台一〇七丁目 美和台新町 みどりが丘一〇三丁目 大字三苦	箱崎一〇七丁目 箱崎一〇六丁目 箱崎一〇四丁目 宮松一〇四丁目 宮松新町 八田一〇四丁目 原田一〇四丁目 東浜一〇二丁目 二又瀬 二又瀬新町 大字浜男 大字弘	名子一〇三丁目 名島一〇三丁目 奈多一〇三丁目 奈多団地 大字奈多 大字奈多
	冷泉町 立花寺一〇二丁目 大字立花寺	豊一〇二丁目 吉塚一〇八丁目 吉塚本町	南八幡町一〇二丁目 南本町一〇二丁目 美野島一〇四丁目 元町一〇三丁目 諸岡一〇六丁目	博多駅中央街 博多駅前一〇三丁目 博多駅前一〇四丁目 博多駅前一〇六丁目 春吉一〇三丁目 福尾一〇五丁目 平尾一〇五丁目 平尾三〇五丁目 比恵町一〇三丁目 光丘町一〇三丁目 東公園 東月限一〇三丁目 東那珂一〇三丁目 東比恵一〇三丁目 東平尾一〇三丁目 東平尾公園一〇三丁目 大字東平尾	那珂一〇六丁目 中呉服町 中洲一〇五丁目 中洲中島町 奈良屋町 西春町一〇四丁目 西春町一〇六丁目
渡辺通一〇五丁目	六本松一〇四丁目	薬院一〇四丁目 薬院伊福町 大字薬院	舞鶴一〇三丁目 港公園 南公園	梅光園一〇三丁目 春吉一〇三丁目 福尾一〇五丁目 平尾一〇五丁目 平尾三〇五丁目 平尾浄水町 古小島町	長尾一〇三丁目 那珂一〇三丁目 那珂一〇四丁目 那珂一〇五丁目 那珂一〇五丁目 西公園 西中洲
若久一〇六丁目 若久団地 和田一〇四丁目	老司一〇五丁目	屋形原一〇五丁目 弥永一〇五丁目 弥永団地 柳河内一〇二丁目 横瀬一〇二丁目 横手南町	的場一〇二丁目 南大橋一〇二丁目 三宅一〇三丁目 向野一〇二丁目	花畑一〇四丁目 平和一〇二丁目 大字松原 大字松原	中尾一〇三丁目 長住一〇五丁目 長住一〇七丁目 那珂一〇二丁目 那珂一〇四丁目 西長住一〇三丁目 野間一〇四丁目
		友泉亭	松山一〇二丁目 南片江一〇六丁目	樋井川一〇七丁目 東油山一〇七丁目 別府一〇七丁目 千原一〇二丁目 大字東油山	長尾一〇五丁目 七限一〇八丁目 西片江一〇二丁目
		弥生一〇二丁目	南庄一〇六丁目 室住団地 百道一〇五丁目 百道一〇三丁目 百道一〇四丁目 百道一〇四丁目	原一〇八丁目 藤崎一〇二丁目 千原三〇六丁目 星の原団地 大字橋本	西入部一〇一丁目 西入部一〇七丁目 西入部一〇七丁目 野茶一〇七丁目 大字西油山 大字野茶
脇山一〇二丁目 大字脇山			大字曲淵	東入部一〇八丁目 大字東入部	西入部一〇五丁目 西入部一〇五丁目 西入部一〇五丁目 野茶八丁目 大字西入部
		大字吉武	室見が丘一〇三丁目 姪の浜一〇六丁目 姪の浜一〇四丁目 姪の浜一〇四丁目	橋本一〇二丁目 福重一〇五丁目 福重団地 大字橋本 大字羽根戸	西の丘一〇三丁目 野方一〇六丁目 野方一〇七丁目* 大字野方 能古
		横浜一〇三丁目	女原北 元浜一〇四丁目* 大字宮浦 大字女原 大字元岡	富士見一〇三丁目	大字西浦

*は町界町名整理のみ

3. 区行政推進の歩み

3-1 政令指定都市発足の準備（昭和39年～46年）

昭和39年、行政区画審議会より5行政区と総合庁舎についての「福岡市行政区画に関する答申」を受けた。

昭和44年より将来の区役所庁舎となる総合出先庁舎の建設に着手し、昭和46年には、支所（会計課、庶務課、市民生活課、市民課、国保年金課、納税課、課税課）を開設するとともに、支所庁舎には、支所組織のほか、福祉事務所、農林事務所、建設事務所、失業対策事務所、選挙管理委員会事務所、農業委員会事務所が入居した。このとき、戸籍、住民基本台帳、外国人登録、印鑑証明等の窓口を総合化し手続きの簡素化、迅速化を行うとともに市民相談窓口を設置し、市民サービスの向上を図っている。

3-2 政令指定都市発足と区行政の定着（昭和47年～55年）

昭和47年の指定都市発足に伴い区制を施行し、支所組織に福祉、土木、下水道、農林等の市民生活に密着した事務事業を加え、総合出先機関としての東区、博多区、中央区、南区、西区の5区役所が開所した。

昭和49年に土木行政充実のため維持課を設置、また、昭和49年以降順次、市民プール、市民センター、地区体育館について、教育委員会から管理運営の事務委任を受けるとともに、昭和50年に地域コミュニティ活動振興のため振興課を設置した。

3-3 行財政改革の実施（昭和56年～平成元年）

昭和56年の行財政改革本部の「区役所改革の基本方向」、昭和59年の「行財政運営に関する提言」を受け、区役所の事務事業と組織の見直しが行われた。

このなかで、下水道業務一元化のための本庁への移管（57年）、社会教育行政の一体性からの市民センター管理運営業務の教育委員会への移管（57年）、区選挙管理委員会事務体制の効率化（57～58年）、公園管理業務の公園都市整備公社への委託（58年）、納税課の少人数グループによる徴収部門の強化・充実のための再編成（60年）、市民生活課の市民相談室への変更及び広聴係の設置（62年）、住民基本台帳等のオンライン化による事務改善（63～元年）などを実施している。

この間、昭和57年、旧西区を城南区、早良区、西区に分区し、7区となった。

なお、「城南区」「早良区」の区名については、市民より公募し決定した。

3-4 区における市民参加の推進（平成2年～平成7年）

平成2年の「行政組織等の見直しの提言」では、区役所は市民参加の先端部門として位置づけられた。区の企画事業としての「一区一美」や「住みよい区市民会議」等の市民による政策提案型の広聴事業等を実施するとともに、機構整備としては、平成3年、庶務課にまちづくり企画係を設置し、平成6年、まちづくり企画推進課（平成11年～まちづくり企画課、平成16年～企画課）を新設した。

3-5 区役所の機能強化の取り組み（平成8年～）

地域の身近な総合行政機関としての区役所の機能強化については、「福岡市行財政改革大綱」（平成8年）において大きく位置づけられ、区役所が地域ニーズに的確に対応するとともに、区の裁量を発揮した個性ある区づくりを推進するため、一層の充実、強化に努めている。

〈取り組み内容〉

実施年度	機構改革・施設整備等	区事業の主体性・機動性の強化
8年度	1. 区次長制の導入 2. 地区担当者の設置	3. 地域づくり推進事業の実施
9年度	4. 助役による区分担制の導入 5. 区総務課経理系の設置 6. 保健所の区役所編入 7. 生活環境課の設置	8. 区振興費（目）の新設
10年度	9. 在宅ケア・ホットラインの区役所庁舎内(福祉課)への移設	10. 予算編成への区長要望の反映強化
11年度	11. 高齢保健福祉課及び保健・福祉総合相談窓口の設置 12. 博多南地域交流センターの開館(H12.1)	13. 緊急対応の地域環境整備経費の一部を区振興費へ移管
12年度	14. 区政推進委員会の設置 16. 福岡市経営管理委員会	15. わがまち手づくり事業の実施
13年度	17. 市民センターの区役所編入 18. 各区保健福祉センターの設置	
14年度	19. 「福岡市区における総合行政の推進に関する規則」の制定 20. 区基本計画策定担当主査等の配置 21. コミュニティ推進員の配置	22. 郵便局諸証明交付事務の開始
15年度	20. 区基本計画の策定 23. 和白地域交流センターの開館(H15.8)	24. 区予算要求システムの導入 13. 区振興事業費の拡大 (区振興費 700万円→1,000万円)
16年度	25. 各区地域支援部の新設及び校区担当職員の配置 26. 公民館の区役所への移管 27. フロアマネージャーの配置 28. 区長の議会出席(当初議会のみ)	29. 区政推進費とコミュニティ振興費の設置(目の再編) 30. 区直接予算要求事業の拡大と制度化
17年度	31. こども相談係の新設 32. 自転車対策推進課の新設(中央区のみ)	13. 区振興事業費の拡大 (道路維持費 800万円→2,000万円) 33. 区予算制度の導入(区の枠配分予算「区裁量経費」の設置) ※平成18年度から

実施年度	機構改革・施設整備等	区事業の主体性・機動性の強化
18年度	34. 学校・地域連携係長の設置（中央区・南区のみ）	35. 区の枠配分予算の流用手続きの簡素化
19年度	36. 市民課業務の一部委託化及び納税課証明書交付業務等への派遣労働者の導入	37. 区の枠配分予算の対象事業拡大 ※平成20年度から 38. 庁舎を活用した広告事業の実施
20年度	39. 税証明窓口の1階フロアへの移設（城南区）	40. 区主体による区政推進会議の運営
21年度	41. 総務部、地域支援部を区政推進部、市民部に再編（博多区を除く） 42. 子育て支援課の設置 43. 地域交流センター指定管理者制度導入	44. 区振興事業費の土木局分（道路維持費）を区政推進費に統合
22年度	45. 西部地域交流センター開館、今宿出張所移転	
23年度	46. ウェルカメラネット 47. 博多駅証明サービスコーナー開設	48. 区枠予算の事業名称変更
24年度	49. コンビニ交付開始（住基カード普及キャンペーン）	50. 区の枠配分予算の対象事業に「まちかど文化ひろば事業」を新たに追加
25年度	51. 東区役所1階フロアレイアウト変更 52. 郵送請求事務の集約化・委託化（委託は平成26年度から）	53. 地域参画予算（区振興事業費）の新設
26年度	54. 保健福祉センターのあり方見直し、7区執行体制の統一化	
28年度	56. 千早証明サービスコーナー開設	55. すべての区役所の全課にサービス介助士を設置

3-5-1 区次長制の導入（平成8年度～12年度）

縦割りの部長制に代わる区次長制を導入し、従来の総務・福祉・土木部門に限定せず、区長が区次長の担当所管を決定し、また、区次長は、地区担当者を地域別に統括することとした。

3-5-2 地区担当者の設置（平成8年度～15年度）

区役所課長を小学校区の地区担当者（兼務）に位置づけ、自主防災組織の設立支援「地域ふれあいネットワーク」事業・地域づくり推進事業等の支援を行うとともに、地域の実情、課題等の把握に努めた。

3-5-3 地域づくり推進事業の実施（平成8年度～11年度）

地方分権に対応する住民自らのまちづくりをめざして、区長が2,000万円の予算の範囲で地域が企画した事業計画案に基づき、区の特長や地域ニーズを反映した「地域づくり推進事業」を決定し、校区や区など様々な単位の実行委員会等で実施した。

（平成12年度より、わがまち手づくり事業にリニューアル）

3-5-4 助役による区分担制の導入（平成9年度～14年度）

3助役が，7区をそれぞれ2～3区ずつ分担し，区行政を推進した。

3-5-5 区総務課経理係の設置（平成9年度）

局から縦割りで令達している区予算を区長のもとに統括し，地域の実情に応じた予算の執行をするため，平成9年度に区総務課に「経理係」を新設し，予算・経理事務の一元化を行った。

（14年度～財務係，16年度～財務・調査係（東区を除く））

3-5-6 保健所の区役所編入（平成9年度）

市民ニーズにあった保健・医療・福祉サービスの提供を推進するため，平成9年度に保健所を区役所に編入し，福祉事務所との連携を強化した。

3-5-7 生活環境課の設置（平成9年度）

ごみ，し尿，不法投棄，ねずみ・害虫の駆除，放置自転車，屋外広告物等市民に身近な生活環境業務を総合的に所管する課として，平成9年度に「生活環境課」を設置した。

3-5-8 区振興費（目）の新設（平成9年度）

市民局の区役所関係予算を統合した区振興費（目）を新設し，一定の条件のもと，区役所の裁量による事業計画及び予算執行を行うこととした。（16年度に区政推進費に名称変更）

市民局区役所関連予算費目の状況

統合前（平成8年度）	統合後（平成9年度）
区役所費	区振興費
広報広聴費	
交通安全対策推進費	
文化振興費	
スポーツ振興推進費	
戸籍住民基本台帳費	
災害対策費	
区役所費(庁舎管理・整備，町世話人，地縁団体，集会所等のみ)	
スポーツ振興推進費(アビスパ支援のみ)	
戸籍住民基本台帳費	
災害対策費	

網かけは統合した費目

3-5-9 在宅ケア・ホットラインの区役所庁舎内(福祉課)への移設

（平成8年度～17年度）

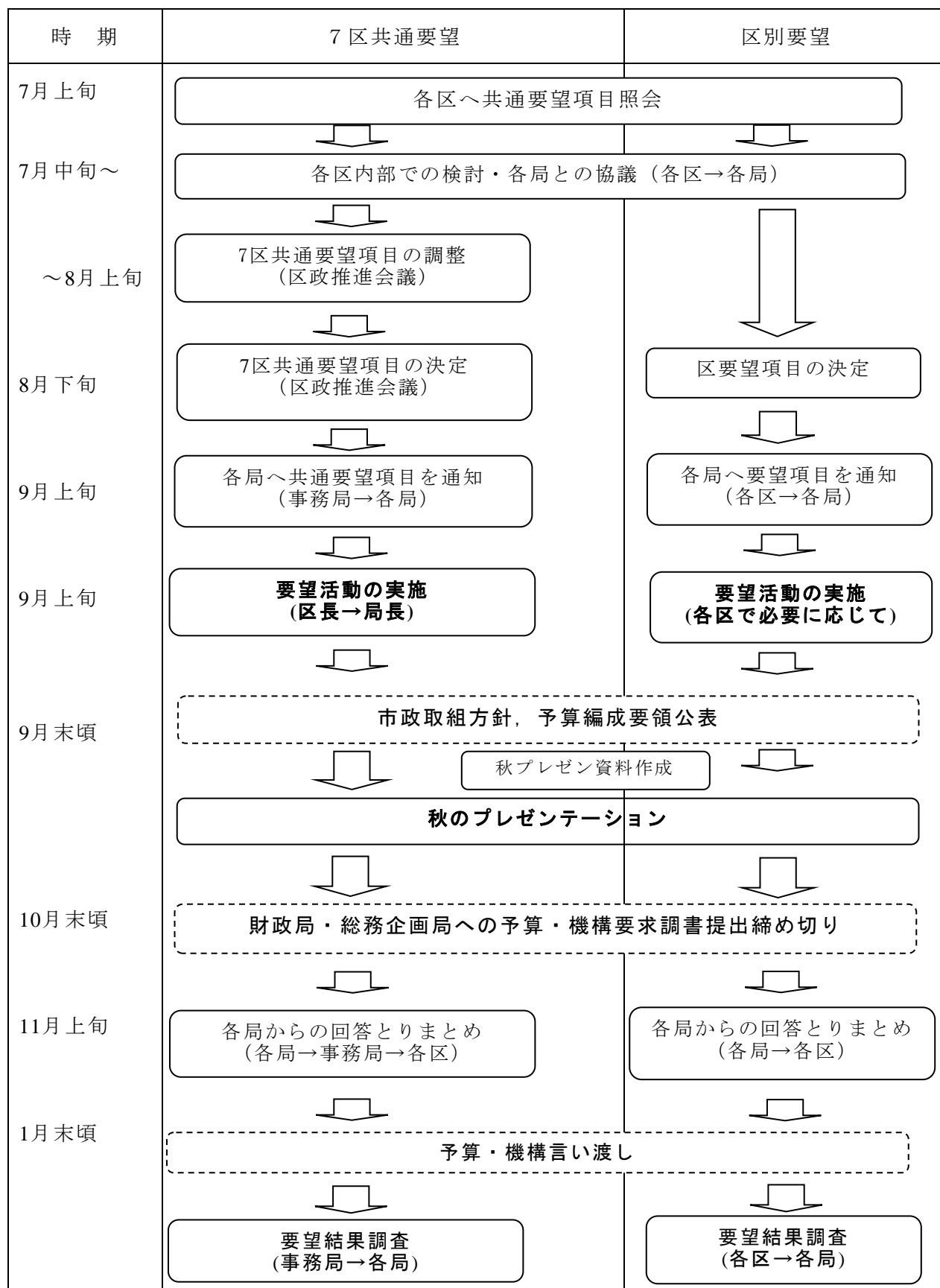
高齢者の在宅ケアに関する相談窓口である保健所の「在宅ケア・ホットライン」を平成10年度に区役所庁舎内へ移設し，福祉部門との連携を強化した。

（平成11年度から高齢保健福祉課へ移管，平成18年度から「地域包括支援センター」）

3-5-10 予算編成への区長要望の反映強化（平成10年度）

区の声の本庁の施策へ反映させるシステムとして，区長調整に基づく関係局への予算要望等を実施することとし，平成17年度予算要求からは，さらに市民ニーズを反映した区行政を推進するために，区長が秋のプレゼンテーションにおいて，予算の区重点要望事業や新年度の各区主要事業等について，市長等に対しプレゼンテーション等を行っている。

〈区予算重点要望 システムの流れ〉



3-5-11 高齢保健福祉課及び保健・福祉総合相談窓口の設置（平成11年度）

平成11年度に各区に「高齢保健福祉課」を新設し、介護保険をはじめ高齢保健福祉関係業務を行うとともに、保健師などの担当職員が、介護保険を含めた保健・福祉に関する相談を総合的に受けたり、専門の機関などを紹介したりする「保健・福祉総合相談窓口」を設置した。

平成13年度からは「福祉・介護保険課」と「地域保健福祉課」に再編し（博多区と南区は14年度から）地域保健福祉課が総合相談窓口となった。

3-5-12 博多南地域交流センターの開館（平成11年度）

第7次福岡市基本計画に準地域中心（新基本計画では「地域拠点」）と位置づけされた博多区雑餉隈地区に、区レベルのサービス機能を補完するため、平成12年1月、博多南地域交流センターを開館した。なお、本施設は、博多区役所の課相当の組織となっている。

3-5-13 緊急対応の地域環境整備経費の一部を区振興費へ移管（平成11年度）

平成11年度予算において、土木局所管の道路維持費として執行している緊急対応経費の一部を、市民局所管の区振興費として措置し、道路維持費とあわせて市民サービスや地域の環境整備に緊急かつ迅速に対応することとした。

なお、平成15年度からは「区振興事業」に名称変更し、対象事業及び予算額を拡大して実施している。

- ・区振興費(16年度より区政推進費) 1区あたり 7,000千円 (H15年度予算 10,000千円)
- ・道路維持費 1区あたり 8,000千円 (H17年度予算 20,000千円)

3-5-14 区政推進委員会の設置（平成12年度～13年度）

市民の視点に立った行政の実現と、市民との協働関係の構築に向け、市民生活に密着したサービス提供の拠点として、また地域の個性を生かしたまちづくりの拠点として区役所の機能強化を図るため、平成12年度に「区政推進委員会」を設置し、具体的な方策の検討を行った。

○構成メンバー

三助役、各区区長、総務企画局長、財政局長、市民局長、保健福祉局長、都市整備局長、教育次長、市長室長

※会長 市民局担当助役

○検討期間

平成12年度から平成13年度

○強化すべき機能

- ・市民サービスの向上
- ・地域コミュニティ支援機能強化
- ・区役所の体制強化

○主な検討課題

- ・窓口サービスの向上
- ・情報受発信機能の充実
- ・公民館・市民センターとの連携強化
- ・地域支援のあり方
- ・地域コミュニティ関連3課及び市民センターの組織再編、事業見直し
- ・区の総合行政推進のための仕組みづくり
- ・区予算編成システムの充実
- ・市民生活に密着した事務事業の区役所移管

3-5-15 わがまち手づくり事業の実施（平成12年度～15年度）

「わがまち手づくり事業」は、地域における様々な自発的市民活動の支援をとおして市民の力を引き出すとともに、市民と行政がそれぞれに主体性を持ちながら相互理解と信頼のもとに結び合っ活動を行う、パートナーシップにより魅力あるまちづくりを推進することを目的として、平成12年度から実施した。

この事業は、市民自らが地域課題の解決に向け企画・実施するまちづくり活動を支援する「まちづくり活動支援事業」、身近な地域の施設整備について市民と行政との共働により整備計画を策定する「市民手づくりモデル事業」、市民参加による区の個性を生かした区自主企画事業としての「区の魅力づくり事業」からなり、いずれも区役所が中心となり事業を進めた。

なお、15年度は「区の魅力づくり事業」を個別の事業として実施し、さらに、16年度には事業を再編し、「市民手づくりモデル事業」は「区の魅力づくり事業」に統合。また、「まちづくり活動支援事業」は「やる気応援事業」（コミュニティ振興費）に移行している。

3-5-16 福岡市経営管理委員会（平成12年度）

福岡市経営管理委員会の提言（“市長への提言：「行政経営」の確立を目指して”：）において、「区役所の自律経営」「コミュニティの育成支援」「公民館の活用」「NPOの活用」「本庁、区役所、コミュニティ組織の自律連携ネットワークシステム」などが謳われており、これらの提言内容を踏まえて具体的な方策を推進している。

3-5-17 市民センターの区役所編入（平成13年度）

公民館の地域コミュニティ活動の拠点としての役割を向上させ、地域の実態や市民ニーズに適応した効果的な地域コミュニティ支援を推進するため、平成13年度に公民館を統括する市民センターを区役所に編入し、公民館・市民センターと区役所との連携強化を進めた。

3-5-18 各区保健福祉センターの設置（平成13年度）

保健所と福祉事務所を統合した「保健福祉センター」を平成13年度各区に設置し、保健・医療・福祉の連携を強化して、総合相談機能を高めるなど総合的・効率的な行政サービスを展開している。

3-5-19 「福岡市区における総合行政の推進に関する規則」の制定（平成14年度）

分権型社会を迎え、これからの区役所はより一層市民の視点に立った行政の実現のため、市民生活に密着した行政サービスの拠点として、また地域の個性を生かしたまちづくりの拠点としてその機能を強化していく必要があり、区における総合行政の推進に関する基本的な方針を明確にするとともに、本庁との連携を強化するため、平成14年度に「福岡市区における総合行政の推進に関する規則」を制定した。

3-5-20 区基本計画担当主査等の配置及び同計画の策定（平成14年度）

市民の意識・ニーズ、区の現状を踏まえ、各区の個性を生かし暮らしやすい魅力ある地域づくりを推進するための長期計画として区基本計画を策定するため、担当主査等を配置し、平成15年度に同計画を策定した。

また、この計画づくりを市民と行政との共働や、住民主体の地域づくりの契機とした。

3-5-21 コミュニティ推進員の配置（平成14年度～16年度）

地域の特性を生かしたまちづくり活動を推進するため、地域コミュニティ活動の支援や状況調査、情報収集・提供などを行う「コミュニティ推進員」（嘱託職員）を各区に1名配置した。

3-5-22 郵便局諸証明交付事務の開始（平成14年度）

「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱に関する法律」の施行に伴い、市内35カ所の郵便局において、住民票や納税証明書をはじめとする各種証明書の請求・受渡しサービスを行っている。これに伴い、平成15年3月末で連絡所制度を廃止した。

3-5-23 和白地域交流センターの開館（平成15年度）

第7次福岡市基本計画に準地域中心（新基本計画では「地域拠点」）と位置づけされた東区和白地区に、区レベルのサービス機能を補完するため、平成15年8月、和白地域交流センターを開館した。なお、本施設は、東区役所の課相当の組織となっている。

3-5-24 区予算要求システムの導入（平成16年度）

区基本計画に基づく施策を推進し、また「地域に最も身近な総合行政機関であり、住民ニーズの施策への反映の拠点」である区役所の機能強化という観点から、「区基本計画事業」及び「アイデア予算」については、平成16年度予算要求において、実質的に区から直接予算要求できるシステムを導入した。

3-5-25 各区地域支援部の新設及び校区担当職員の配置（平成16年度）

町世話人制度の廃止（平成15年度）及びコミュニティの自律経営を推進するため、行政が地域と向き合い、地域の自治協議会の設立・支援を行うための窓口として、区役所に「地域支援部」を新設し、校区（小学校）を担当する専任の職員（係長級）を配置した。

3-5-26 公民館の区役所への移管（平成16年度）

教育委員会が所管する公民館を区の地域支援部へ移管し、地域における生涯学習事業とコミュニティ支援を一体的に推進する体制を確立した。

3-5-27 フロアマネージャーの配置（平成16年度）

市民サービスの向上を図るため、各区役所の玄関に1名フロアマネージャーを配置し、区役所へ来庁された市民の方が、迷われることなく迅速に目的の窓口へ行かれるように、案内を行っている。

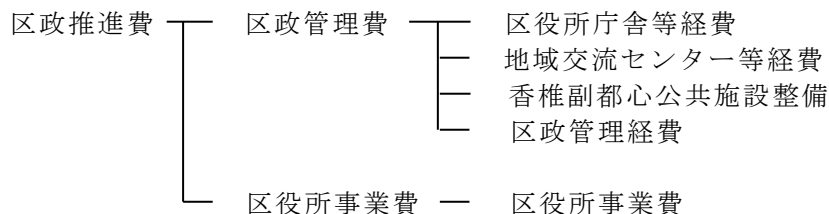
3-5-28 区長の議会出席（平成16年度）

新年度の市政運営方針や、それに対する議会の各会派の総合的な見解を把握し、区政運営の向上に役立てるため、平成17年3月から当初議会の代表質疑（2日間）にのみ全区長が出席することとした。

3-5-29 区政推進費とコミュニティ振興費の設置（目の再編）（平成17年度）

コミュニティの自律経営に向け、全市的な施策展開を実施していくため、また、区役所の機能強化を推進するため、区振興費と区役所費を再編し、地域施策に係る予算を「コミュニティ振興費」として新設するとともに、区政推進や区役所の管理等に係る予算を「区政推進費」として明確にした。

（参考）区政推進費（目）の予算体系（平成26年度）



3-5-30 区直接予算要求事業の拡大と制度化（平成17年度）

平成17年度予算要求において「区基本計画事業」及び「アイデア予算」に加え「区の魅力づくり事業」を区直接予算要求事業として位置づけし、拡大した。

また、区の直接予算要求事業については、区長が予算見積書を提出することとし、「福岡市予算及び決算規則」を改正し、制度化した。

3-5-31 こども相談係の新設（平成17年度）

子育て相談や児童虐待への対応等、区役所における子ども行政を推進するため、各区福祉・介護保険課に「こども相談係」を新設した。

3-5-32 自転車対策推進課の新設（中央区のみ）（平成17年度）

都心部（天神地区）の放置自転車対策を強化するため、中央区役所に「自転車対策推進課」を新設した。（平成21年度～博多区にも設置）

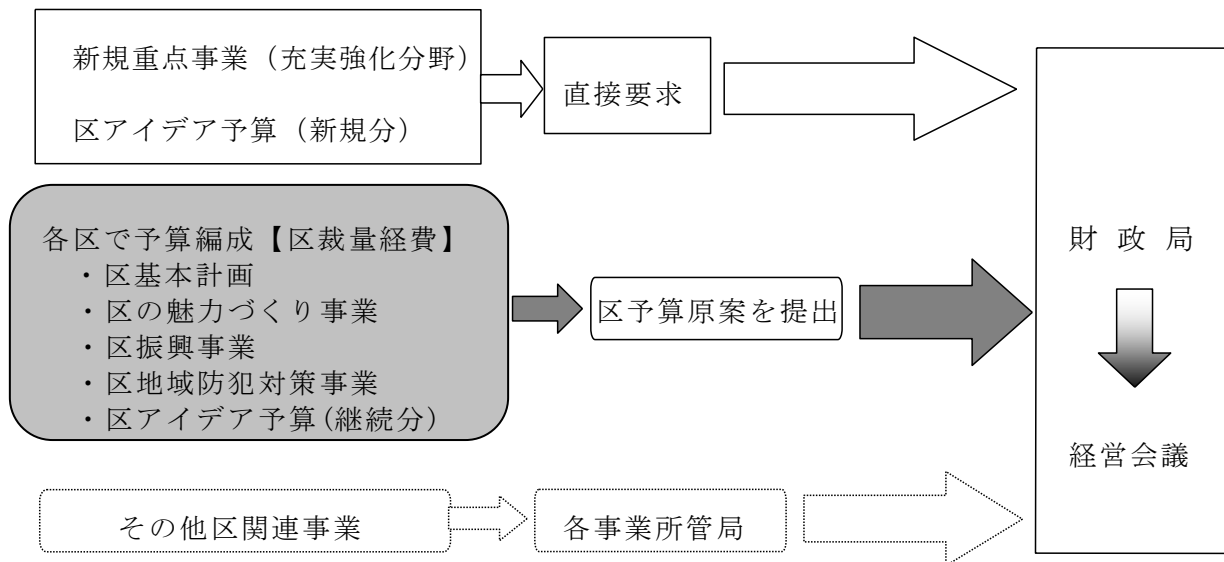
3-5-33 区予算制度の導入（平成17年度）

平成18年度予算編成において、「区裁量経費」を設置し、各区に予算の枠配分を行い、その予算の範囲で各区の特性を活かした予算編成を主体的に行うこととした。

区予算枠の対象となる事業は、「区基本計画事業」「区の魅力づくり事業」「区振興事業」「区地域防犯対策事業」及び「区アイデア予算(継続分)」で、平成17年度予算額をベースに約15%増額し、各区にそれぞれ配分した。

また、平成18年度に向けた充実・強化分野及びアイデア予算に係る新規事業については、区からの直接要求とした。

<18年度当初予算見積書提出フロー>



3-5-34 学校・地域連携係長の設置（平成18年度～平成21年度）

いじめや不登校の増加、青少年が被害者となる事件の多発など、子どもたちを巡る様々な問題に対し、家庭・地域・学校が連携して取り組むために、平成18年度からモデル的に中央区と南区に学校・地域連携係長（教育委員会職員）を配置した（平成20年度は東区と博多区に配置）。学校や公民館への訪問、警察署等関係機関との連絡調整など、「学校と地域とのパイプ役」「学校と区役所・教育委員会のパイプ役」としての役割を担った。

3-5-35 区の枠配分予算の流用手続きの簡素化（平成18年度）

区から財政局に対して直接予算要求できる事業の流用手続きについて、一部簡素化し、財政局と直接協議できるようになった。

3-5-36 市民課業務の一部委託化及び納税課証明書交付業務等への派遣労働者の導入

（平成19年度）

平成19年度から、区役所市民課における電算入力業務、証明書等の交付及び手数料の収納業務を一部委託化し、民間の委託職員を配置したほか、一部の区役所の納税課における証明書の申請受付及び交付業務等に派遣労働者を配置した。

3-5-37 区の枠配分予算の対象事業拡大（平成19年度）

平成20年度予算要求において、「区基本計画事業」「区の魅力づくり事業」「区振興事業」「区地域防犯対策事業」に加え、これまで局枠事業であった「区交通安全対策推進事業」「区男女共同参画推進事業」「区スポーツレクリエーション事業」「情報コーナー」「その他経費」を新たに区の枠配分予算とした。

3-5-38 庁舎を活用した広告事業の実施（平成19年度）

区役所庁舎内や敷地の広告塔に民間事業者等の広告を掲示し、その広告料収入を庁舎の維持管理経費に充当することとし、新たな財源の確保と経費節減が可能となった。平成19年度は中央区役所前の広告塔で実施。平成20年度は城南区役所1階ロビーのディスプレイ、市民課窓口カウンター下で実施。

3-5-39 税証明窓口の1階フロアへの移設（城南区）（平成20年度）

2階にある税証明窓口を1階に移設し、市民課・保険年金課・税証明窓口を同じフロアにすることにより、ほとんどの来庁者が1階フロアで用件をすませることが可能となった。

3-5-40 区の主体による区政推進会議の運営（平成20年度）

区政推進会議は、「区における総合行政の推進に関する規則」により区における総合行政の推進に必要な事項を調査審議するために設置され市民局区政課が庶務を行っていたが、審議する内容を見直すとともに、会議の庶務を座長の区において行うこととし、区が主体的に運営することとなった。

3-5-41 総務部、地域支援部を区政推進部、市民部に再編（博多区を除く）（平成21年度）

地域支援と総務企画部門を統合し区政推進部とすることにより、地域情報の一元化と地域施策の迅速化を図るとともに、窓口業務である市民課、税3課、保険年金課を統合し市民部とすることにより、収納率向上や窓口サービス向上など共通する目標に向かって情報の共有を図る体制に再編した。

3-5-42 子育て支援課の設置（平成21年度）

市民に身近な区役所で、子育てに関する相談・支援を行う専任の組織を設置し、子育て施策の充実強化を図った。

3-5-43 地域交流センター指定管理者制度導入（平成21年度）

和白地域交流センター、博多南地域交流センターに指定管理者を導入し、管理運営業務の効率化を図った。

3-5-44 区振興事業の土木局分（道路維持費）を区政推進費に統合（平成21年度）

市民局予算（区政推進費）、土木局予算（道路維持費）に分かれていた区振興事業を区政推進費に一本化することにより、緊急時などに迅速かつ柔軟に対応できるようになった。

3-5-45 西部地域交流センター開館、今宿出張所移転（平成22年度）

西部地区における行政サービス等の充実を図るため、JR九大学研都市駅前に、コミュニティ機能を主体とした複合的な機能を持つ西部地域交流センターを開館した。また、今宿出張所を同センター内に移転し、名称を「西部出張所」に変更した。

複合施設の名称は「さいとぴあ」。

3-5-46 ウェルカメラネット（窓口待ち人数表示システム）サービス開始（平成23年度）

ウェルカメラネットとは、各区役所窓口を設置されている「番号発券機」の裏側（事務室側）に表示される待ち人数の表示を、ネットワークカメラで撮影し、1分間隔でウェブ上に画像配信を行うシステムで、携帯電話やパソコン等から窓口の混雑状況（待ち人数）を事前に確認することで、市民が混雑時を避けて来所できることを可能とし、窓口での待ち時間の負担を軽減する事を目的としている。

このシステムは、職員の手作りにより低コストで構築したもので、早良区役所が先行して試行を行っていたものを全区に広げサービスを開始した。

3-5-47 博多駅証明サービスコーナー開設（平成23年度）

各区役所の窓口以外で時間外（午後8時まで）や土日における証明書交付サービスについては、市役所本庁舎1階の情報プラザ内に証明サービスコーナーを設置し対応していたが、天神と並ぶ本市の拠点である博多駅地区（地下鉄博多駅構内）にも証明サービスコーナーを設置し、市民サービスの向上を図った。

3-5-48 区枠予算の事業名称変更（平成23年度）

平成23年度予算要求において、区枠予算の事業名称を区の魅力づくり事業から区役所事業費へ名称を変更した。

3-5-49 コンビニ交付開始（平成24年度）

平成24年8月1日から区役所や証明サービスコーナー等で行っている証明書交付のうち、「住民票の写し」等を全国に先駆けてコンビニでも交付し、区役所での慢性的な待ち時間の削減、時間外や休日、身近な場所・旅行先・出張先での証明発行により市民サービスの向上を図った。

併せて、コンビニエンスストアで証明書を受けるには、住基カードが必要となるため、住基カード普及促進に向けて、平成24年8月から平成25年1月までの半年間、住基カードの無料交付キャンペーンを行った。

3-5-50 区の枠配分予算の追加（平成24年度）

文化施設として造られたホールや美術館といった決められた場所にこだわらず、市民が気軽に立ち寄られる区役所等の公共施設や民間施設のロビーなどの様々な空間を「身近な場所で日頃の文化活動の成果を発表する場」として提供することにより市内各所に快適な空間を演出し、文化的刺激に満ちたまちづくりを行うことを目的として、平成6年度から行っている「区まちかど文化ひろば事業」を平成24年度から新たに区の枠配分予算とした。

3-5-51 東区役所1階フロアのレイアウト変更（平成25年度）

現状、混雑が最も激しい東区役所の問題解決の方策の一つとして、市民課、保険年金課、福祉・介護保険課のある1階フロアのレイアウトを大幅に変更し、市民の待ち合いスペースを拡充するとともに、待ち時間の短縮や快適なサービスの提供を図った。

3-5-52 郵送請求事務の集約化・委託化（平成25年度）

各区役所市民課で行っている住民票の写し等の郵送請求及びその手続きに関する問い合わせ等にかかる事務を、平成26年1月に「住民票等郵送請求センター」1ヶ所に集約化した後、4月にはその大部分の業務を民間委託することで、行政運営を効率化するとともに市民サービスの向上を図った。

3-5-53 地域参画予算（区振興事業費）の新設（平成25年度）

地域で実施する区の事業について、区的意思決定に住民が参画し、事業内容に住民ニーズを適切に反映し、納得性を向上させることによって限られた予算を効果的に執行する仕組みを新設した。

具体的にはコミュニティの活性化・地域振興に向けて区役所が行う事業を各自治協議会が提案し、区役所と意見交換しながら、事業の優先順位を検討の上、実施する事業を区長が選定・実施することとなる。区役所事業費の中の「区振興事業費」を増額し、増額分を用途を定めない地域参画予算とした。（平成26年度からは、地域参画予算として分離）

3-5-54 保健福祉センターのあり方見直し、7区執行体制の統一化（平成26年度）

保健福祉センターにおける保健・福祉両部門のさらなる連携を進めるため、福祉事務所長と保健所長の機能を統括するセンター所長を設置し、副所長を廃止する一方で、増加が続いている生活保護世帯に適切に対処するため、保護課を複数設置している東区・博多区・南区に生活保護担当部長を新設した。

また、部の編成が区ごとに異なっていたものを、「総務部」「市民部」「地域整備部」「保健福祉センター」体制に統一した。

3-5-55 すべての区役所の全課にサービス介助士を配置（平成27年度）

福岡市がまちづくりの目標としてかかげる、みんながやさしい、みんなにやさしいユニバーサル都市・福岡の取組のひとつとして、区役所や保健福祉センターに来庁された高齢者や障がいのある方に、必要とされる手伝いや介助ができるよう、すべての区役所の全課にサービス介助士の職員を配置した。

3-5-56 千早証明サービスコーナー開設（平成28年度）

各区役所の窓口以外で時間外（午後8時まで）や土日における証明書交付サービスについて、市役所本庁舎1階の情報プラザ内、博多駅地区（地下鉄博多駅構内）の証明サービスコーナーに続き、東区のなみきスクエア内に、市内3カ所目となる証明サービスコーナーを設置し、市民サービスの向上を図った。

4. 区関係諸規程

4-1 福岡市区の設置等に関する条例

制定 昭和 47 年 1 月 6 日 条例第 1 号
最近改正 平成 28 年 3 月 28 日 条例第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 20 の規定に基づき、区の設置並びに区の事務所及びその出張所の設置並びに区の事務所が分掌する事務について必要な事項を定めるものとする。

(区の設置)

第 2 条 本市の区域を分けて次の区を設ける。

東区
博多区
中央区
南区
城南区
早良区
西区

2 前項の区の区域は、別表第 1 のとおりとする。

(区の事務所)

第 3 条 前条の区に事務所を置き、その名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
東 区 役 所	福岡市東区箱崎二丁目	東区の区域
博 多 区 役 所	福岡市博多区博多駅前二丁目	博多区の区域
中 央 区 役 所	福岡市中央区大名二丁目	中央区の区域
南 区 役 所	福岡市南区塩原三丁目	南区の区域
城 南 区 役 所	福岡市城南区鳥飼六丁目	城南区の区域
早 良 区 役 所	福岡市早良区百道二丁目	早良区の区域
西 区 役 所	福岡市西区内浜一丁目	西区の区域

(区の事務所の出張所)

第 4 条 早良区役所及び西区役所にそれぞれ出張所を置く。

2 前項の出張所の名称、位置及び所管区域は、別表第 2 のとおりとする。

(区の事務所の分掌事務)

第 5 条 第 3 条の区の事務所が分掌する事務は、次に掲げる事項に係る事務で区の事務所が所管することが適当であると認められるものその他規則で定める事務とする。

- (1) 広報及び広聴に関する事項
- (2) 税務に関する事項
- (3) 市民生活に関する事項
- (4) スポーツに関する事項
- (5) 子どもに関する事項
- (6) 社会福祉に関する事項
- (7) 社会保障に関する事項
- (8) 保健衛生に関する事項
- (9) 環境保全に関する事項
- (10) 廃棄物に関する事項
- (11) 文化に関する事項
- (12) 公園及び緑地に関する事項

- (13) 道路に関する事項
- (14) 河川に関する事項
- (15) 下水道に関する事項

2 前項の区の事務所の内部の事務分掌は、市長が定める。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表第1 (省略)

別表第2

名 称	位 置	所 管 区 域
早良区役所入部出張所	福岡市早良区東入部二丁目	(省 略)
西区役所西部出張所	福岡市西区西都二丁目	(省 略)

4-2 区長委任事務に関する規則等

4-2-1 福岡市区長事務委任規則

制定 昭和 47 年 4 月 1 日 規則第 62 号
最近改正 平成 31 年 4 月 1 日 規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、市長の権限に属する事務の区長への委任に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務の委任)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務のうち区役所が所掌する次に掲げるものを区長に委任する。ただし、重要又は異例な事項については、市長の指揮を受けなければならない。また、第21号の規定にかかわらず、同号に規定する徴収の事務については、市長は必要があると認めるときは、自らその権限を行使することができる。

- (1) 地域振興補助金及び子ども育成事業補助金の交付の決定その他の処分に関すること。
- (2) コミュニティ活動支援補助金（福岡市衛生連合会に交付するものを除く。）の交付の決定その他の処分に関すること。
- (3) 福岡市立火葬施設条例（昭和39年福岡市条例第71号）に基づく火葬施設の利用（人体の一部又は産汚物の火葬に係るもの、改葬に伴う火葬に係るもの及び待合室の利用を除く。）の許可に関すること。
- (4) 埋火葬の許可に関すること。
- (5) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく自動車の臨時運行許可に関すること。
- (6) 住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に基づく住居番号の設定、廃止及び変更に関すること。
- (7) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2の規定に基づく罹災証明書の交付に関すること。
- (8) 福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成5年福岡市条例第26号）に基づくし尿処理の申込の受理に関すること。
- (9) 介護保険被保険者の資格に係る届出の受理及び認定に関すること。
- (10) 介護保険に係る保険料その他の徴収金の賦課（保険料率、減免基準及び過料の決定並びに納期の変更を除く。）及び徴収に関すること。
- (11) 介護保険に係る給付（介護報酬請求に係る審査及び支払を除く。）に関すること。
- (12) 介護保険利用者負担助成対象者又は社会福祉法人が利用者負担金を減免する場合の対象者の資格に係る届出の受理及び認定に関すること。
- (13) 介護保険資金貸付事業に関すること。
- (14) 介護保険利用者負担助成金の支給に関すること。
- (15) 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の規定に基づく地域支援事業に係る給付の決定その他の処分に関すること。
- (16) 福岡市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例（平成28年福岡市条例第54号）第6条に基づく事業対象者の判定に関すること。
- (17) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づく養護者による高齢者虐待に係る通報又は届出の受理及び事実確認のための措置（立入調査証の発行に係る事務を除く。）に関すること。
- (18) 高齢者虐待防止法に基づく養護者による高齢者虐待を受けた高齢者に対する支援の実施に関すること。
- (19) 高齢者虐待防止法に基づく養護者に対する支援の実施に関すること。
- (20) 国民健康保険被保険者の資格に係る届出の受理及び認定に関すること。
- (21) 国民健康保険に係る保険料その他の徴収金の賦課（保険料率、減免基準及び過料の決定並びに納期の変更を除く。）及び徴収に関すること。
- (22) 国民健康保険に係る給付に関すること（診療報酬請求に係る審査及び支払に係る事務を除く。）。

- (23) 国民健康保険に係るはりきゅう費の助成に関すること（指定開設者へのはりきゅう費の支給を除く。）。
- (24) 国民健康保険高額療養費貸付事業に関すること。
- (25) 国民健康保険に係る特定健診及び特定保健指導の実施に関すること。
- (26) 国民年金法（昭和34年法律第141号）、国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）、国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号）及び福祉年金支給規則（昭和34年厚生省令第17号）に基づく国民年金事業の実施（国民年金法施行規則に基づく保険料の納付方法の決定に関するものを除く。）に関すること。
- (27) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）に基づく特別障害給付金の請求及び届出の受理に関すること。
- (28) 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）に基づく年金生活者支援給付金に係る請求、届出及び書類その他の物件の提出の受理に関すること。
- (29) 後期高齢者医療制度に係る保険料その他の徴収金の徴収に関すること。
- (30) 後期高齢者医療制度に係る資格、賦課及び給付に関する申請、届出等の受理及び被保険者証、通知書等の引渡しに関すること。
- (31) 福岡市後期高齢者はりきゅう費の助成に関する規則（平成20年福岡市規則第21号）に基づくはりきゅう費の助成に関すること（指定開設者へのはりきゅう費の支給を除く。）。
- (32) 子ども医療費助成対象者、重度障がい者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者の資格に係る届出の受理及び認定に関すること。
- (33) 子ども医療費助成金、重度障がい者医療費助成金及びひとり親家庭等医療費助成金（次に掲げるものを除く。）の支給に関すること。
 - ア 医療取扱機関等に支払うもの
 - イ アに掲げるもののほか、あん摩マッサージ、はり及びきゅう（国民健康保険に係るものを除く。）並びに柔道整復に係るもの
- (34) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第29条の規定による介護給付費又は訓練等給付費の支給に関すること。
- (35) 障害者総合支援法第30条の規定による特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給に関すること。
- (36) 障害者総合支援法第34条の規定による特定障がい者特別給付費の支給に関すること。
- (37) 障害者総合支援法第35条の規定による特例特定障がい者特別給付費の支給に関すること。
- (38) 障害者総合支援法第51条の14の規定による地域相談支援給付費の支給に関すること。
- (39) 障害者総合支援法第51条の15の規定による特例地域相談支援給付費の支給に関すること。
- (40) 障害者総合支援法第51条の17の規定による計画相談支援給付費の支給に関すること。
- (41) 障害者総合支援法第51条の18の規定による特例計画相談支援給付費の支給に関すること。
- (42) 障害者総合支援法第58条の規定による自立支援医療費（更生医療に係るものに限る。）の支給に関すること。
- (43) 障害者総合支援法第70条の規定による療養介護医療費の支給に関すること。
- (44) 障害者総合支援法第71条の規定による基準該当療養介護医療費の支給に関すること。
- (45) 障害者総合支援法第76条の規定による補装具費の支給に関すること。
- (46) 障害者総合支援法第76条の2の規定による高額障がい福祉サービス等給付費の支給に関すること。
- (47) 障害者総合支援法第77条の規定による地域生活支援事業に関すること。
- (48) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）に基づく養護者による障がい者虐待（18歳未満の障がい者について行われるものを除く。次号において同じ。）に係る通報又は届出の受理及び事実確認のための措置（立入調査を除く。）に関すること。
- (49) 障害者虐待防止法に基づく養護者による障がい者虐待を受けた障がい者に対する支援の実施に関すること。
- (50) 障害者虐待防止法に基づく養護者に対する支援の実施に関すること。

- (51) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の7の規定による通所給付決定（満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童に係るものを除く。以下「通所給付決定」という。）等に関する事。
- (52) 児童福祉法第21条の5の8の規定による通所給付決定の変更の決定等に関する事。
- (53) 児童福祉法第21条の5の9の規定による通所給付決定の取消し等に関する事。
- (54) 児童福祉法第21条の5の12の規定による高額障害児通所給付費の支給に関する事（申請の受理及び審査に係る事務に限る。）。
- (55) エコ発する事業補助金（環境局の所管に係るものを除く。）の交付の決定その他の処分に関する事。
- (56) 福岡市公園条例（昭和33年福岡市条例第18号）に基づく許可、承認及び監督処分並びに占用料及び使用料の徴収に関する事。ただし、霊園、舞鶴公園、小戸公園、東平尾公園、西部運動公園、友泉亭公園、花畑園芸公園、今津運動公園、桧原運動公園、楽水園、月隈北緑地、生の松原海岸森林公園、アイランドシティ中央公園、青葉公園、松風園、西南杜の湖畔公園、かなたけの里公園及び南公園（以下「大規模公園等」という。）に係るもの並びにスポーツに係る有料公園施設（大規模公園等を除く。）の使用に係るものを除く。
- (57) 道路法（昭和27年法律第180号）に基づく道路の占用許可及び占用料の徴収に関する事。
- (58) 道路法に基づく道路管理者以外の者の行う工事の承認に関する事。
- (59) 道路法に基づく監督処分に関する事。
- (60) 河川法（昭和39年法律第167号）第100条の規定により指定した河川（以下「準用河川」という。）に係る同法に基づく流水の占用等の許可及び流水占用料等の徴収に関する事。
- (61) 準用河川に係る河川法に基づく河川管理者以外の者の行う工事の承認に関する事。
- (62) 準用河川に係る河川法に基づく監督処分に関する事。
- (63) 福岡市普通河川管理条例（平成17年福岡市条例第2号）に基づく流水の占用等の許可、流水占用料等の徴収、市長以外の者の行う工事の承認及び監督処分に関する事。
- (64) 水路の使用許可及び使用料の徴収に関する事。
- (65) 福岡市下水道条例（昭和37年福岡市条例第44号）に基づく下水道敷地等の占用許可及び占用料の徴収に関する事。
- (66) 福岡市下水道条例に基づく排水設備の計画の確認及び工事検査に関する事。
- (67) 福岡市自転車の放置防止に関する条例（昭和60年福岡市条例第28号）に基づく自転車の移動及び保管に要した費用の徴収に関する事。
- (68) 収入命令及び支出命令に関する事。
- (69) 区役所において収入した歳入金の過納又は誤納金の戻出に関する事。
- (70) 区役所において支払った歳出金の過払又は誤払金の戻入に関する事。
- (71) 区役所において収入した歳計外現金の支払に関する事。
- (72) 前各号に掲げるもののほか、区役所所掌事務に属する手数料、使用料、延滞金等の徴収、諸証明及び公簿閲覧に関する事。

4-2-2 福岡市事務分掌規則（一部抜粋）

制定 平成 17 年 3 月 31 日 規則第 14 号
最近改正 平成 30 年 3 月 29 日 規則第 54 号

第 3 章 区役所

（補助執行の特例）

第 154 条 区長は、その権限に属する事務のうち、戸籍事務に係る電子計算機の管理及び運用に関する事務、民事処分及び刑事処分の通知整理に関する事務並びに次項第 3 号、第 4 号、第 6 号、第 7 号及び第 10 号に掲げる事務を、市民局総務部区政課の職員に補助執行させることができる。

2 区長は、その権限に属する事務のうち、次の各号に掲げる事務を、他の区役所（第 1 号及び第 2 号に掲げる事務については、届出者の新住所地の区役所に限る。）の職員に補助執行させることができる。

(1) 住民基本台帳に係る転出届及び世帯主の転出に伴う世帯変更届の受理に関すること。ただし、市内の他の区への転出に係るものに限る。

(2) 前号の届出があったときに届出があったものとみなされる国民健康保険の被保険者の世帯の変更等の届出及び国民年金の被保険者の住所変更の届出並びにし尿処理の申出事項の変更等の申出の受理に関すること。

- (3) 戸籍関係諸証明書の交付
- (4) 住民基本台帳関係諸証明書の交付
- (5) 印鑑登録証明書の交付
- (6) 身分証明書の交付
- (7) 住居表示変更証明書の交付
- (8) 公的個人認証に係る電子証明書の交付
- (9) 個人番号カードの交付
- (10) その他区長が別に定める証明書の交付

4-2-3 福岡市市税条例施行規則（一部抜粋）

制定 昭和 37 年 3 月 31 日 規則第 29 号
最近改正 令和 元年 6 月 27 日 規則第 19 号

（目的）

第 1 条 この規則は、福岡市市税条例（昭和 36 年福岡市条例第 53 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（区長への委任）

第 1 条の 2 市長は、条例第 1 条の 2 及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 153 条第 1 項の規定により次に掲げる事務を区長に委任する。ただし、次項に掲げる事務については、この限りでない。

- (1) 市民税（個人市民税の普通徴収及び年金所得に係る特別徴収に係るものに限る。）、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税及び都市計画税（以下「区所管市税」という。）に係る徴収金の賦課徴収に関すること（固定資産税にあつては、償却資産に対する賦課に係る事務を除く。）。
 - (2) 市税に関する諸証明及び公簿の閲覧に関すること。
 - (3) 区所管市税に係る徴収の嘱託を受けた他の地方団体の徴収金の徴収に関すること。
 - (4) 区所管市税に係る過料の徴収に関すること。
- 2 前項ただし書に規定する事務は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 条例第 7 条第 1 項に規定する期限の延長に関すること。
 - (2) 条例第 25 条第 2 項及び第 47 条第 2 項に規定する納期の変更に関すること。
 - (3) 第 11 条及び第 11 条の 2 に規定する市税の減免で決定事例のないもの並びにその他特に重要な市税の減免に関すること。
 - (4) 区所管市税に係る徴収金の収納に関すること。
 - (5) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 410 条に規定する固定資産の価格等の決定に関すること。
 - (6) その他市長が特に必要と認める事務に関すること。
- 3 第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、市税に関する諸証明及び固定資産課税台帳の閲覧に関する事務については、市長も自ら取り扱うことができる。

4-2-4 協議に基づく委任及び補助執行〔教育委員会〕（一部抜粋）

市長と教育委員会との地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 180 条の 2 及び第 180 条の 7 の規定に基づく協議について

（昭和 50 年 4 月 25 日）
（総人第 2016 号）

地方自治法第 180 条の 2 及び第 180 条の 7 の規定に基づき、市長と教育委員会（以下「委員会」という。）との間の事務の委任及び補助執行に関して、下記のとおり協議します。

記

（区長の補助執行事項）

第 7 条 委員会は、次に掲げる委員会の権限に属する事務のうち、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条各号に掲げる事務を除き、区長に補助執行させる。

（1）学齢児童生徒に係る就学事務のうち次の事項に関すること。

ア 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 22 条、第 23 条及び第 24 条に基づく転入、転居若しくは転出の届出の受理又は学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 8 条により指定学校を変更した場合の指定学校変更期間の満了その他住所異動以外の事由による学齢児童又は学齢生徒に関する転入学通知書又は転出学通知書の作成並びに当該通知書の保護者及び学校長への交付に関すること。

イ 学齢児童及び学齢生徒に係る学齢簿の編成に関すること。

ウ 学齢児童又は学齢生徒の改姓届及びこれらの保護者の住所の確認その他就学事務についての資料の提供に関すること。

エ 住民基本台帳による就学予定者の調査及び就学通知書の作成等に関すること。

オ 学校教育法施行令第 8 条に基づく指定学校変更及び第 9 条に基づく区域外就学に関すること。

カ 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 34 条に基づく就学義務の猶予又は免除の願い出の受付に関すること。

キ 外国人就学及び仮入学に関すること。

（2）市民センターの管理運営に関すること（社会教育に係る専門的技術的事項に関するものを除く。）。

（3）公民館等の運営に関すること（社会教育に係る専門的技術的事項に関するものを除く。）。

（4）公民館等の利用許可に関すること。

（5）公民館等に係る物品の管理に関すること。

2 住民基本台帳法第 24 条に基づき学齢児童又は学齢生徒に関する転出の届出があつた場合の事務処理については、学校教育法施行令第 4 条に準じた取扱いをするものとする。

4-2-5 福岡市区における総合行政の推進に関する規則

制定 平成 14 年 3 月 28 日 規則第 62 号
最近改正 平成 26 年 3 月 31 日 規則第 89 号

(目的)

第 1 条 この規則は、本市が実施する事務事業に関し、区役所並びに局及び事業所等の相互の連絡調整を円滑にし、あわせて区役所の企画調整に関する機能を強化することにより、区における総合行政の推進を図り、もって市民の福祉の増進に資することを目的とする。

(基本原則)

第 2 条 区における総合行政の推進は、区役所が、次に掲げる役割を担うことを基本原則として行うものとする。

- (1) 市民生活に密着したサービス提供の拠点であること。
- (2) 地域の個性を生かしたまちづくりの拠点であること。
- (3) 住民ニーズの施策への反映の拠点であること。
- (4) 情報の受発信の拠点であること。

(定義)

第 3 条 この規則において「局長」とは、福岡市事務分掌条例（昭和33年福岡市条例第39号）第 1 条に規定する局及び室、会計室並びに消防局長並びに水道事業管理者、交通事業管理者及び教育長をいう。

2 この規則において「事業所等」とは、次に掲げる事業所、消防署及び教育機関をいう。

- (1) 福岡市事務分掌規則（平成17年福岡市規則第14号）第 4 章に規定する事業所（区役所に所属するものを除く。）
- (2) 福岡市消防本部及び消防署設置条例（昭和39年福岡市条例第79号）別表に掲げる消防署
- (3) 福岡市教育委員会事務局組織規則（昭和47年福岡市教育委員会規則第 3 号）別表に掲げる教育機関

(区長等の責務)

第 4 条 区長は、区における行政の責任者として、その総合行政の推進を図るため、必要な調整を行わなければならない。

2 局長及び事業所等の長は、区長との連絡調整を緊密に行い、区における総合行政の推進に協力しなければならない。

(局長への施策の要望)

第 5 条 区長は、区における地域的な課題に対応するため必要な施策について、局長に要望することができる。

2 局長は、前項の規定による要望を受けたときは、当該要望の内容に十分留意し、その施策の実現に努めるものとする。

(事業所等の長への措置の要請)

第 6 条 区長は、事業所等の業務に関して、その長に対し、市民の利便の向上を図るため必要と認められる措置を講じるよう要請することができる。

2 事業所等の長は、前項の規定による要請を受けたときは、当該要請の内容が十分反映されるよう配慮するものとする。

(協議等)

第7条 局長は、その所管する事務事業に係る計画を策定し、及びこれを実施する場合においては、当該事務事業に係る区域を所管する区長（以下「関係区長」という。）に対し、協議、意見の聴取又は説明（以下「協議等」という。）を行い、関係区長の意見が十分反映されるよう努めなければならない。

2 前項の規定により局長が関係区長に対して行う協議等の基本的事項は、概ね次に掲げるとおりとし、その細目は、各局長及び関係区長と協議の上、市民局長が定める。

- (1) 主要な事務事業に係る計画の策定に関すること。
- (2) 公共施設の設置、変更及び廃止に関すること。
- (3) 新規の事務事業のうち区役所に関係があること。
- (4) その他区役所と密接な関係がある事項

3 局長は、第1項の規定により協議等を行うに当たっては、関係区長に対し、必要な資料及び情報を提供するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、区長は、区において実施される事務事業について、必要があると認めるときは、局長に対し、協議等を行うよう要請し、又は資料及び情報の提供を求めることができる。

（情報の提供）

第8条 局長は、その所管する事務事業に係る計画について、関係区長に対し、毎年度当初に説明するとともに、その進捗状況を周知するものとする。

2 区長は、区において実施される事務事業に係る市民の意見及び要望その他の地域に関する情報（以下「地域に関する情報」という。）を局長に提供するものとする。

（情報の収集及び共有）

第9条 区長は、広聴事業を積極的に行うことにより、あらゆる機会を通して、地域に関する情報を収集するよう努めなければならない。

2 区長は、区役所の組織内において、地域に関する情報を共有するよう努めなければならない。

（区政推進会議）

第10条 区における総合行政の推進について調査審議するため、区政推進会議を置く。

2 区政推進会議は、区長及び市民局長をもって組織する。

3 区政推進会議に座長を置き、区長の互選によってこれを定める。

4 座長は、区政推進会議を主宰し、会務を総理する。

5 前3項に定めるもののほか、区政推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市民局長が定める。

（区政運営会議）

第11条 区における事務事業の総合的な企画及び調整を行う機関として、区役所に区政運営会議を置く。

2 区政運営会議は、区長、区の部長及び保健福祉センター所長その他区長が必要と認める者をもって組織する。

3 区長は、区政運営会議を主宰し、会務を総理する。

4 前2項に定めるもののほか、区政運営会議の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が定める。

（委任）

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、市民局長が定める。

区局間の協議等項目(規則第7条第2項に基づく細目)

注 区役所関係課が複数あるものについては、下線の課を窓口課とする。なお、※を記載している場合は、各事業所管課を窓口課とする。

- 「協議」は、局が所管する事務事業の計画・実施段階でその内容を説明し、区・局の相互間がそれぞれ対等の立場で打ち合わせを行うこと。
 ○「意見聴取」は、局が所管する事務事業の計画・実施段階でその内容を説明し区の意見を聞き取ること。
 ○「説明」は、局が所管する事務事業の計画・実施段階でその内容を区にわかるように述べること。

令和元年5月改正

局名	項目	局の担当課	区分	区 役 所 の 関 係 課						
				東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区
各局共通	(1) 区役所が実施する事務事業		協議							
	(2) 各局所管事業に係る土地の取得、転用又は処分		協議							
	(3) すでに協議等を行った事務事業計画に属する工事等の施工計画及び進捗状況		説明							
	(4) 各局が行う業務で、市民生活に密接に関連する事項及び地域を対象とした事業計画・実施に関する事項(本表において別に定めるものを除く。)		協議							
	(5) 請願、陳情、議員要望に関する事項		説明							
	(6) その他区役所と密接な関係がある事項		説明							
	(7) 指定管理者制度適用に関する事項		協議							
市長室	(1) 広報・広聴活動の企画に関する事項	広聴課 広報戦略課 広報課	意見聴取	企画振興課	総務課	総務課	企画振興課	企画共創課	企画課 入部出張所	企画振興課 西部出張所
総務企画局	(1) 総合計画に関する事項	企画課	協議	企画振興課	企画振興課	企画振興課	企画振興課	企画共創課	企画課	企画振興課
	(2) 福岡都市圏等広域行政に関する事項	企画課	協議	企画振興課	企画振興課	企画振興課	企画振興課	企画共創課	企画課	企画振興課
	(3) 国際化施策の企画に関する事項	国際政策課	協議	企画振興課	企画振興課	企画振興課	企画振興課	企画共創課	企画課	企画振興課
	(4) 国勢調査の実施計画に関する事項	統計調査課	意見聴取	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課
市民局	(1) 区役所庁舎の整備に関する事項	区庁舎担当	協議	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課
	(2) 区政の推進に関する事項	区政課	協議	企画振興課	企画振興課	企画振興課	企画振興課	企画共創課	企画課	企画振興課
	(3) コミュニティの支援施策に関する事項	コミュニティ推進課 公民館支援課	協議	地域支援課	地域支援課	地域支援課	地域支援課	地域支援課	地域支援課	地域支援課
	(4) NPO・ボランティア支援に関する事項	市民公益活動推進課	意見聴取	地域支援課	地域支援課	地域支援課	地域支援課	地域支援課	地域支援課	地域支援課
	(5) 地域防災計画に関する事項	防災・危機管理課	意見聴取	総務課	総務課	地域支援課	総務課	総務課	総務課	防災・安全安心室
	(6) 国民保護計画に関する事項	防災・危機管理課	意見聴取	総務課	総務課	地域支援課	総務課	総務課	総務課	防災・安全安心室
	(7) 交通安全対策に関する事項	生活安全課	協議	総務課	総務課	地域支援課	総務課	総務課	総務課	防災・安全安心室
	(8) 防犯対策に関する事項	生活安全課	協議	総務課	総務課	地域支援課	総務課	総務課	総務課	防災・安全安心室
	(9) 男女共同参画推進施策に関する事項	男女共同参画課 事業推進課	協議	地域支援課	企画振興課	企画振興課	企画振興課	地域支援課	地域支援課	企画振興課
	(10) 市民スポーツ・レクリエーションの振興に関する事項	スポーツ推進課	協議	地域支援課	企画振興課	企画振興課	企画振興課	地域支援課	地域支援課	企画振興課
	(11) 人権施策の総合的企画に関する事項	人権推進課	意見聴取	生涯学習推進課	生涯学習推進課	生涯学習推進課	生涯学習推進課	生涯学習推進課	生涯学習推進課	生涯学習推進課
	(12) 公民館等の整備計画に関する事項	コミュニティ施設整備課	意見聴取	地域支援課	地域支援課	地域支援課	地域支援課	地域支援課	地域支援課	地域支援課
	(13) 地域交流広場等に関する事項	コミュニティ推進課	協議	地域支援課 維持管理課	地域支援課 維持管理課	地域支援課 維持管理課	地域支援課 維持管理課	地域支援課 維持管理課	地域支援課 維持管理課	管理課整備 地域支援課
	(14) 地域交流センターの整備に関する事項	コミュニティ施設整備課	協議	-	-	-	-	-	企画課 地域支援課	-
子ども未来局	(1) 新・子ども総合計画に係る事業計画及び実施に関する事項	各事業主管課	協議	地域支援課 企画振興課 保健福祉センター (各課) ※	企画振興課 保健福祉センター (各課) ※	企画振興課 保健福祉センター (各課) ※	企画振興課 保健福祉センター (各課) ※	企画共創課 地域支援課 保健福祉センター (各課) ※	企画課 地域支援課 保健福祉センター (各課) ※	企画振興課 保健福祉センター (各課) ※
	(2) DV対策基本計画に係る事業計画及び実施に関する事項	子ども家庭課	協議	子育て支援課	子育て支援課	子育て支援課	子育て支援課	子育て支援課	子育て支援課	子育て支援課
	(3) 社会福祉関係法に基づき市が計画整備する施設の設置、変更及び廃止並びに運営指導に関する事項	子ども家庭課 子ども発達支援課 事業企画課 運営支援課	説明	保健福祉センター (各課) ※	保健福祉センター (各課) ※	保健福祉センター (各課) ※	保健福祉センター (各課) ※	保健福祉センター (各課) ※	保健福祉センター (各課) ※	保健福祉センター (各課) ※
	(4) 子ども未来局所管の法律、条例等に基づく事業計画及び実施に関する事項	各事業所管課	意見聴取	地域支援課 企画振興課 保健福祉センター (各課) ※	企画振興課 保健福祉センター (各課) ※	企画振興課 保健福祉センター (各課) ※	企画振興課 保健福祉センター (各課) ※	企画共創課 地域支援課 保健福祉センター (各課) ※	企画課 地域支援課 保健福祉センター (各課) ※	企画振興課 保健福祉センター (各課) ※

区局間の協議等項目(規則第7条第2項に基づく細目)

注 区役所関係課が複数あるものについては、下線の課を窓口課とする。なお、※を記載している場合は、各事業所管課を窓口課とする。

- 「協議」は、局が所管する事務事業の計画・実施段階でその内容を説明し、区・局の相互間がそれぞれ対等の立場で打ち合わせを行うこと。
- 「意見聴取」は、局が所管する事務事業の計画・実施段階でその内容を説明し区の意見を聞き取ること。
- 「説明」は、局が所管する事務事業の計画・実施段階でその内容を区にわかるように述べること。

令和元年5月改正

局名	項目	局の担当課	区分	区役所関係課								
				東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区		
住宅都市局	(10) 土地区画整理事業の調査及び計画に関する事項	地域計画課 都心創生課	意見聴取	企画振興課 地域整備課 維持管理課	企画振興課 地域整備課 維持管理課	企画振興課 地域整備課 維持管理課	企画振興課 地域整備課 維持管理課	企画共創課 地域整備課 維持管理課	企画課 地域整備課 維持管理課	企画振興課 管理調整課 土木第1課 土木第2課		
	(11) 香椎駅周辺土地区画整理事業の実施に関する事項	香椎振興整備事務所 計画課	協議	地域整備課 維持管理課	-	-	-	-	-	-		
	(12) 地域住民の緑化活動支援	一人一花推進課	協議	維持管理課 企画振興課	維持管理課 企画振興課	維持管理課 企画振興課	維持管理課 企画振興課	維持管理課 企画共創課	維持管理課 企画課	管理調整課 土木第1課 土木第2課 企画振興課		
	(13) 公園、緑地等の計画に関する事項	みどり政策課	意見聴取	維持管理課	維持管理課	維持管理課	維持管理課	維持管理課	維持管理課	維持管理課	管理調整課	
	(14) 公園・緑地等の建設及び引継に関する事項	みどり整備課 みどり運営課	協議	維持管理課	維持管理課	維持管理課	維持管理課	維持管理課	維持管理課	維持管理課	管理調整課	
	(15) 一人一花運動に関する事項	一人一花推進課	協議	企画振興課	企画振興課	総務課	総務課	総務課	企画課	企画課	企画振興課	
	(16) 組合等施行土地区画整理事業の実施に関する事項	地域計画課 都心創生課	説明	企画振興課 地域整備課 維持管理課	企画振興課 地域整備課 維持管理課	企画振興課 地域整備課 維持管理課	企画振興課 地域整備課 維持管理課	企画共創課 地域整備課 維持管理課	企画課 地域整備課 維持管理課	企画課 地域整備課 維持管理課	企画振興課 管理調整課 土木第1課 土木第2課	
	(17) 都市景観形成建築物等の指定に関する事項	都市景観室	説明	企画振興課 地域整備課 維持管理課	企画振興課 地域整備課 維持管理課	企画振興課 地域整備課 維持管理課	企画振興課 地域整備課 維持管理課	企画共創課 地域整備課 維持管理課	企画課 地域整備課 維持管理課	企画課 地域整備課 維持管理課	企画振興課 管理調整課 土木第1課 土木第2課	
	(18) 景観づくり地域団体の認定に関する事項	都市景観室	説明	企画振興課 地域整備課 維持管理課	企画振興課 地域整備課 維持管理課	企画振興課 地域整備課 維持管理課	企画振興課 地域整備課 維持管理課	企画共創課 地域整備課 維持管理課	企画課 地域整備課 維持管理課	企画課 地域整備課 維持管理課	企画振興課 管理調整課 土木第1課 土木第2課	
	(19) 都市景観形成地区の指定に関する事項	都市景観室	説明	企画振興課 維持管理課	企画振興課 維持管理課	企画振興課 維持管理課	企画振興課 維持管理課	企画共創課 維持管理課	企画課 維持管理課	企画課 維持管理課	企画振興課 管理調整課 土木第1課 土木第2課	
	(20) 景観重要公共施設の指定に関する事項	都市景観室	協議	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	管理調整課 土木第1課 土木第2課	
	(21) 市営住宅等の建設及び建替えに関する事項	住宅計画課 建替・改善課	意見聴取	地域整備課 維持管理課 企画振興課	地域整備課 維持管理課 企画振興課 地域支援課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	管理調整課 土木第1課 土木第2課	
	(22) 住環境整備事業の計画及び実施に関する事項	企画課 まちづくり推進室	意見聴取	地域整備課 維持管理課 企画振興課	地域整備課 維持管理課 企画振興課 地域支援課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	管理調整課 土木第1課 土木第2課	
	(23) 狭あい道路拡幅整備事業に関する事項	建築指導課	協議	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	管理調整課 土木第1課 土木第2課	
	(24) まちなみのルールづくり(建築協定)支援事業	開発・建築調整課	協議	地域支援課	地域支援課	地域支援課	地域支援課	地域支援課	地域支援課	地域支援課	地域支援課	
	(25) 九大箱崎キャンパス跡地のまちづくりに関する事項	計画調整課 課長(イノベーション推進・SmartEAST担当) 九大跡地整備課	協議	地域整備課 維持管理課	-	-	-	-	-	-	-	
	道路水路局	(1) 道路及び街路の整備計画に関する事項	道路計画課	意見聴取	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	管理調整課 土木第1課 土木第2課
		(2) 交通安全施設等整備事業(都市サイン事業及び踏切道を含む)の整備計画に関する事項	道路計画課	意見聴取	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	管理調整課 土木第1課 土木第2課
		(3) 自動車駐車場の整備計画に関する事項	駐車場施設課	意見聴取	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	管理調整課 土木第1課 土木第2課
		(4) 自転車駐車場の整備計画に関する事項	自転車課	意見聴取	維持管理課 地域整備課	自転車対策・ 生活環境課 地域整備課	維持管理課 地域整備課 道路適正利用 推進課	維持管理課 地域整備課	生活環境課 地域整備課	生活環境課 地域整備課	生活環境課 地域整備課	管理調整課 土木第1課 土木第2課
		(5) 自転車通行空間の整備計画に関する事項	自転車課	意見聴取	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	管理調整課 土木第1課 土木第2課
		(6) 博多バイパス等の整備に伴う施設の引継に関する事項	計画調整課	意見聴取	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	-	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	管理調整課 土木第1課
		(7) 道路及び街路の工事に係る事項	東部道路課 西部道路課	協議	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	管理調整課 土木第1課 土木第2課
		(8) 交通安全施設等の工事に係る事項	東部道路課 西部道路課	協議	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	管理調整課 土木第1課 土木第2課
		(9) 自動車駐車場及び自転車駐車場の工事に係る事項	東部道路課 西部道路課	協議	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課 道路適正利用 推進課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	管理調整課 土木第1課 土木第2課
(10) 西鉄天神大車田線連続立体交差事業(雑餉隈駅付近)に関する事項		雑餉隈連続立体交差 課	協議	-	地域整備課 維持管理課 自転車対策・ 生活環境課	-	-	-	-	-	-	
(11) 道路維持管理に関する事項		路政課 道路維持課	協議	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	管理調整課 土木第1課 土木第2課	

区局間の協議等項目(規則第7条第2項に基づく細目)

注 区役所関係課が複数あるものについては、下線の課を窓口課とする。なお、※を記載している場合は、各事業所管課を窓口課とする。

○「協議」は、局が所管する事務事業の計画・実施段階でその内容を説明し、区・局の相互間がそれぞれ対等の立場で打ち合わせを行うこと。
 ○「意見聴取」は、局が所管する事務事業の計画・実施段階でその内容を説明し区の意見を聞き取ること。
 ○「説明」は、局が所管する事務事業の計画・実施段階でその内容を区にわかるように述べること。

令和元年5月改正

局名	項目	局の担当課	区分	区役所の関係課						
				東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区
道路局	(12) 下水道事業の基本計画に関する事項	下水道計画課	説明	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	管理調整課 土木第1課 土木第2課
	(13) 河川(治水池を含む。)の改修計画に関する事項	河川計画課	説明	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	管理調整課 土木第1課 土木第2課
	(14) 下水道事業の実施計画に関する事項	下水道事業調整課 東部下水道課 中部下水道課 西部下水道課 施設整備課 下水道管理課	説明	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	管理調整課 土木第1課 土木第2課
	(15) 河川(治水池を含む。)の改修工事に関する事項	河川課	協議	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	管理調整課 土木第1課 土木第2課
	(16) 下水道事業の工事に関する事項	東部下水道課 中部下水道課 西部下水道課 施設整備課	協議	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	管理調整課 土木第1課 土木第2課
	(17) 放置自転車対策に関する事項	自転車課	協議	維持管理課	自転車対策・ 生活環境課	道路適正利用 推進課	維持管理課	生活環境課	生活環境課	管理調整課
	(18) 屋台の適正化に関する事項	路政課	協議	維持管理課	維持管理課	道路適正利用 推進課	-	-	-	-
	(19) 港湾計画に関する事項	計画課	説明	地域整備課 維持管理課 企画振興課	地域整備課 維持管理課 企画振興課	地域整備課 維持管理課	-	-	地域整備課 維持管理課	管理調整課 土木第1課 土木第2課
港湾局	(2) 港湾及び海岸の整備計画に関する事項	計画課	説明	地域整備課 維持管理課 企画振興課	地域整備課 維持管理課 企画振興課	地域整備課 維持管理課	-	-	地域整備課 維持管理課	管理調整課 土木第1課 土木第2課
	(3) 中央ふ頭・博多ふ頭地区の再開発計画に関する事項	再整備計画課	説明	-	地域整備課 維持管理課 企画振興課	-	-	-	-	-
	(4) 港湾整備事業に係る環境対策に関する事項	みなと環境政策課	説明	生活環境課	自然環境課・ 生活環境課 企画振興課	生活環境課	生活環境課	生活環境課	生活環境課	生活環境課
	(5) アイランドシティ整備事業に係る土地 地利用計画及び基盤計画等に関する事項	計画調整課	説明	企画振興課 地域整備課 維持管理課 地域支援課	-	-	-	-	-	-
	(6) 港湾の広報に関する事項	総務課 事業管理課	説明	企画振興課	企画振興課	総務課	企画振興課	企画共創課	企画課	企画振興課
	(1) 警防、救急及び火災等予防対策の 実施に関する事項	警防課、消防団課 救急課、予防課	説明	総務課	総務課	地域支援課	総務課	総務課	総務課	防災・安全安心室
水道局	(1) 災害対策及び漏水対策に関する事項	総務課	説明	総務課	総務課	地域支援課	総務課	総務課	総務課	防災・安全安心室
	(2) 水道、工業用水道及び簡易水道の 施設整備に係る基本計画並びに実 施計画に関する事項	東部管整備課 中部管整備課 西部管整備課 整備推進課 計画課	説明	維持管理課	維持管理課	維持管理課	維持管理課	維持管理課	維持管理課	管理調整課
交通局	(1) 大規模な鉄道施設の計画、設計及 び工事の施工に関する事項	建設、施設部各課	説明	地域整備課 維持管理課 企画振興課	地域整備課 維持管理課 企画振興課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	管理調整課 土木第1課 土木第2課
教育委員会	(1) 学校の設置及び廃止に関する事項	通学区域課	説明	企画振興課 地域支援課	企画振興課 地域支援課	総務課 企画振興課 地域支援課	総務課 企画振興課 地域支援課	総務課 地域支援課	総務課 地域支援課	地域支援課
	(2) 通学区域の設定及び変更に関する 事項	通学区域課	説明	企画振興課 地域支援課	企画振興課 地域支援課	企画振興課 地域支援課	総務課 企画振興課 地域支援課	総務課 地域支援課	総務課 地域支援課	総務課 地域支援課
	(3) 学校施設の整備計画に関する事項	施設課	説明	地域支援課	企画振興課 地域支援課	企画振興課 地域支援課	企画振興課	企画共創課	総務課	地域支援課
	(4) PTA関連事業に関する事項	生涯学習課	協議	生涯学習推進課	生涯学習推進課	生涯学習推進課	生涯学習推進課	生涯学習推進課	生涯学習推進課	生涯学習推進課
	(5) 地域ぐるみの学校安全体制整備推 進事業に関する事項	生徒指導課	説明	地域支援課	企画振興課 地域支援課	地域支援課	企画振興課 地域支援課	総務課 地域支援課	企画課 地域支援課	防災・安全安心室 地域支援課

4-2-6 区政推進会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、区における総合行政の推進に関する規則(平成14年福岡市規則第62号。以下「規則」という。)第10条第1項の規定に基づき、区における総合行政の推進について必要な事項を調査審議する区政推進会議の組織及び運営について定めるものとする。

(会議)

第2条 区政推進会議は(以下「会議」という。)区長、市民局長で構成し、毎月定例日に開催する。ただし、必要により、臨時に開催することができる。

2 会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

(1)規則第7条に基づく協議等事項のうち各区に共通する重要な事項

(2)その他の区政に関する重要な事項

3 会議に座長を置く。座長は、区長の互選により決定し、会議を主宰し、会務を総理する。

4 座長は、必要と認めるときは、会議に局長等の出席を要請し、意見、資料の提出等を求めることができる。

(部会の設置)

第3条 座長は、必要があると認めるときは、部会を設置することができる。

2 部会は、座長が選任する者で組織する。

3 部会は、部会における審議の経過及び結果を区政推進会議に報告しなければならない。

(庶務)

第4条 区政推進会議の庶務は、座長の区において行う。

(施行の細目)

第5条 この要綱の施行について必要な事項は、座長が会議に諮ったうえで市民局長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

4-2-7 福岡市自治協議会共創補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自治協議会共創補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 補助金は、自治協議会が、主体的に行うまちづくり活動を支援し、住民自治及び市民と行政との共働によるまちづくりを推進することを目的として交付するものとする。

(定義)

第3条 この要綱において「自治協議会」とは、福岡市自治協議会に関する要綱第2条第1項に規定する自治協議会をいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、自治協議会が実施する事業であって、次の各号に掲げるものとする。

(1) 安全・安心に関する次に掲げる事業

イ 交通安全に関する事業

ロ 防災に関する事業

ハ 防犯に関する事業

(2) 子どもに関する次に掲げる事業

イ 子どもの健全育成・非行防止に関する事業

(3) 環境に関する次に掲げる事業

イ 環境美化に関する事業

ロ ごみ減量・リサイクル推進に関する事業

(4) 健康に関する次に掲げる事業

イ 健康づくりに関する事業

ロ 集団献血に関する事業

(5) スポーツに関する次に掲げる事業

イ スポーツ・レクリエーションに関する事業

(6) 男女共同参画に関する事業

(7) その他地域の活性化や課題解決につながる事業

2 補助金の交付を受ける自治協議会は、前項第1号から第6号までに定める事業については、住みよいまちをつくるために必ず実施しなければならない、まちづくりの基本となる事業（まちづくり基本事業）として、その全てを実施しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事情があると区長が認めるときは、この限りでない。

3 第1項の規定にかかわらず、自治協議会が行う事業のうち次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

(1) 市の他の補助金の交付を受けている事業又は補助対象となる事業。ただし、別事業とみなしうる場合は、この限りでない。

(2) 営利を目的とする事業

(3) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする事業

(4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業

(5) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業

(補助対象経費)

第5条 補助金を交付する対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する経費(以下「事業費」という。)及び自治協議会の運営に要する経費(以下「運営費」という。)とし、その区分及び内容等については、別表第1及び別表第2に定めるところによる。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の総額の範囲内において別表第3に定める額を限度(以下「補助金限度額」という。)とする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする自治協議会は、自治協議会共創補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 事業収支計画書

(3) 規約

(4) 役員名簿

(5) その他区長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 区長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに、補助金の交付を決定し、自治協議会共創補助金交付決定通知書(様式第2号)を当該補助金の申請を行った自治協議会に交付するものとする。

2 区長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

(補助事業の変更)

第9条 補助金の交付を受けた自治協議会(以下「補助金交付自治協議会」という。)は、補助金交付の決定の通知を受けた後において、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ、自治協議会共創補助金交付変更申請書(様式第3号)を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金限度額内で、補助金を増額するとき。

(2) 補助事業を追加するとき。

(3) 補助事業が年度内に完了しないとき。

(関係書類の整備)

第 10 条 補助金交付自治協議会は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。

2 区長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の帳簿及び証拠書類を検査することができる。

(実績報告)

第 11 条 補助金交付自治協議会は、事業が完了したときは、速やかに、共創自治協議会事業実績報告書(様式第 4 号)に次の各号に掲げる書類を添えて区長に報告しなければならない。

(1) 事業収支計算書

(2) 事業の経過又は成果を証する書類等区長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 12 条 区長は、前条の報告を受けた場合は、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを共創自治協議会事業実績調査確認書(様式第 5 号)をもって調査確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該自治協議会に自治協議会共創補助金確定通知書(様式第 6 号)をもって通知しなければならない。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 補助金の交付を申請しようとする自治協議会が区域としている小学校区内で組織されている団体(以下「各種団体」という。)であって、自治協議会に未加入である団体(以下「未加入団体」という。)が、次に掲げる補助金の交付を受けて第 4 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 6 号までに掲げる事業を行う場合にあつては、当分の間、同条第 2 項の規定にかかわらず、当該自治協議会は、これらの事業のうち未加入団体が実施する事業については、実施することを要しないものとする。

(1) 校区交通安全推進事業補助金

(2) 校区体育振興事業補助金

(3) 校区男女共同参画推進事業補助金

(4) 校区青少年育成事業補助金

(5) 校区献血推進協力会補助金

(6) 校区保健活動補助費(衛生連合会補助金)

(7) 動物適正飼養啓発補助費(衛生連合会補助金)

(8) 清掃事業市民活動補助金

3 前項の自治協議会における第 6 条の規定の適用については、同条中「別表第 3 に定める額」とあるのは、「別表第 3 に定める額から、当該年度において、各種団体に交付する附則第 2 項各号に掲げる補助金の額を差し引いた額」とする。

附 則（平成 17 年 7 月 28 日改正）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 17 年 8 月 1 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日改正）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 31 日改正）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日改正）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の有効期限は、平成 29 年 3 月 31 日までとする。
但し、補助効果の検証を行い、継続が必要と判断される場合は、これを延長することができる。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日改正）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の有効期限は、平成 29 年 3 月 31 日までとする。
但し、補助効果の検証を行い、継続が必要と判断される場合は、これを延長することができる。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日改正）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の有効期限は、平成 33 年 3 月 31 日までとする。
但し、補助効果の検証を行い、継続が必要と判断される場合は、これを延長することができる。

附 則（平成 31 年 3 月 31 日改正）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の有効期限は、平成 33 年 3 月 31 日までとする。
但し、補助効果の検証を行い、継続が必要と判断される場合は、これを延長することができる。

別表第1 事業費補助対象外経費（第5条関係）

経費区分	内容等
人件費	自治協議会の役員等の手当
食糧費	ただし、酒類代を除く事業実施のために必要な昼食代、弁当代、茶菓代、懇談費等は、必要最小限の範囲で補助対象とする。
その他	その他補助対象経費とすることが適当でないと区長が認める経費

別表第2 運営費補助対象経費（第5条関係）

経費区分	内容等
事務職員雇用等経費	自治協議会の会計，文書の作成等の事務に主として従事する者の雇用等に係る経費
印刷費	資料等の印刷代等
消耗品費	文房具等事務用品，書籍代等
通信・運搬費	郵便料金等
備品購入費	書庫（キャビネット等），パソコン，机，椅子，テーブル，印刷機等。ただし，事務処理に直接関連しないもの（テレビ，冷蔵庫等）は，対象外とする。
借上費	会場借上，備品借上経費
活動費	自治協議会の役員等の活動に要する経費
会議費	自治協議会の運営会議等に係る経費
その他の経費	その他運営に必要な経費として区長が認めるもの

別表第3 補助金限度額（第6条関係）

自治協議会の区域に係る人口	限度額
2,000人以下	2,530千円
2,001人以上5,000人以下	2,950千円
5,001人以上10,000人以下	3,370千円
10,001人以上15,000人以下	3,690千円
15,001人以上	4,010千円

（注1）人口は，交付申請に係る年度の初日の属する年の前年の9月30日現在において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数とする。

（注2）運営費の額は，各自治協議会に交付すべき補助金の額のおおむね3分の1に相当する額を限度とする。

5. 政令指定都市所在地・各担当課

5-1 政令指定都市の概要・区役所所在地等

(平成31年4月1日現在)

都市名 (区の数、人口等)	市役所、区役所 出張所等の名称	指定都市移行年月日・ 区設置年月日※1	所在地	〒	電話番号
札幌市 (10区・ 2出張所) (人口: 1,965,161人) ※2	札幌市役所	昭和47年4月1日	中央区北1条西2丁目1番地	060-8611	(011)211-2111
	中央区役所	昭和47年4月1日	中央区南3条西11丁目330番地2	060-8612	231-2400
	北区役所	昭和47年4月1日	北区北24条西6丁目1番1号	001-8612	757-2400
	篠路出張所	-	北区篠路4条7丁目2番40号	002-8024	771-2231
	東区役所	昭和47年4月1日	東区北11条東7丁目1番1号	065-8612	741-2400
	白石区役所	昭和47年4月1日	白石区南郷通1丁目南8番1号	003-8612	861-2400
	厚別区役所	平成元年11月6日	厚別区厚別中央1条5丁目3番2号	004-8612	895-2400
	豊平区役所	昭和47年4月1日	豊平区平岸6条10丁目1番1号	062-8612	822-2400
	清田区役所	平成9年11月4日	清田区平岡1条1丁目2番1号	004-8613	889-2400
	南区役所	昭和47年4月1日	南区真駒内幸町2丁目2番1号	005-8612	582-2400
仙台市 (5区・ 2総合支所) (人口: 1,085,235人) ※2	定山溪出張所	-	南区定山溪温泉東4丁目315番地4	061-2302	598-2191
	西区役所	昭和47年4月1日	西区琴似2条7丁目1番1号	063-8612	641-2400
	手稲区役所	平成元年11月6日	手稲区前田1条11丁目1番10号	006-8612	681-2400
	仙台市役所	平成元年4月1日	青葉区国分町三丁目7番1号	980-8671	(022)261-1111
	青葉区役所	平成元年4月1日	青葉区上杉一丁目5番1号	980-8701	225-7211
	宮城総合支所	-	青葉区下愛子字観音堂5番地	989-3125	392-2111
	宮城野区役所	平成元年4月1日	宮城野区五輪二丁目12番35号	983-8601	291-2111
さいたま市 (10区) (人口: 1,301,861人) ※2	若林区役所	平成元年4月1日	若林区保春院前丁3番地の1	984-8601	282-1111
	太白区役所	平成元年4月1日	太白区長町南三丁目1番15号	982-8601	247-1111
	秋保総合支所	-	太白区秋保町長袋字大原45番地の1	982-0243	399-2111
	泉区役所	平成元年4月1日	泉区泉中央二丁目1番地の1	981-3189	372-3111
	さいたま市役所	平成15年4月1日	浦和区常盤六丁目4番4号	330-9588	(048)829-1111
	西区役所	平成15年4月1日	西区西大宮二丁目4番地2	331-8587	622-1111
	北区役所	平成15年4月1日	北区宮原町一丁目852番地1	331-8586	653-1111
	大宮区役所	平成15年4月1日	大宮区大門町三丁目1番地 ※令和元年5月より 大宮区吉敷町1丁目124番地1 へ移転	330-8501	657-0111
	見沼区役所	平成15年4月1日	見沼区堀崎町12番地36	337-8586	687-1111
	中央区役所	平成15年4月1日	中央区下落合五丁目7番10号	338-8686	856-1111
千葉市 (6区) (人口: 978,158人) ※2	桜区役所	平成15年4月1日	桜区道場四丁目3番1号	338-8586	858-1111
	浦和区役所	平成15年4月1日	浦和区常盤六丁目4番4号	330-9586	825-1111
	南区役所	平成15年4月1日	南区別所七丁目20番1号	336-8586	838-1111
	緑区役所	平成15年4月1日	緑区中尾975番地1	336-8587	874-1111
	岩槻区役所	平成17年4月1日	岩槻区本町三丁目2番5号	339-8585	790-0111
	千葉市役所	平成4年4月1日	中央区千葉港1番1号	260-8722	(043)245-5111
	中央区役所	平成4年4月1日	中央区中央3丁目10番8号 ※令和元年5月より 中央区中央4丁目5番1号 へ移転	260-8733	221-2111
	花見川区役所	平成4年4月1日	花見川区瑞穂1丁目1番地	262-8733	275-6111
川崎市 (7区・2支所 ・4出張所) (人口: 1,522,241人) ※2	稲毛区役所	平成4年4月1日	稲毛区穴川4丁目12番1号	263-8733	284-6111
	若葉区役所	平成4年4月1日	若葉区桜木北2丁目1番1号	264-8733	233-8111
	緑区役所	平成4年4月1日	緑区おゆみ野3丁目15番地3	266-8733	292-8111
	美浜区役所	平成4年4月1日	美浜区真砂5丁目15番1号	261-8733	270-3111
	川崎市役所	昭和47年4月1日	川崎市宮本町1番地	210-8577	(044)200-2111
	川崎区役所	昭和47年4月1日	川崎区東田町8番地	210-8570	201-3113
	大師支所	-	川崎区東門前2丁目1番1号	210-0812	271-0130
	田島支所	-	川崎区鋼管通2丁目3番7号	210-0852	322-1960
	幸区役所	昭和47年4月1日	幸区戸手本町1丁目11番地1	212-8570	556-6666
	日吉出張所	-	幸区南加瀬1丁目7番17号	212-0055	599-1121
	中原区役所	昭和47年4月1日	中原区小杉町3丁目245番地	211-8570	744-3113
	高津区役所	昭和47年4月1日	高津区下作延2丁目8番1号	213-8570	861-3113
	橘出張所	-	高津区千年1362番地1	213-0022	777-2355
	宮前区役所	昭和57年7月1日	宮前区宮前平2丁目20番地5	216-8570	856-3113
向丘出張所	-	宮前区平1丁目1番10号	216-0022	866-6461	
多摩区役所	昭和47年4月1日	多摩区登戸1775番地1	214-8570	935-3113	
生田出張所	-	多摩区栗谷3丁目31番10号※仮庁舎	214-0039	712-3109	
麻生区役所	昭和57年7月1日	麻生区万福寺1丁目5番1号	215-8570	965-5100	

都市名 (区の数、人口等)	市役所、区役所 出張所等の名称	指定都市移行年月日・ 区設置年月日※1	所在地	〒	電話番号
横浜市 (18区) (人口: 3,741,317人) ※2	横浜市役所	昭和31年9月1日	中区港町1丁目1番地	231-0017	(045)671-2121
	鶴見区役所	昭和2年10月1日	鶴見区鶴見中央三丁目20番1号	230-0051	510-1818
	神奈川区役所	昭和2年10月1日	神奈川区広台太田町3番地8	221-0824	411-7171
	西区役所	昭和19年4月1日	西区中央一丁目5番10号	220-0051	320-8484
	中区役所	昭和2年10月1日	中区日本大通35番地	231-0021	224-8181
	南区役所	昭和18年12月1日	南区浦舟町二丁目33号	232-0024	341-1212
	港南区役所	昭和44年10月1日	港南区港南四丁目2番10号	233-0003	847-8484
	保土ヶ谷区役所	昭和2年10月1日	保土ヶ谷区川辺町2番地9	240-0001	334-6262
	旭区役所	昭和44年10月1日	旭区鶴ヶ峰一丁目4番地12	241-0022	954-6161
	磯子区役所	昭和2年10月1日	磯子区磯子三丁目5番1号	235-0016	750-2323
	金沢区役所	昭和23年5月15日	金沢区泥亀二丁目9番1号	236-0021	788-7878
	港北区役所	昭和14年4月1日	港北区大豆戸町26番地1	222-0032	540-2323
	緑区役所	昭和44年10月1日	緑区寺山町118番地	226-0013	930-2323
	青葉区役所	平成6年11月6日	青葉区市ヶ尾町31番地4	225-0024	978-2323
	都筑区役所	平成6年11月6日	都筑区茅ヶ崎中央32番1号	224-0032	948-2323
	相模原市 (3区) (人口:721,910人) ※2	相模原市役所	平成22年4月1日	中央区中央二丁目11番15号	252-5277
緑区役所		平成22年4月1日	緑区西橋本五丁目3番21号	252-5177	775-8802
中央区役所		平成22年4月1日	中央区中央二丁目11番15号	252-5277	754-1111
新潟市 (8区・14出張所) (人口: 797,029人) ※2	南区役所	平成22年4月1日	南区相模大野五丁目31番1号	252-0377	749-2134
	新潟市役所	平成19年4月1日	中央区学校町通1番町602番地1	951-8550	(025)228-1000
	北区役所	平成19年4月1日	北区葛塚3197番地	950-3393	387-1000
	北出張所	-	北区松浜1丁目7番地9	950-3126	387-1705
	東区役所	平成19年4月1日	東区下木戸1丁目4番1号	950-8709	272-1000
	石山出張所	-	東区石山1丁目1番12号	950-0852	250-2820
	中央区役所	平成19年4月1日	中央区西堀通6番町866番地	951-8553	223-1000
	東出張所	-	中央区蒲原町7番1号	950-0083	241-4111
	南出張所	-	中央区新和3丁目3番1号	950-0972	283-0406
	江南区役所	平成19年4月1日	江南区泉町3丁目4番5号	950-0195	383-1000
	横越出張所	-	横越中央1丁目1番1号	950-0292	385-2111
	秋葉区役所	平成19年4月1日	秋葉区程島2009番地	956-8601	(0250)23-1000
	小須戸出張所	-	秋葉区小須戸120番地5	956-0192	25-5720
	南区役所	平成19年4月1日	南区白根1235番地	950-1292	(025)373-1000
	味方出張所	-	南区味方1544番地	950-1294	372-6805
	月潟出張所	-	南区月潟535番地	950-1304	372-6905
	西区役所	平成19年4月1日	西区寺尾東3丁目14番41号	950-2097	268-1000
	西出張所	-	西区内野町413番地	950-2112	262-3111
	黒埼出張所	-	西区大野町2843番地1	950-1196	377-3101
	西蒲区役所	平成19年4月1日	西蒲区巻甲2690番地1	953-8666	(0256)73-1000
岩室出張所	-	西蒲区西中860番地	953-0192	82-4111	
西川出張所	-	西蒲区旗屋585番地1	959-0492	88-3111	
潟東出張所	-	西蒲区三方1番地	959-0592	86-3111	
中之口出張所	-	西蒲区中之口626番地	950-1327	(025)375-2712	
静岡市 (3区・2支所) (人口: 692,194人) ※2	静岡市役所	平成17年4月1日	葵区追手町5番1号	420-8602	(054)254-2111
	葵区役所	平成17年4月1日	葵区追手町5番1号	420-8602	254-2115
	井川支所	-	葵区井川656番地の2	428-0504	260-2211
	駿河区役所	平成17年4月1日	駿河区南八幡町10番40号	422-8550	202-5811
	長田支所	-	駿河区上川原13番1号	421-0132	259-5522
	清水区役所	平成17年4月1日	清水区旭町6番8号	424-8701	354-2111
蒲原支所	-	清水区蒲原新田一丁目21番1号	421-3211	385-3111	

都市名 (区の数、人口等)	市役所、区役所 出張所等の名称	指定都市移行年月日・ 区設置年月日※1	所在地	〒	電話番号
浜松市 (7区) (人口: 791,643人) ※2	浜松市役所	平成19年4月1日	中区元城町103番地の2	430-8652	(053)457-2111
	中区役所	平成19年4月1日	中区元城町103番地の2	430-8652	457-2111
	東区役所	平成19年4月1日	東区流通元町20番3号	435-8686	424-0111
	西区役所	平成19年4月1日	西区雄踏一丁目31番1号	431-0193	597-1111
	南区役所	平成19年4月1日	南区江之島町600番地の1	430-0898	425-1111
	北区役所	平成19年4月1日	北区細江町気賀305番地	431-1395	523-1111
	浜北区役所	平成19年4月1日	浜北区貴布祢3000番地	434-8550	587-3111
	天竜区役所	平成19年4月1日	天竜区二俣町二俣481番地	431-3392	926-1111
名古屋市 (16区・6支所) (人口: 2,317,646人) ※2	名古屋市役所	昭和31年9月1日	中区三の丸三丁目1番1号	460-8508	(052)961-1111
	千種区役所	昭和12年10月1日	千種区寛王山通8丁目37番地	464-8644	762-3111
	東区役所	明治41年4月1日	東区筒井一丁目7番74号	461-8640	935-2271
	北区役所	昭和19年2月11日	北区清水四丁目17番1号	462-8511	911-3131
	楠支所	-	北区楠二丁目974番地	462-0012	901-2261
	西区役所	明治41年4月1日	西区花の木二丁目18番1号	451-8508	521-5311
	山田支所	-	西区八筋町358番地の2	452-0815	501-1311
	中村区役所	昭和12年10月1日	中村区竹橋町36番31号	453-8501	451-1241
	中区役所	明治41年4月1日	中区栄四丁目1番8号	460-8447	241-3601
	昭和区役所	昭和12年10月1日	昭和区阿由知通3丁目19番地	466-8585	731-1511
	瑞穂区役所	昭和19年2月11日	瑞穂区瑞穂通3丁目32番地	467-8531	841-1521
	熱田区役所	昭和12年10月1日	熱田区神宮三丁目1番15号	456-8501	681-1431
	中川区役所	昭和12年10月1日	中川区高畑一丁目223番地	454-8501	362-1111
	富田支所	-	中川区春田三丁目215番地	454-0985	301-8141
	港区役所	昭和12年10月1日	港区港明一丁目12番20号	455-8520	651-3251
	南陽支所	-	港区春田野三丁目1801番地	455-0873	301-8118
	南区役所	明治41年4月1日	南区前浜通3丁目10番地	457-8508	811-5161
	守山区役所	昭和38年2月15日	守山区小幡一丁目3番1号	463-8510	793-3434
	志段味支所	-	守山区大字下志段味字横堤1390番地の1	463-0003	736-2000
	緑区役所	昭和38年4月1日	緑区青山二丁目15番地	458-8585	621-2111
徳重支所	-	緑区元徳重一丁目401番地	458-0852	875-2202	
名東区役所	昭和50年2月1日	名東区上社二丁目50番地	465-8508	773-1111	
天白区役所	昭和50年2月1日	天白区島田二丁目201番地	468-8510	803-1111	
京都市 (11区・3支所) (人口: 1,463,996人) ※2	京都市役所	昭和31年9月1日	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地	604-8571	(075)222-3111
	北区役所	昭和30年9月1日	北区紫野東御所田町33番地の1	603-8511	432-1181
	上京区役所	明治12年4月10日	上京区今出川通室町西入堀出シ町285	602-8511	441-0111
	左京区役所	昭和4年4月1日	左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2	606-8511	702-1000
	中京区役所	昭和4年4月1日	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521番地	604-8588	812-0061
	東山区役所	昭和4年4月1日	東山区清水五丁目130番地の6	605-8511	561-1191
	山科区役所	昭和51年10月1日	山科区柳辻池尻町14番地の2	607-8511	592-3050
	下京区役所	明治12年4月10日	下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608番地の8	600-8588	371-7101
	南区役所	昭和30年9月1日	南区西九条南田町1番地の3	601-8511	681-3111
	右京区役所	昭和6年4月1日	右京区太秦下刑部町12番地	616-8511	861-1101
	西京区役所	昭和51年10月1日	西京区上桂森下町25番地の1	615-8522	381-7121
	洛西支所	-	西京区大原野東境谷町二丁目1番地の2	610-1198	332-8111
	伏見区役所	昭和6年4月1日	伏見区鷹匠町39番地の2	612-8511	611-1101
	深草支所	-	伏見区深草向畑町93番地の1	612-0861	642-3101
醍醐支所	-	伏見区醍醐大構町28番地	601-1366	571-0003	

都市名 (区の数、人口等)	市役所、区役所 出張所等の名称	指定都市移行年月日・ 区設置年月日※1	所在地	〒	電話番号
大阪市 (24区) (人口: 2,728,981人) ※2	大阪市役所	昭和31年9月1日	北区中之島一丁目3番20号	530-8201	(06)6208-8181
	北区役所	平成元年2月13日	北区扇町二丁目1番27号	530-8401	6313-9625
	都島区役所	昭和18年4月1日	都島区中野町二丁目16番20号	534-8501	6882-9625
	福島区役所	昭和18年4月1日	福島区大開一丁目8番1号	553-8501	6464-9625
	此花区役所	大正14年4月1日	此花区春日出北一丁目8番4号	554-8501	6466-9625
	中央区役所	平成元年2月13日	中央区久太郎町一丁目2番27号	541-8518	6267-9625
	西区役所	明治22年4月1日	西区新町四丁目5番14号	550-8501	6532-9625
	港区役所	大正14年4月1日	港区市岡一丁目15番25号	552-8510	6576-9625
	大正区役所	昭和7年10月1日	大正区千島二丁目7番95号	551-8501	4394-9625
	天王寺区役所	大正14年4月1日	天王寺区真法院町20番33号	543-8501	6774-9625
	浪速区役所	大正14年4月1日	浪速区敷津東一丁目4番20号	556-8501	6647-9625
	西淀川区役所	大正14年4月1日	西淀川区御幣島一丁目2番10号	555-8501	6478-9625
	淀川区役所	昭和49年7月22日	淀川区十三東二丁目3番3号	532-8501	6308-9625
	東淀川区役所	大正14年4月1日	東淀川区豊新二丁目1番4号	533-8501	4809-9625
	東成区役所	大正14年4月1日	東成区大今里西二丁目8番4号	537-8501	6977-9625
	生野区役所	昭和18年4月1日	生野区勝山南三丁目1番19号	544-8501	6715-9625
	旭区役所	昭和7年10月1日	旭区大宮一丁目1番17号	535-8501	6957-9625
	城東区役所	昭和18年4月1日	城東区中央三丁目5番45号	536-8510	6930-9625
	鶴見区役所	昭和49年7月22日	鶴見区横堤五丁目4番19号	538-8510	6915-9625
	阿倍野区役所	昭和18年4月1日	阿倍野区文の里一丁目1番40号	545-8501	6622-9625
住之江区役所	昭和49年7月22日	住之江区御崎三丁目1番17号	559-8601	6682-9625	
住吉区役所	大正14年4月1日	住吉区南住吉三丁目15番55号	558-8501	6694-9625	
東住吉区役所	昭和18年4月1日	東住吉区東田辺一丁目13番4号	546-8501	4399-9625	
平野区役所	昭和49年7月22日	平野区背戸口三丁目8番19号	547-8580	4302-9625	
西成区役所	大正14年4月1日	西成区岸里一丁目5番20号	557-8501	6659-9625	
堺市 (7区) (人口: 829,088人) ※2	堺市役所	平成18年4月1日	堺区南瓦町3番1号	590-0078	(072)233-1101
	堺区役所	平成18年4月1日	堺区南瓦町3番1号	590-0078	228-7403
	中区役所	平成18年4月1日	中区深井沢町2470番地7	599-8236	270-8181
	東区役所	平成18年4月1日	東区日置荘原寺町195番地1	599-8112	287-8100
	西区役所	平成18年4月1日	西区鳳東町6丁600番地	593-8324	275-1901
	南区役所	平成18年4月1日	南区桃山台1丁1番1号	590-0141	290-1800
	北区役所	平成18年4月1日	北区新金岡町5丁1番4号	591-8021	258-6706
美原区役所	平成18年4月1日	美原区黒山167番地1	587-8585	363-9311	
神戸市 (10区・1支所・ 1出張所) (人口: 1,522,635人) ※2	神戸市役所	昭和31年9月1日	中央区加納町6丁目5番1号	650-8570	(078)331-8181
	東灘区役所	昭和25年4月1日	東灘区住吉東町5丁目2番1号	658-8570	841-4131
	灘区役所	昭和6年9月1日	灘区桜町4丁目2番1号	657-8570	843-7001
	中央区役所	昭和55年12月1日	中央区雲井通5丁目1番1号	651-8570	232-4411
	兵庫区役所	昭和6年9月1日	兵庫区荒田町1丁目21番1号	652-8570	511-2111
	北区役所	昭和48年8月1日	北区鈴蘭台北町1丁目9番1号	651-1195	593-1111
	北神区役所	平成31年4月1日	北区藤原台中町1丁目2番1号	651-1302	981-5377
	長田区役所	昭和20年5月1日	長田区北町3丁目4番地の3	653-8570	579-2311
	須磨区役所	昭和6年9月1日	須磨区大黒町4丁目1番1号	654-8570	731-4341
	北須磨支所	-	須磨区中落合2丁目2番5号	654-0195	793-1212
	垂水区役所	昭和21年11月1日	垂水区日向1丁目5番1号	655-8570	708-5151
西区役所	昭和57年8月1日	西区玉津町小山宇川端180番地の3	651-2195	929-0001	
西神中央出張所	-	西区糞台5丁目6番地の1	651-2273	992-8100	

都市名 (区の数、人口等)	市役所、区役所 出張所等の名称	指定都市移行年月日・ 区設置年月日※1	所在地	〒	電話番号
岡山市 (4区) (人口: 719,792人) ※2	岡山市役所	平成21年4月1日	北区大供一丁目1番1号	700-8544	(086)803-1000
	北区役所	平成21年4月1日	北区大供一丁目1番1号	700-8544	
	御津支所	-	北区御津金川1020番地	709-2198	
	建部支所	-	北区建部町福渡489番地	709-3198	
	一宮地域センター	-	北区一宮553番地1	701-1211	
	津高地域センター	-	北区栢谷1682番地	701-1144	
	高松地域センター	-	北区高松原古才247番地	701-1334	
	吉備地域センター	-	北区庭瀬416番地	701-0153	
	足守地域センター	-	北区足守718番地	701-1463	
	中区役所	平成21年4月1日	中区浜三丁目7番15号	703-8544	
	富山地域センター	-	中区円山115番地1	703-8271	
	東区役所	平成21年4月1日	東区西大寺南一丁目2番4号	704-8555	
	瀬戸支所	-	東区瀬戸町瀬戸45番地	709-0897	
	上道地域センター	-	東区檜原466番地	709-0611	
	南区役所	平成21年4月1日	南区浦安南町495番地5	702-8544	
	灘崎支所	-	南区片岡207番地	709-1215	
	妹尾地域センター	-	南区箕島1024番地8	701-0206	
	福田地域センター	-	南区古新田1186番地	701-0203	
	興除地域センター	-	南区中畦593番地	701-0213	
	藤田地域センター	-	南区藤田508番地	701-0221	
児島地域センター	-	南区北浦716番地	702-8012		
福浜地域センター	-	南区福富中一丁目16番22号	702-8032		
広島市 (8区) (人口: 1,197,929人) ※2	広島市役所	昭和55年4月1日	中区国泰寺町一丁目6番34号	730-8586	(082)245-2111
	中区役所	昭和55年4月1日	中区国泰寺町一丁目4番21号	730-8587	
	東区役所	昭和55年4月1日	東区東蟹屋町9番38号	732-8510	
	温品出張所	-	東区温品五丁目1番18号	732-0033	
	南区役所	昭和55年4月1日	南区皆実町一丁目5番44号	734-8522	
	似島出張所	-	南区似島町字家下752番地の74	734-0017	
	西区役所	昭和55年4月1日	西区福島町二丁目2番1号	733-8530	
	安佐南区役所	昭和55年4月1日	安佐南区古市一丁目33番14号	731-0193	
	佐東出張所	-	安佐南区緑井六丁目29番28号	731-0103	
	祇園出張所	-	安佐南区祇園二丁目48番7号	731-0138	
	沼田出張所	-	安佐南区伴東七丁目64番8号	731-3164	
	安佐北区役所	昭和55年4月1日	安佐北区可部四丁目13番13号	731-0292	
	白木出張所	-	安佐北区白木町大字秋山2391番地の4	739-1414	
	高陽出張所	-	安佐北区深川五丁目13番7号	739-1751	
	安佐出張所	-	安佐北区安佐町大字飯室3052番地の1	731-1142	
	安芸区役所	昭和55年4月1日	安芸区船越南三丁目4番36号	736-8501	
	中野出張所	-	安芸区中野三丁目20番9号	739-0321	
	阿戸出張所	-	安芸区阿戸町6257番地の2	731-4231	
	矢野出張所	-	安芸区矢野東五丁目7番18号	736-0083	
	佐伯区役所	昭和60年3月20日	佐伯区海老園二丁目5番28号	731-5195	
湯来出張所	-	佐伯区湯来町大字和田166番地	738-0601		
北九州市 (7区・9出張所) (人口: 939,276人) ※2	北九州市役所	昭和38年4月1日	小倉北区内1番1号	803-8501	(093)582-2525
	門司区役所	昭和38年4月1日	門司区清滝一丁目1番1号	801-8510	
	松ヶ江出張所	-	門司区吉志新町二丁目1番1号	800-0118	
	大里出張所	-	門司区大里原町12番12号	800-0038	
	小倉北区役所	昭和49年4月1日	小倉北区大手町1番1号	803-8510	
	小倉南区役所	昭和49年4月1日	小倉南区若園五丁目1番2号	802-8510	
	曾根出張所	-	小倉南区下曾根四丁目22番1号	800-0217	
	両谷出張所	-	小倉南区徳吉西三丁目7番1号	803-0278	
	東谷出張所	-	小倉南区大字木下704番地の1	803-0184	
	若松区役所	昭和38年4月1日	若松区浜町一丁目1番1号	808-8510	
	島郷出張所	-	若松区鴨生田二丁目1番1号	808-0105	
	八幡東区役所	昭和49年4月1日	八幡東区中央一丁目1番1号	805-8510	
	八幡西区役所	昭和49年4月1日	八幡西区黒崎三丁目15番3号	806-8510	
	折尾出張所	-	八幡西区光明一丁目9番22号	807-0824	
	上津役出張所	-	八幡西区下上津役四丁目8番1号	807-0075	
	八幡南出張所	-	八幡西区茶屋の原一丁目6番1号	807-1134	
	戸畑区役所	昭和38年4月1日	戸畑区千防一丁目1番1号	804-8510	
	804-8510			871-1501	
福岡市 (7区) (人口: 1,582,695人) ※2	福岡市役所	昭和47年4月1日	中央区天神1丁目8番1号	810-8620	(092)711-4111
	東区役所	昭和47年4月1日	東区箱崎二丁目54番1号	812-8653	
	博多区役所	昭和47年4月1日	博多区博多駅前二丁目9番3号	812-8512	
	中央区役所	昭和47年4月1日	中央区大名二丁目5番31号	810-8622	
	南区役所	昭和47年4月1日	南区塩原三丁目25番1号	815-8501	
	城南区役所	昭和57年5月10日	城南区鳥飼六丁目1番1号	814-0192	
	早良区役所	昭和57年5月10日	早良区百道二丁目1番1号	814-8501	
	入部出張所	-	早良区東入部二丁目14番8号	811-1102	
	西区役所	昭和57年5月10日	西区内浜一丁目4番1号	819-8501	
	西部出張所	-	西区西都二丁目1番1号	819-0367	
806-0004					

都市名 (区の数、人口等)	市役所、区役所 出張所等の名称	指定都市移行年月日・ 区設置年月日※1	所在地	〒	電話番号
熊本市 (5区・ 7総合出張所・ 1分室) (人口: 738,063人) ※2	熊本市役所	平成24年4月1日	中央区手取本町1番1号	860-8601	(096)328-2111
	中央区役所	平成24年4月1日	中央区手取本町1番1号	860-8618	328-2555
	東区役所	平成24年4月1日	東区東本町16番30号	862-8555	367-9111
	託麻総合出張所	-	東区長嶺東7丁目11番15号	861-8038	380-3111
	西区役所	平成24年4月1日	西区小島2丁目7番1号	861-5292	329-1111
	河内総合出張所	-	西区河内町船津2069番地5	861-5347	276-1111
	芳野分室	-	西区河内町野出1410番地	861-5343	277-2001
	南区役所	平成24年4月1日	南区富合町清藤405番地3	861-4189	357-4111
	天明総合出張所	-	南区奥古閑町2035番地	861-4125	223-1111
	城南総合出張所	-	南区城南町宮地1050番地	861-4202	(0964)28-3111
	幸田総合出張所	-	南区幸田2丁目4番1号	861-4108	(096)378-0172
	北区役所	平成24年4月1日	北区植木町岩野238番地1	861-0195	272-1111
	清水総合出張所	-	北区清水亀井町14番7号	861-8066	343-9161
龍田総合出張所	-	北区龍田弓削1丁目1番10号	861-8007	338-2231	

※1…政令指定都市移行年月日は各都市の「市役所」の欄に、区設置年月日は各「区役所」の欄に記載

※2…平成31年4月1日現在の推計人口

5-2 政令指定都市区政担当課

(平成31年4月1日現在)

都 市 名	区政担当課名・所在地・メールアドレス	電話・FAX番号
札幌市	市民文化局 地域振興部 区政課 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目1番地 kusei@city.sapporo.jp	(代表) (011)211-2111 (直通) 211-2252 (FAX) 218-5156
仙台市	市民局 協働まちづくり推進部 区政課 〒980-0802 仙台市青葉区二日町1番23号 アーバンネット勾当台ビル9階 sim004010@city.sendai.jp	(代表) (022)261-1111 (直通) 214-6125 (FAX) 211-1916
さいたま市	市民局 区政推進部 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 kusei-suishin@city.saitama.lg.jp	(代表) (048)829-1111 (直通) 829-1834 (FAX) 829-1992
千葉市	市民局 市民自治推進部 区政推進課 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 kusei.CIC@city.chiba.lg.jp	(代表) (043)245-5111 (直通) 245-5133 (FAX) 245-5550
川崎市	市民文化局 コミュニティ推進部 区政推進課 〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11番地2 川崎フロンティアビル7階 25kusei@city.kawasaki.jp	(代表) (044)200-2111 (直通) 200-2357・58 (FAX) 200-3800
横浜市	市民局 区政支援部 区連絡調整課 〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地 sh-kuren@city.yokohama.jp	(代表) (045)671-2121 (直通) 671-2728 (FAX) 664-5295
相模原市	市民局 区政支援課 〒252-5277 相模原市中央区中央二丁目11番15号 kuseishien@city.sagamihara.lg.jp	(代表) (042)754-1111 (直通) 769-9814 (FAX) 753-9413
新潟市	市民生活部 市民協働課 〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1 shiminkyodo@city.niigata.lg.jp	(代表) (025)228-1000 (直通) 226-1098 (FAX) 228-2219
静岡市	総務局 総務課 〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 soumu@city.shizuoka.lg.jp	(代表) (054)254-2111 (直通) 221-1001 (FAX) 205-1377
浜松市	市民部 市民協働・地域政策課 〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2 shiminkyodo@city.hamamatsu.shizuoka.jp	(代表) (053)457-2111 (直通) 457-2094 (FAX) 457-2750
名古屋市	市民経済局 地域振興部 区政課 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 a3112@shiminkeizai.city.nagoya.lg.jp	(代表) (052)961-1111 (直通) 972-3112 (FAX) 972-4458
京都市	文化市民局 地域自治推進室(区政推進担当) 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488番地 kusei@city.kyoto.lg.jp	(代表) (075)222-3111 (直通) 222-3048 (FAX) 222-3042
大阪市	市民局 区政支援室 区行政制度担当 〒530-8201 大阪市北区中之島一丁目3番20号 ca0003@city.osaka.lg.jp	(代表) (06)6208-8181 (直通) 6208-7321 (FAX) 6202-7073

都 市 名	区政担当課名・所在地・メールアドレス	電話・FAX番号
堺 市	市民人権局 市民生活部 市民人権総務課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 shijinso@city.sakai.lg.jp	(代表) (072)233-1101 (直通) 228-7579 (FAX) 228-0371
神 戸 市	行財政局 区役所課 〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 kuyakusho@office.city.kobe.lg.jp	(代表) (078)331-8181 (直通) 322-5071 (FAX) 322-6015
岡 山 市	市民生活局 市民生活部 区政推進課 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 kuseisuishin@city.okayama.lg.jp	(代表) (086)803-1000 (直通) 803-1033 (FAX) 803-1875
広 島 市	企画総務局 総務課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 soumu-kusei@city.hiroshima.lg.jp	(代表) (082)245-2111 (直通) 504-2112 (FAX) 504-2069
北 九 州 市	市民文化スポーツ局 市民総務部 総務区政課 〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 shi-soumu@city.kitakyushu.lg.jp	(代表) — (直通) (093)582-2155 (FAX) 562-1307
福 岡 市	市民局 総務部 区政課 〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号 kusei.CAB@city.fukuoka.lg.jp	(代表) (092)711-4111 (直通) 711-4074 (FAX) 733-5595
熊 本 市	市民局 市民生活部 地域政策課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 chiikiseisaku@city.kumamoto.lg.jp	(代表) (096)328-2111 (直通) 328-2031 (FAX) 351-2030

令和 元 年度 区政概要

令和 元 年 7 月発行

発行 福岡市市民局総務部区政課
福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
TEL (092) 711-4074
FAX (092) 733-5595